

平成二十八年第一回三月定例会

平成 28 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 28 年 3 月 8 日 開会

平成 28 年 3 月 18 日 閉会



高森町議会会議録

高 森 町 議 会

3月8日（火）

（第1日）

平成28年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成28年3月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 本田 生一君

10番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （11日間）

自 平成28年3月 8日

至 平成28年3月18日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 8日（火）	本会議	議案審議
3月 9日（水）	休 会	総務常任委員会
3月10日（木）	”	
3月11日（金）	”	
3月12日（土）	”	
3月13日（日）	”	
3月14日（月）	”	文教厚生常任委員会
3月15日（火）	”	建設経済常任委員会
3月16日（水）	本会議	一般質問
3月17日（木）	休 会	
3月18日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 同意第 3号 高森町農業委員の選任について

日程第 5 議案第 5号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

- 日程第 6 議案第 6 号 高森町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 7 議案第 7 号 熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る
連携協約の締結について
- 日程第 8 議案第 8 号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- 日程第 9 議案第 9 号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について
- 日程第 10 議案第 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号 高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 12 議案第 12 号 高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の
制定について
- 日程第 13 議案第 13 号 高森町実費弁償条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 15 号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一
部改正について
- 日程第 16 議案第 16 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 17 議案第 17 号 高森町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正につい
て
- 日程第 20 議案第 20 号 高森町ふるさとづくり対策事業基金条例等の廃止につい
て
- 日程第 21 議案第 21 号 河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条
例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 23 号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 24 議案第 24 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 25 号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 26 号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

- 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 27 号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 27 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 27 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 33 議案第 33 号 平成 27 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 34 議案第 34 号 平成 28 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 35 議案第 35 号 平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 36 議案第 36 号 平成 28 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 37 議案第 37 号 平成 28 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 38 議案第 38 号 平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 39 議案第 39 号 平成 28 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 40 議案第 40 号 平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 41 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 2 番 | 岩 下 健 治 君 |
| 3 番 | 後 藤 三 治 君 | 4 番 | 興 梶 壽 一 君 |
| 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 | 6 番 | 立 山 広 滋 君 |
| 7 番 | 森 田 勝 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草 村 大 成 君	総 務 課 長	佐 藤 武 文 君
住民福祉課長兼生活環境課長	安 藤 吉 孝 君	政策推進課長	馬 原 恵 介 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	松 本 満 夫 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君
たかみりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君	監 査 委 員 事 務 局 長	安 方 含 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成28年第1回高森町議会定例会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

既に3月となり春のですね、季節を感じる少々暖かい時期になってまいりました。また私も議員さんも同じであります。昨年の統一地方選挙以来、既に1年が経過しようとしております。私も2期目の2年目となり、本定例会では平成28年度一般会計予算を中心にいよいよ政策集を中心とした政策の充実を掲げて平成28年度に向かう覚悟でございます。それぞれの議員さんも今回の選挙に関しては公約を掲げております。私のすすめてくる政策と大変一緒にやっていかなければいけないところでは多々ございますので、一緒にやっていく御理解と御協力、それとともにそれぞれの議員さんとですね、公約実現のために頑張ってくださいと同時に私自身も高森町議会の皆さまに絶大な御理解と御協力を仰ぎながら町政発展に邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今定例会では委員の任命に関わる同意2件、指定管理者の指定、計画の策定、協約等の締結、条例の制定及び一部改正等の議案22件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案は13件でございます。よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 本田生一君及び10番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成28年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月8日から3月18日までの11日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの11日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。現在本町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております佐田成二氏は1期3年にわたり固定資産評価の審査に御尽力をいただいておりますが、その任期が本年3月22日をもって満了するため、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。同氏は人格高潔で識見も高く、広く社会の実情に通じた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案を申し上げますのでございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第3号 高森町農業委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第3号、高森町農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号、高森町農業委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。現在の本町の農業委員の任期は本年3月31日までとなっており、新たに任命する必要があるため今回御提案するものです。内訳は農業者の中から任命する委員が三森一男氏、松尾治実氏、下田安己氏、竹内辰三氏、宇藤元志氏、岡本房雄氏、古庄謙一氏、矢津田勇次氏、城井若生氏、田上七十三氏、白石博昭氏、以上11名。農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦に基づき、任命する委員が吉良山友二氏、林淳一氏の2名。農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として任命する委員が山村珠美氏であり、合計14名でございます。いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方々でございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町農業委員の選任についてを採決します。本件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町農業委員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。議案第5号で提案いたしました高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして提案理由を説明申し上げます。

本議案は高森町観光交流センター条例第10条の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別な事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文にのっとり、今回高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。議案を御覧いただきたいと思っております。

まず、対象施設は高森町観光交流センター、指定管理者となる団体の名称は高森町観光協会会長後藤巖氏です。次に、指定の機関といたしましては平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなります。指定管理者を指定するには地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 高森町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第6号で提案いたしました高森町過疎地域自立促進計画の策定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、平成27年度末で計画の期限を迎える現計画を平成28年度から平成32年度までの計画として策定したものであります。なお、過疎地域自立促進特別措置法が平成33年3月31日までの時限立法とされていることから、平成32年度末までの策定期間としております。

次のページからが計画書となっております。本計画での高森町過疎地域自立促進計画の基本方針といたしましては、高森町まち・ひと・しごと創生総合戦略長期ビジョンに基づき、人口減少対策と成長力の確保に資する施策を推進することとしております。なお、これらを実現するため政策5原則が定められており、それらにのっとり具体的な施策の展開を図ることとしております。主な項目の概要を説明申し上げますと、産業の振興につきましては本町の基幹産業でもあります農林業では中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用した耕作放棄地の発生防止や地域での共同作業の推進、また南阿蘇地域特有品種であるナンゴウ檜の植林やブランド化に対する助成についても推進が計画されております。また、世界ジオパークや世界農業遺産に指定された阿蘇地域の一角としての強みを生かし、観光と地域と地域の農林業との連携を図って、高森町観光立町推進計画に基づく体験型、参加型の新たな着地型旅行商品の造成を進めるとともに、グルメ志向にあった特産品開発にも取り組むとされています。ほかに草部地区や野尻地区の観光資源

化したプランづくりや既存の施設等を利用した観光振興も図るとされております。交通通信体系の整備や情報化等の促進につきましては道路は住民生活に欠くことのできないものです。老朽化が進んでいる現状から計画的で適切な維持、補修、管理に努めるとされております。また、利用者の減少傾向が続いている町民バスの継続に向けた検討と取り組みの推進やトロッコ列車がメインとなっている鉄道移送についても生活及び観光の両面からの利用促進を図るとされております。次に、町内の世帯に配備した光ファイバーケーブルを活用した行政サービスを受用できる仕組みに今以上に取り組むことや新たな住民サービスの実現のためにT P Cの双方向性についても検討するとされております。高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進につきましては高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らす。生涯現役社会の実現のための取り組みを推進するとされております。また、障がい者や障がい児が地域の一員として社会、文化、経済、その他の活動に参加できるようノーマライゼーション理念の普及、及び適切な療育やその家族に対する相談、援護等についても推進するとされております。医療の確保につきましては健康を維持するために病気にならない生活習慣を身に付けることが重要であり、そのためには各種健康診査を通して自己の健康状況を理解し、重症化が予防できるように保健指導をすすめることとされております。教育の振興につきましては、児童生徒の健全な成長を目指して、また21世紀を生き抜く人材育成と国際化、情報化、少子化等へ対応するため、新教育プランを教育の根幹として取り組みを進めるとされております。特に小中一貫カリキュラムの更なる整備、地域と学校が一体となったコミュニティスクールを基盤として、地域の特徴を生かした学校経営、行政と連携し教育の情報化をさらに進め、I C T機器の整備や人的配置を充実するとされております。また、生涯学習、人権学習、青少年の健全育成、スポーツの推進を目標に誰もが生き生きと学べる社会の実現を図るともされております。集落の整備等につきましては、交流拠点の活用や空き家の活用を推進するとともに、地域間交流の場としての活用を推進するとされております。また、国際化の時代に対応したまちづくり、ひとづくりの両面を促進するために国内外との交流などの取り組みの推進に努めるとされております。あわせて高齢者の人生で培われた力の活用や住民相互の支え合いの促進についても目指し、住民主体のまちづくり活動への支援などを通して、住民と行政の共同によるまちづくりを推進するとされております。最後に、過疎対策事業債の借入対象となるのは本計画に記載されております各事業でありまして、この元利償還金70%は地方交付税に導入されることから有利な事業展開が見込まれるものであります。個々

の事業の実施につきましては各年度ごとの予算編成の中で、事業費の調整を行い、議会での御審議、御決定を得て、事業着手することになることを申し添えます。

以上、今回提案しております内容につきまして説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第7号、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第7号で提案いたしました熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結につきまして、提案理由を説明申し上げます。本議案は熊本市及び高森町が連携して、圏域全体の経済を牽引するとともに、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成を図るため、協議により連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めた連携協約を地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結するもので、同条第3項の規定に基づき連携協約の締結につきまして議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。連携協約第3条では、政策分野の取り組み及び役割分担に関する内容が明確にされており、熊本市及び高森町それぞれの役割が別表に明記されております。なお、同協約第3条第1項第1号は圏域全体の経済成長の牽引にかかる政策分野に関する3項目。同項第2号は高次の都市機能の集積、評価にかかる政策分野に関する3項目。同項第3号は圏域全体の生活関

連機能のサービスの向上にかかる政策分野に関する3分野17項目が明記されておりますが、その項目ごとの取り組み内容は多岐にわたり、全23項目で50の取り組みがあります。取り組みの内容といたしましては、病児及び病後児保育における圏域住民の利用、海外観光客誘致のためのPR及び観光施策の共同実施、広域的道路網の整備の充実を図る期成会活動の共同実施、Uターン、Iターン、Jターン希望者等との地元企業との就職促進会の共同実施、職員の派遣及び人事交流実施等が主な取り組みとなります。なお、高森町の担当課別では総務課が5つ、住民福祉課が5つ、健康推進課が4つ、農林政策課が9つ、建設課が1つ、教育委員会が3つ、政策推進課が15及び本町では該当しない8つの取り組みがあります。

以上、今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第8号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。議案第8号で御提案いたしました熊本広域行政不服審査会の共同設置について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年に行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、本議会においてはこの議案第8号をはじめ、5件の条例制定に関する議案を上程しておりますことから、まず、行政不服審査法の改正内容から説明をさせていただきます。行政不服審査法は行政の権限に基づく決定や処分に対する不服申し立てに関する法律であり、法律に特別の定めがある場合を除き、国や地方を問わず行政の処分に適用されるものです。この法律の目的は国民の権利や利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することであり、訴訟と比べ簡易で迅速な手続きにより違法性だけでなく不当性についても判断されることとなります。現行の行政不服審査法は昭和37年に制定されて以降、50年以上本格的な改正がなされませんでしたでしたが、公正性、利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを図られ、平成26年6月13日に行政不服審査法関連3法として公布され、平成28年4月1日から施行されます。行政不服審査法関連3法とは行政不服審査法の全面改正、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、行政手続法の一部を改正する法律でございますが、改正行政不服審査法の主なポイントは審理、採決の公正性の向上と使いやすさの向上の2点でございます。審理、採決の公正性の向上という観点では、改正前は行政処分の直接的な関係者も審理を行うことがあったため、改正後は例外を除き、処分に関与しない職員が審理する審理委員制度を設けるとともに、採決については行政不服審査会等の第三者機関が点検することとされました。また、使いやすさの向上という観点では、改正前は審査請求や異議申し立てという形がありましたが、改正後は審査請求に一本化されることとなりました。また、審査請求ができる期間は処分から60日以内であったものを3カ月に延長されています。

以上が、行政不服審査法の改正の概要であります。

次に、町の採決を点検する第三者機関についてでございますが、国の行政不服審査会に相当する機関として、地方公共団体には地方公共団体の長の判断の適否を審査する付属機関を置く必要があります。当該付属機関の組織及び運営に関し、必要な事項については条例で定めることとなっており、地方自治法第252条の7第1項の規定により、共同設置する場合は規約で定めることとなっております。本町が単独で設置する場合と他の市町村と共同で設置する場合のメリット、デメリットを比較いたしますと、単独設置の場合は本町の判断で委員の任命を行うことができる反面、審査請求の有無に関わらず委員を探す必要があり、審査請求が少ない自治体にとっては事務負担が大きいということが挙げられます。一方、共同設置の場合は委員の選任などについて各自治体間での調整は必要となりますが、自治体ごとに委

員を確保する必要がなく、ただ単独で設置するよりも多くの事件が諮問されるため過去の経験を活用できるというメリットがございます。このようなことから今回本町を含む熊本市など12市町村が規約に基づき熊本広域行政不服審査会を共同設置するものでございます。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、熊本広域行政不服審査会の共同設置については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第9号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。議案第9号で御提案いたしました公の施設の他の団体の利用に関する協定につきまして、御説明を申し上げます。

公の施設、これ図書館になりますが、他の団体の利用について地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を経るため提案するものでございます。今回の協定書は熊本市の公の施設、図書館法に基づく図書館、熊本市の公立図書館になります。並びに熊本市公民館条例に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センター「はあもにい」に付属する図書館の利用について、高森町と協定を締結するも

のです。協定の趣旨は高森町の住民の方への図書資料の貸し出しを実施するものです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、公の施設の他の団体の利用に関する協定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第10号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第10号で御提案いたしました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正の概要については先ほど御説明いたしましたとおりでございますが、この条例では高森町情報公開条例、高森町個人情報保護条例、高森町特定個人情報保護条例、高森町行政手続き条例、以上4条例の一部改正が必要となったため、本議案を提出するものでございます。主な改正点といたしましては、改正の規定の整備を行うとともに引用規定を改めております。また、不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う規定の整備を行っております。さらに、情報公開条例、

特定個人情報保護条例等にあつては不服申し立てを審査請求に改めることに伴う規定の整備を行うとともに、審理委員を指定しないことを定めております。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第11号、高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第11号で御提案いたしました高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定について提案理由を御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正では審理、採決の公正性の向上という観点から審理委員制度が設けられたことを御説明いたしましたが、審理委員は処分に関する手続きに関与していないなどの要件を満たす者が、審査請求にかかる審査手続きを行うことにより審理の公正性、透明性を高めるため新たに導入されるものです。また、審理委員は審査庁、この場合は町となりますが、審査庁から指名されることとなりますが、具体的な審理手続きについて町の指揮、監督を受けることはなく、町も指揮、

監督をしてはならないこととなっております。審理委員は、審査庁の職員でなければなりません。町にあっては職員数も少なく、審理委員の要件を満たし、その事務を適切に遂行する能力を有する職員を確保することは非常に困難であるため、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職、非常勤職員を任用することで対応しようとするものです。また、審理委員は所属する職員から指名しなければならないため一旦審理委員以外の職名で採用し、審理委員に指名することになることから本町では法務専門調査職員として任用しようとするものでございます。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。非常に難しい文言が出てきまして、要するに結果的には職員退職者の中からこの専門調査職員というものを任用するというふうに捉えていいのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。この場合はですね、退職職員ではなくて、こういう専門職員を任用しない場合は現存の職員の中から審理委員を長が指名するということになります。先ほど御説明をいたしましたとおりに職員数も少ないですし、完全に第三者的な形で案件を審理するというのはなかなか難しゅうございますので、新たに専門職員として任用をしたいという内容でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。そうなりますと庁舎内にいる、要するに現職員の中からということ、最終的にはそうなるんでしょうけれども、専門的に詳しい方を職員として採用したのちに、要するにその方を法務専門調査員として任用するというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。先ほど申しましたとおりに専門職員として任用した上で審理委員として指名をするという形になります。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。非常に新しい試みじゃないんですけども、いろいろ社会情勢が変わってくる中でこういうふうな職務をもった方たちが必要になってくるとことは分かっております。ただ、私が現在自覚しておるのは高森町が後ほど当初予算等でも出てきますが、専門の顧問弁護士等をお願いをしております。この顧問弁護士の方は法律的には刑法から民法、行政法すべての法律、この方は網羅されておまして、非常に熊本県内の法曹界においてもトップをいかれてる方で、非常にこれは力のある方だというふうに私は認識をしておる。ですから、こういうふうに法務的な問題が出てくる、法務的な職員を採用する場合にはこのような顧問弁護士の方等ともやっぱり十分町当局が共有してですね、やっていただかないと何のために顧問弁護士を私たちがお願いしておるのかということもわかりませんので、その点については町長のほうから最終的な御意見を伺って終わりたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。当町高森町では顧問弁護士を優先するというのでございますので、当然しっかり御指導、御理解をいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号、高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがっては議案第11号、高森町法務専門調査職員の任用等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の

制定について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第12号、高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第12号で御提案いたしました高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例も行政不服審査法が全部改正されたことに伴うものでございまして、行政不服審査法第38条の規定に基づき、審査請求人等が提出書類等の写しの交付を求めた場合の手数料の徴収等に必要な事項を定めるものでございます。内容については別紙の条例を御覧いただきたいと思っております。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号、高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号、高森町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 高森町実費弁償条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第13号、高森町実費弁償条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第13号で御提案いたしました高森町実費弁償条例の

制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正行政不服審査法の施行に伴い、審理委員の求めによって出頭する者に対する実費弁償を規定する必要があるため、現在の高森町証人等に対する実費弁償に関する条例を廃止の上、条文にございますようにそれぞれの法律、それから出頭する関係人等を明記いたしまして内容を詳細にした形で本条例の制定を提案するものでございます。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号、高森町実費弁償条例の制定についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号、高森町実費弁償条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第14号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） おはようございます。議案第14号で御提案いたしました高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。主な改正概要としましては条例に費用負担の規定を加え、審査申出人が書類等の写し、または書面の交付を求めた場合にその費用を審査申出人の負担とすることや、電子メールでの弁明書の提出を可とする規定等を定めることとされました。

以上、御提案いたしました条例改正の概要について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第15号で御提案いたしました高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、後ほど御提案いたします職員の退職管理に関する条例に基づく内容や職員の人事評価の状況などを公表する必要があるため、本条例の一部改正を提案するものでございます。新たに公表する項目につきましては職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、職員の人事評価の状況でございます。

以上、御提案申し上げますが、よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第16号で御提案いたします職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

学校教育法等の一部改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されたため、本条例の一部、小学校を小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部と改めるものでございます。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。結果的に条例改正等に伴ってかと思うんですけども、職員側から見たときに勤務形態がどのような形に変わってくるかということがあるならば、例を挙げていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。勤務形態といたしましてはとりあげて変更になるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。小学校、義務教育学校の前期課程またはということなんですけれども、特別支援学校も含めてなんです、学校の先生方たちまた非常勤の先生たちのほうも関係してくると思うんですけれども、通常役場の職員の勤務時間に置換えてみると、要するに一番最初の16時間から32時間が15時間30分から31時間までに改めるということになっておるんですが、そうなってくると一番ついつい最高のほうにしてしまうんですね。今うちの役場の庁舎内を見てみると、6時になっても職員の方たちがぞろっと座っているんですが、そのあたりの指導についてはどのような体制をとっていかれるつもりなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼します。10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。現在高森町の職員の年休の取得日数は県下ワースト3でございます。逆を申せば職員が休暇もあまりとらずに仕事をしている。それから時間外の仕事をしているという部分もございますけれども、健康面から考えますと野放しにはできないというふうに考えております。ですから、仕事の内容も当然勘案しながら時間外勤務や時間を減らす。それから年休消化を上げるというような努力もしていかなければならないというふうに考えているところでございます。先ほど少し御説明を漏らした部分がございますが、勤務時間の短縮をこの条例の中で挙げておりますが、この部分については前もって短時間再任用職員の勤務時間の上限を定めたものでございますので、一般の職員には該当がないということをお知らせすることを抜かしておりましたので付け加えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。新旧対照表見れば当然それは再任用の方たちの該当ということでおかるんですが、ただですね、周りが仕事をしていると帰れないんです。管理職の方が座って堂々と6時半、7時までも仕事をしている状況を見ると、周りの方たちはなかなか帰れないんです。そういうふうなことがあるもんだから、最終的に時間は明示するけれども、指導はどうするかということをお聞きした次第であります。ですから健康管理もさることながら、条例でこういうふうにかかれておりながら、再任用で採用された職員の皆さんたちもやはり周りの職員の方たちが堂々と6時半も7時も残っておられればそうは簡単に帰れないという環境になってしまうと思います。ですから、そのあたりについての指導のほうはどうなるかという意

向で私は尋ねたつもりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） しばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第17 議案第17号 高森町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第17号で御提案いたしました高森町職員の退職管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行によりまして、職員であった者が退職後に営利企業等に再就職し、元職員と申しますが、再就職した元職員は離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企

業等、またはその子法人と在職していた地方公共団体の間での契約等事務について、離職後2年間、離職前5年前の職務上の行為をするように要求または依頼することが禁止されました。これに伴い、再就職者は離職の際、営利企業等に就いた場合は速やかに任命権者に届け出るようにされております。これらの法律の制定によりまして、本町でも本条例を制定する必要があるため御提案を申し上げたところでございます。

よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。これは以前全国的に言われていた天下りの禁止と一緒に感じいたします。高森町においてはそのような特別法人でそういうふうな団体はあんまり見受けないわけなんですけれども、例えば建設課の課長さんが退職後にどこかの土建屋さんに役員として入ることはできないというふうに捉えていいことなんでしょうか。総務課長。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

再就職すること自体は問題ございませんけれども、以前勤務しておりました職務内容、すなわちここでは議員が建設課と申されましたので建設課と申しますが、再就職をしたのちに建設課にいろんなことを要望したりすることはできないというのがこの法律の内容でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第18号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第18号で御提案を申し上げました高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

先だってから農業委員等の法律の改正に伴いまして、本町でも農地利用最適化推進委員を置くこととなりました。これに伴いまして、この委員さんの費用弁償報酬を規定する必要があるため、この項を設けるものでございます。金額につきましては農業委員さんと同額になっております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議いただき御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第19号で御提案いたしました高森町一般職員の給与

に関する条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は平成27年の人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職員の給与に関する条例を改正するものでございまして、主な内容といたしましては、第1条では平成27年4月にさかのぼって給料の改定を行うとともに、勤勉手当の支給率を4.10月から4.20月に引き上げるものでございます。第2条では国が行っている給与の総合的見直しを本町でも実施しなければならないため、本年4月からの給与を減額改定するものです。これにより3月31日現在の給与額に満たないこととなるものには現給保障を行うこととしております。第3条では平成18年の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、平成18年3月31日現在の給与額に対する現給保障を本年3月31日までとするものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1点資料に誤りがございましたので、修正をさせていただきたいと思えます。第2条中、勤務しないときはの次に勤務時間条例第7条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間とすべきところを、申し訳ありません。本文です。高森町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本文です。上から8行目になります。ここで勤務時間条例ですけれども、勤務時間条例第7条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を加えるとしておりますけれども、新旧対照表の中で時間外勤務の「務」が抜けて、時間外勤代休時間となっておりますので、勤務の「務」をですね、加えていただくようお願いいたします。

-----○-----

日程第 20 議案第 20 号 高森町ふるさとづくり対策事業基金条例等の廃止について

○議長（田上更生君） 日程第 20、議案第 20 号、高森町ふるさとづくり対策事業基金条例等の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第 20 号で御提案を申し上げました高森町ふるさとづくり対策事業基金条例等の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

高森町ふるさとづくり対策事業基金、高森町社会福祉振興基金、高森町中山間ふるさと・水と土保全基金、高森町土地開発基金の 4 基金を廃止する内容でございます。この 4 基金につきましては、基金の果実を運用して事業を行うこととなっておりますが、金利の低下で果実も少なく、また条例の活用も少ない状況でございますので、今回基金を廃止させていただくというものでございます。4 基金とも預け入れの満期日が少し違っておりまして、一緒に廃止することができませんので、条例の施行は平成 29 年 3 月 31 日というふうにさせていただいております。なお、廃止いたしました基金につきましては施行日において財調のほうに繰り入れたいというふうに考えております。また、これら基金の目的につきましては、今後は一般財源のほうで対応をさせていただくという考えでおります。この基金の廃止につきましては以前議会の皆様にもこの考え方を示しておりましたので、この廃止条例について御賛同いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、高森町ふるさとづくり対策事業基金条例等の廃止についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第 20 号、高森町ふるさと

とづくり対策事業基金条例等の廃止については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 2 1 号 河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 2 1、議案第 2 1 号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 議案第 2 1 号で御提案いたしました河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。今回の条例改正は河原生涯学習センター、旧河原小学校の校舎を借用し観光を目指した飲食店として利用したいとの申し出がっております。今回校舎の部分を削除するものです。なお、河原生涯学習センターにつきましては、管理を河原生涯学習センター運営委員会へ委託しておりますので、校舎の借用について御説明申し上げ、現在校舎につきましては利用していないので特に問題はないとの意見をいただき地元の了解を得ています。

また、草部生涯学習センター、旧草部中学校につきましても校舎を借用し、登山学校として利用したいとの申し出がっております。今回校舎の部分を削除するものです。なお、草部生涯学習センターにつきましても管理を草部地区活性化委員会へ委託しておりますので、校舎の借用について御説明を申し上げ、現在校舎につきましても利用していないので、特に問題はないとの意見をいただいております。地元の了解を得ています。なお、両センターとも教育財産として管理をしておりましたが、財産処分を行い教育財産から普通財産へ移し、貸付等ができるようにするものです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第22、議案第22号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長兼生活環境課長 安藤吉孝君。

- 住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） お疲れ様です。議案第22号で御提案いたしました高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例第3条第1項にごございます敬老祝金の額につきまして3,000円を2,000円に改めるものでございます。なお、町長の政策集の中にごございます急速な高齢化の進展や他事業の増大などから支給額を見直すにごございますので、今回の御提案となりました。

よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 後藤三治君。

- 3番（後藤三治君） 3番 後藤です。今回の改正につきまして、ちょっとお伺いしたいところがありますので、この敬老祝金につきましては現在のような改正を以前も行ってございましたけれども、非常に財源不足というようなことで一時ですね、中断というか中止になりました。現町長が町長になられたときにですね、再度これはどうしてもやりたい事業だからということで、当時私が所管しておりました文教厚生委員のほうで審議をいたしまして、ああ、いいことだなということで賛成をして3,000円という金額が決まったように思います。今の説明では急速に高齢化が進んでいるということでございますが、そのときの財源不足の理由をあえて老人のために使いたいという町長の思いで3,000円が決まったように思いますし、当時から高齢化の状況というのは予期されたと思うわけです。この時期になって3,000円が2,000円になるということはゆくゆくはさらに1,000円下がった

り、あるいは廃止のこともお考えであるのかということをごすね、お伺いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答をさせていただきます。議員がおっしゃったように私が初当選を果した際に政策集でお約束したことを施策として打ち出してまいりまして、議会の承認を得て敬老祝金制度の復活ということで3,000円と決めさせていただきました。過去には財源不足ということで中止になられた経緯ということも耳にしたわけでございますが、当然議員がおっしゃるように私が就任した5年前にも人口減少若しくは高齢化が進んでいくということは十分把握をして3,000円という設定をさせていただきました。その際、過去の敬老祝金と一つだけ違うことを設定させていただいたのが、敬老会は75歳から。しかし敬老祝金制度は70歳からとそれは各地域に人口が減少していく中でやはり75歳で敬老会を迎えられる方が突然敬老会の事業であったりいろんな催し事をやれと言われてもそれは大変だろうと。その5年前からやはり次の世代の方、70歳代の先輩の方が一緒になって敬老会を作っていただきたいということで、同時に70歳からの支給ということも議会に認めていただきました。そして4年が経ちました。そして今回選挙の政策集で見直しがあり得るということをご掲げさせていただいております。当然財源や人口減少については理解をいたしておりますので、それがすべての理由ではございません。私が今回見直した理由の一番は政策集でも掲げております健康と子育て支援、特に子育て世代の負担軽減を国民全員、国を挙げて取り組むことが必要であると。当然高森町も基礎自治体の一つでありますし、高森の町民の方にもこれからの子育て、子供たちの育成を考へて、特にお金が必要になる子育て世代の負担軽減をやはり同時にやらなければいけないということで、今回の条例改正は3,000円を2,000円にする、減らした分を高校生までの医療費無料化として施策として打ち出していきたいということをご議会の皆様に御理解をいただいで同時に説明させていただきたいというふうにご考へております。また、御質問の最後にございました。また、下がる可能性もあるのか、そして廃止もあるのかということでございますが、私の任期中にこの敬老祝金の金額をこれ以上上げるご、若しくは廃止することはございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第 2 2 号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 2 3 号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） お疲れ様です。議案第 2 3 号で御提案いたしました高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、現在満 1 5 歳、中学校 3 年生までの医療費について無料化としているところですが、今回満 1 8 歳、高校 3 年生までを対象として変更するものでございます。ただし、結婚されている方、社会人として働いている方は対象外とするものであります。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第 2 3 号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 2 4 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号、高森町国民健康保険税条例の一部

改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第24号で御提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、高森町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表を御覧ください。条例の一部改正は国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判断基準が改正されたものであります。具体的には国民健康保険の保険料の賦課限度額を52万円から54万円に。後期高齢者支援等負担金額にかかる負担額限度額を17万円から19万円に引き上げるものであります。また、軽減する所得判断基準についても5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に。また、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額も47万円から48万円に引き上げるものでございます。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第24号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第25号で御提案いたしました高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、平成28年4月1日から施行されることから条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は小規模な通所介護事業所、定員18名以下でございますが、については少人数で生活圏に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、その地域密着型通所介護に関する基準を追加するものでございます。また、同条の認知症対応型通所介護の基準についても地域との連携や運営の透明の確保をするため、運営協議会の設置についても指定するなど地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第25号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第26号で御提案いたしました高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、平成28年4月1日から施行されることから条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例において、認知症対応型通所介護の新たな基準を踏まえた規定が改正されたことに伴い、介護予防認知症対応型通所介護の基準についても改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。ただいま議長からも担当課長のほうからですね、条例の一部改正の中で2列目の指定地域密着型介護予防サービスとおっしゃいましたけれども予防は入っているんですか。次のページは入っているんですけども、条例文、議案のほうには入って、私のには入ってない。

○議長（田上更生君） 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 両方入ってます。

○議長（田上更生君） 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） お疲れ様です。本日早朝差し替えをさせていただきましたところ、3番 後藤議員の議案のほうだけ差し替えが済んでおりませんでした。本来のものにつきましては差し替えが済んでおります。大変申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

○議長（田上更生君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第26号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第27号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第27、議案第27号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第27号で御提案いたしました高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は介護保険法施行規則の改正に伴い、平成28年4月1日から施行されることから条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は主任介護支援専門員が継続的に知識、技術等の向上に努めているかを確認、また自ら実際に足りないものを認識して更なる資質向上を図ることが重要であるとしています。このことから更新制を導入し、更新時における新たな研修が創設されたことに伴うものであります。なお詳細につきましては新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき御承諾を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 担当課長のほうからの説明はわかるんですが、ちょっと差し替えがあってですね、中の新旧対照表あたりをちょっと見つけるのに時間がかかります。ですから、もう議長。よろしければもう休憩をしていただいてその間に議案書の再チェックをしていただいて午後からのほうの審議に切り替えていただければ幸いです。

○議長（田上更生君） はい。ただいま10番議員のほうから御提案ございました。ここで休憩をいたしまして、再度本日は大変差し替え等もありましてですね、適正に差し替えが終わってない部分もあるというようなことでございますので、ここで休

憩をいたしまして再度確認後に再開をいたしたいと思います。それではしばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第27号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたしまして、先ほど提案理由の説明まで終わりましたので、ただいまから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第27号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第28号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第28号で御提案いたしました平成27年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ1,593万3,000円を減額し、予算の総額を47億4,209万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明をいたします。

第1款町税につきましては、現時点での収入見込み額を4,091万6,000円増額いたしました。

第13款使用料及び手数料につきましては、湧水トンネル入園料を増額をしております。そして一方では住宅使用料現年分を減額をしております。湧水トンネル入園料増額に関しましては、昨年12月に設置いたしましたプロジェクトマップ『ミライズン』の影響で入園者が増加しているため増額するものでございます。ちなみに12月から2月までの3カ月間を過去と比較いたしますと、入館人数は7,538人増加、一日平均約80名以上の増加で金額は214万3,320円の増加となっております。また、減額につきましては、住宅使用料現年分において老朽化の著しい町営住宅につきまして、退居されたあとは新たに入居者を募集していないため減額するものでございます。

第14款の国庫支出金、第15款の県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより、調整を行うものでございます。

3ページを御覧ください。第18款繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金繰入金を減額するものです。

第21款町債につきましては、事業の変更に伴い減額するものでございます。

続きまして4ページ、5ページをお開きください。歳出について御説明を申し上げます。

歳出全般に渡りまして、必要経費の最終見込みにより主に減額補正をしておりますが、一部追加の補正を計上をいたしております。追加しております事業の詳細につきましては、別途お配りをしております予算、補正予算書、補正予算概要書にて御確認をいただけるというふうに思いますが、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴う環境整備がございました。また、一つ当町として懸案事項になっておりました有害鳥獣駆除助成金を今年の1月の国の補正予算に対し、当町高森町が補助財源として得ることができた国及び県補助を財源とするものとし、国民健康保険特別会計への法定外繰出金を新たに計上をさせていただきました。

6ページをお開きください。第2表繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない事業について翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページの第3表、債務負担行為、債務負担行為補正につきましては、17項目を追加いたしております。このうち1番から12番までの項目については平成28年度の1年分を計上、13番以降の項目はそれぞれの期間に関わる限度額を計上したものです。

8ページをお開きください。第4表地方債補正につきましては、1番の情報通信基盤使用料の過疎債ソフト分の限度額を増額。3番以下の事業につきまして、それ

ぞれ限度額を減額するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 一生懸命財政の方が最後の最後までいろいろと調整をされて、
その結果の補正であるというふうに思いますし、各担当課のほうも日夜努力をされ
てやった結果であるというふうに考えておりますが、この34ページの畜産事業費、
阿蘇あか牛草原再生事業補助金、これ△になっておりますですね。あと優良保留牛
導入貸付金の分も貸付金が一応減額となっております。今のあか牛、牛の市場見て
みますとなかなか農家の皆さんたちも増頭はできないような金額になってきており
ますけれども、畜産について今までこのような補助事業をしてきたことによる成果と
今後の推移について、この減額がどのような理由で出てきたのかということをお聞
かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。10番佐伯議員の御質問にお答えいたし
ます。あか牛草原再生事業につきましては、現在、肥料それから防護柵ですね。鉄
条網の等の整備等々に補助金を出しております。さらにテキサスゲート設置とかそ
ういうふうな事業等にも活用をさせていただいております。内容につきましては、
当初事業計画に対しまして実績がこれだけだったということで今回は減額というこ
とをとらせていただいております。事業効果につきましてはでございますけれども、そ
れぞれ現在農家さんもいろんな面で努力はなされておりますけれども、草原の今後
の維持というのにつきましては肥料等もちろん散布しなければならないでしょうし、
牛が逃げないように防護柵の設備をですね、充実させていく必要があるということ
で現在しております。全体的な畜産統計等見ますと、微増というか横ばいの微
増というような状況でございます。それは先ほど佐伯議員さんおっしゃったように
近年の子牛価格の高騰によって増頭に対してなかなか厳しいところがあるというこ
とでございました。一方、それに関連します貸付金でございますけれども、現在は6
0万円ということで予算計上をいたしておりました。しかしながら、議員さん、お
っしゃったとおりでございます。どうしてもですね、今一般的にある草原再生の補
助金、あるいは畜産関係の事業費の補助金等々、町の導入資金の1万円ですね、等
々プラスした金額で、助成がある分についてはそれについてちょっと無理してでも

借ってみようかということで導入されてる方もいらっしゃるようでございますが、貸付金を借ってするというよりも現在の我が家の牛の系統をですね、改良するという形で自家保留をするというような流れになっております。現在のところ貸付金の要望は上がってきてないというのが実情でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第28号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第29号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第29号で提案いたしました平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額に6,568万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ13億3,296万6,000円とするものであります。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款国民健康保険税につきましては、今後の歳入見込みにより第1目一般被保険者国民健康保険税を531万5,000円。第2目退職被保険者等国民健康保険税を219万5,000円、合わせまして751万円減額しております。この理由の主たるものとして、被保険者の総所得額が減少したこと等によるものでございまして、直近の保険税、賦課税及び徴収率を勘案して、算出し減額するものでございます。

8ページをお開きください。第4款国庫支出金を2,332万1,000円減額しております。これは平成27年度分療養給付費等負担金が確定したことに伴う減額でございます。

第6款前期高齢者交付金につきましては、968万9,000円減額しております。これも平成27年度分前期高齢者交付金が確定したことによる減額でございます。

9ページを御覧ください。第8款共同事業交付金を4,966万4,000円増額しております。これは医療費の高額医療に対して、国保連合会からの交付金が確定したことによる追加交付に伴う増額でございます。

第10款繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、5,556万1,000円増額いたしております。本来であれば、国民健康保険特別会計の基金等で対応すべきであります。平成25年度中に基金がなくなり、特別会計に不足が生じた場合には法定外による繰入を行わなければならないのが現状であります。なお、平成30年から都道府県が国保の財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなる予定となっております。

11ページをお開きください。歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。第2款保険給付費、1項、第1目一般被保険者療養給付費につきましては、3,260万円増額いたしております。同じく第2款、2項、第1目一般被保険者高額療養費につきましても、1,100万円の増額をいたしております。

12ページをお開きください。第6款共同事業拠出金、1項、第2目保険財政共同安定化事業拠出金を1,870万5,000円増額しております。第7款保険事業費、第1目特定健康審査費等事業費、13節の委託料につきましては特定健診業務の実績により減額しております。これは検診の受診率60%を目標にしておりましたが、48%の受診率であったため278万円の減額となっております。第10款諸支出金、第3目一般被保険者償還金につきましては、療養給付費等負担金の平成26年度分が確定し精算する必要があり、その返還分を923万5,000円を増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第29号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第30号で提案いたしました平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から364万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,370万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収ともに調整し、今後の歳入見込みにより、251万2,000円減額しております。第5款諸収入、4項第1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、後期高齢者への検診受診率30%を目標としておりましたが、約18%の受診率であったため、国保連合会からの受託事業収入を113万3,000円減額しております。

7ページを御覧ください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款、1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、246万7,000円を減額しております。

8ページをお開きください。第3款保健事業費、1項、1目健康診査費、13節委託料につきましては、歳入の際でも御説明いたしましたが、検診受診率が約18%の受診率であったため、検診機関への委託料を63万1,000円減額しております。なお、実績見込みにより他の費目につきましても、それぞれ調整を行ってお

ります。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第30号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第31号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第31、議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第31号で提案いたしました平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から2,833万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,586万円とするものでございます。

8ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第4款支払基金交付金、1項、第1目介護給付費交付金につきましては、2,046万5,000円減額しております。これは平成27年度支払基金交付金が確定したことによる減額でございます。

第5款県支出金、1項、第1目介護保険給付金につきましては、907万1,000円減額しております。これは平成27年度給付費県負担金が確定したことに伴う減額でございます。

10ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款保険給付費、1項、第1目介護サービス等諸費につきましては、1,580万9,000円減額しております。これは介護保険給付費の見込みに伴い、減額したものでございます。同じく第2款、2項、第1目介護予防サービス等諸費につきましては、1,036万7,000円減額しております。これも介護保険給付費の見込みに伴い、減額したものでございます。

11ページを御覧ください。第2款保険給付費、4項高額介護サービス等費につきましては、第1目、第2目の合計で258万8,000円増額しております。同じく第2款、第6項特定入所介護サービス等費につきましても、537万6,000円増額しております。いずれも介護保険給付費の見込みに伴い、増額したものであります。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明しましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第31号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第32号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第32、議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第32号で御提案いたしました平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は既定の予算から617万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,992万8,000円とするものであります。また、平成28年度の簡易水道水源ポンプ場の点検管理業務委託料等の債務負担行為の補正、並びに事業費

の確定に伴います地方債の限度額を変更するものであります。

4 ページをお開きください。第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが平成28年度の簡易水道施設の管理業務委託等々して債務負担行為を補正するものであります。

5 ページ、第3表地方債補正につきましては、地方債の事業費確定に伴う限度額の変更でございます。過疎債230万円、簡易水道債を230万円それぞれ減額するものであります。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、第6款諸収入につきましては、見込額と現行予算等を調整しまして、水道使用料149万4,000円、水道手数料5万9,000円、雑入を9,000円それぞれ減額します。

また、第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い、460万円の減額を行いました。

次に、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不用額を減額、第11節需用費につきましては、主に光熱水費等の電気料を173万5,000円減額しておりますが、1月末の大寒波の影響によります修繕費を166万円増額しております。第12節役務費につきましては、主に電話料等の不用額で28万円を減額しました。第13節委託料125万8,000円。第15節工事請負費につきましては、443万7,000円を事業費確定により減額しております。第27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税分として16万3,000円を減額するものであります。予備費につきましては、歳入歳出それぞれ調整いたしまして268万7,000円を増額補正しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第32号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第33 議案第33号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第33、議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 1ページをお開きください。議案第33号で御提案いたしました平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は既定の予算から337万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,379万6,000円とするものであります。また、平成28年度の農業用水施設の電気管理業務委託の債務負担行為の補正をするものであります。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが平成28年度の農業用水施設の電気管理業務委託として、限度額27万9,000円の債務負担行為を補正するものであります。

歳入について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第1款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、第1目利子及び配当金を利率の変更等により7万4,000円を減額しております。第2款繰入金、第1目基金繰入金につきましては、節水等による電気料削減や施設の修繕減により、収支見込みで繰入が必要でなくなったため、330万円を減額補正しております。

歳出について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。第1款農業用水費、第1項管理費につきましては、第7節の賃金を1万7,000円、第11節の需用費では先ほど説明しましたように電気料の光熱水費を246万2,000円、修繕料33万1,000円をそれぞれ減額しました。また、第13節委託料を1万6,000円減額しております。予備費については、歳入歳出調整後、54万5,000円を減額補正しております。

以上、今回御提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案説明とい

たします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第33号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第34 議案第34号 平成28年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第34、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第34号で御提案いたしました平成28年度高森町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回御提案しております歳入歳出予算の総額は44億8,800万円であります。

続きまして、予算書の8ページ、9ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、2項目について期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、第3表地方債では、平成28年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を設定するもので、総額を3億1,860万円とするものでございます。

続いて、予算の概要について御説明申し上げます。それでは別途配付をしております平成28年度高森町一般会計当初予算概要書に沿って、説明をさせていただきます。

概要書のスライド1ページ、2ページをお開き願います。

まず、1、当初予算の編成に当たってでございます。左のグラフは過去5年間の経常的経費の推移をまとめたものです。御承知のように経常的経費とは現在の高森町の行政水準を維持するための経費であり、政策的な経費や新たな事業経費などを除いたものでございます。経常的経費の中でも特に増加している項目を黄色、増減

の少ない項目を白色、減少している項目を青色に色分けをいたしました。特に黄色で示した項目に御注目をください。この5年間で4億7,000万円も増加した影響で経常的経費全体が増加しております。使える予算は限られておりますので、経常的経費が増加するにつれ、政治的経費を削減するしか方法がなくなります。つまり政治的経費についてはこれまで以上に精査をすることが必要となっております。

次に、2、予算の規模でございます。ここでは予算総額を比較しております。昨年平成27年度との比較といたしますが、平成27年度は町長町議会選挙が執行される年度だったため、6月の補正予算（第2号）において政策的経費を加えた、いわゆる肉付け予算として編成していることから補正予算（第2号）と比較いたしますと、2億8,868万円の増額となっております。

スライド3ページ、4ページを御覧ください。

3、歳入の款別内訳でございます。ここでは歳入における平成27年度との比較を記載をいたしました。特に増減が大きかった款について御説明をいたします。

まず、地方交付税を1億円増額し、20億円で計上をいたしました。普通交付税に関しましては27年度の交付状況や国の予算状況を勘案し、9,000万円増額をいたしました。また、地域おこし協力隊を3名増員することにより、その分の特別交付税措置が追加で見込めるため、1,000万円増額をいたしました。国庫支出金では土木費道路関係国庫補助金や民生費臨時福祉給付金の増額等により、8,166万2,000円の増額となっております。県支出金では阿蘇火山降灰対策補助金の増額等により、7,471万9,000円の増額となっております。補足でございますが、この金額はかなり大きい金額でありまして、当町高森町の農林政策課の職員さん、そして県の職員さん、そして県議会の方々の御協力御理解により、この金額になったということを補足させていただきます。改めまして感謝を申し上げたいというふうに思います。また、町債では道路整備事業費債の増額等により、4,280万円の増額となっております。

続いて、スライドの5ページ、6ページを御覧ください。歳出の款別内訳でございます。ここでは歳出予算の増減について、目的別に款ごとに御説明をさせていただきます。農林水産業費におきましては、降灰対策費の増額等により1億1,475万4,000円の増額となっております。次に、土木費では、道路新設改良費、道路維持費の増額等により、1億893万1,000円の増額となっております。民生費におきましては、臨時福祉給付金、認定こども園給付費、後期高齢者療養給付費負担金の増額等により、1億564万円の増額となりました。公債費におきま

しては、遅滞借入残高の減少に伴い、3,036万8,000円の減額となっております。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。5、歳出の節別内訳でございます。ここでは歳出予算の増減について、性質別に記載をいたしております。工事請負費と委託料では、共に道路関係経費及び農林水産業費、降灰対策費の増額により工事請負費は2億1,239万3,000円。委託料は8,412万3,000円の増額となっております。また、負担金補助及び交付金では臨時福祉交付金等により、5,435万4,000円の増額となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。6、町債残高の推移でございます。こちらに記載しているとおり、情報通信基盤整備事業の影響で平成25年度と平成26年度で一時的に増加しましたが、今後は減少する見込みとなっております。

次に、7、財政調整基金残高の推移でございます。平成26年度末で12億9,400万円でしたが、平成27年度補正10号を反映させた形では12億5,100万円に減少する見込みです。なお、年度末に確定いたします特別交付税の状況にもよりますが、これまで例年の交付状況で計算いたしますと、基金残高は平成26年度末を上回ることが予想されます。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。8、ふるさと納税の活用でございます。平成27年度はお礼の品物をあか牛としてPRしたところ多くの寄附をいただきました。これまでは年間50万円ほどだったふるさと納税が、平成27年度は2月末の段階で1億9,127万5,000円となっております。その中からお礼の品物や事務的経費を差し引いた約8,500万円を基金へ積み立てることとしております。今後つまり今年以降は簡単には数字は上がらないというふうに考えておりますが、町といたしましてPRをするとともに、ほか自治体の取り組みにも対してできるだけスピード感をもって対応してPRをしてまいりたいというふうに思っております。また、いただいた寄附の一部をまずは11ページ、下の段に、下段に記載いたしました事業に活用させていただきます。

続きまして、9、主要事業等でございます。それぞれの款ごとに記載をさせていただきます。総務費におきましては、3、地域おこし協力隊の人数を4名に増加しております。新規事業として6、まちづくり会社設立負担金を500万円計上いたしております。また、11、ふるさと納税費におきましては寄附額を年間5,000万円で見込んでおり、それに伴うお礼の品物や事務的経費を計上いたしております。

ます。

13ページ、14ページをお開きください。民生費におきましては1、臨時福祉給付金を増額いたしております。また、2、敬老祝金はこれまでの70歳以上の方に3,000円をお渡ししていた敬老祝金を今回単価の見直しをさせていただき、先ほど御質問にあった中で答えましたように1,000円減額し、2,000円とさせていただきます。70歳以上の人数を1,950人で見込んでおりますので、195万円の減額となります。つまりこちらの減額分を次の衛生費の3、子ども医療費において助成対象を高校生まで拡充し、高校生までの医療費無料化、子育て世代への負担軽減に活用させていただきたいと考えております。農林水産業費におきましては、6、農林水産業費降灰対策費を1億3,569万円計上いたしました。こちらは上津留地区農業用水供給施設整備費用となります。

15ページ、16ページをお開きください。商工費につきましては、6、湧水トンネル水温調整池排水改良事業を計上いたしました。

土木費の道路整備に関しましては、ページが飛んで申し訳ありませんが、最後の18ページを御覧ください。11、町道新設改良維持計画書でございます。平成28年度ではこちらに記載したとおりの計画となっており、左側に事業費、右側に事業費の財源の内訳、補助金名や起債の種類等を明記いたしております。ただし、この中であくまでも計画ということをございまして、特に社会資本交付金55番に対しては大変厳しい状況であるということは高森町のみならずほかの自治体も一緒であります。そのことも補足をさせていただきます。

16ページにお戻りください。消防費につきましては、1、消防団員活動服等購入を計上いたしております。教育費につきましては①から③までの委託事業のほか、高森町新教育プランを推進してまいります。

17ページをお開きください。10、引き上げ分の地方消費税充当経費でございます。平成26年4月に消費税が8%に引き上げられた際の増額分3%は、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされています。平成28年度当初予算では引き上げ分の地方消費税交付金を4,350万円と見込んでおり、赤枠で囲んだ形で充当しております。

以上、平成28年度当初予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 興柁壽一君。

○4番（興梠壽一君） 4番 興梠です。まず、87ページですね。予算書の87ページ。有害鳥獣の駆除助成金740万に関して質問させていただきます。27年度の補正予算におきまして、国から900万、県から448万7,000円という補正をいただきまして、27年度の当初予算の単価どおりに支払をされるということで大変ありがたく思います。そして、今後ですね、国、県の補助動向ですね、どんなふうか、どのような対応になるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点ですね、80ページの畜産関係ですけども、先ほど10番議員のほうから畜産関係については補正のほうで質問ございましたけども、私のほうも一般質問において導入貸付についてですね、見直しについてちょっと質問しようかと思っておりましたけども、今回の当初予算を見ますと導入貸付の27年度は60万あったんですが、今年度においては28年度においては計上なされてないということですので、どういったことでされてないのか。それから27年度は畜産経営緊急対策事業補助金300万円補正がなされておりました。今回は今説明ございましたけども、ふるさと納税を利用した畜産振興補助金560万円が挙げてあります。これは27年度の事業の継続だと思っておりますけども、緊急対策事業補助金の実績ですね、件数と頭数はどのぐらいあったのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番 興梠議員の御質問にお答えいたします。まず、有害鳥獣駆除でございますけども、この補助金につきましては例年ですね、前は基金でやっておったものが今は交付金のほうに移りまして、補助の体系も変わってきたということで最後までですね、最後の補正で出したとおりに決まらなかったというのが実情でございます。全国的に鳥獣被害が多発しているということで、予算の関係につきましてもですね、現在のところ今回の最終補正に比べましては若干ですね、落とし気味に計上いたしております。今後ですね、国、県等に対して、補助金額をですね、平成27年度並みにはですね、いただけるようにそういう努力を今後重ねていきたいというふうに思っておりますし、議員さんを始め、皆さま方の御協力も御支援も賜りたいというふうに考えております。

それから畜産事業につきましてはですけども、まず、畜産貸付資金の件ですけども、先ほどおっしゃいましたとおり現時点では単独のいろんな導入に対しての補助金があるものを活用して、そちらのほうから導入を図ってらっしゃる農家はたしかにいらっしゃるんですけども、貸付基金を活用してやるというところを考えていらっしゃるの元々ですね、畜産の牛の価格自体が相当高いものですから、その中で貸付

金を借りてそれをまた償還していかないかんというところもございますので、現行のところは先ほど10番 佐伯議員さんの御質問にお答えしましたとおり、自家保留牛によって増頭に取り組んでいただいているというのが実情でございます。そういうような状況でございますので、現行の補助金につきましては今回は当初予算には計上せず、途中でございますけども、もしそういうふうな申請なり何なりが挙がってきた折にはですね、また議会のほうにお願いして計上させていただきたいというふうに考えております。

最後になりますけども、畜産経営の緊急対策事業、本年は畜産振興事業費ということで計上いたしておりますが、現在の状況を申し上げますと、現在申請が出ているものが肥育農家戸数は6戸でございます。それから総頭数は59頭の申請が出ております。金額にして286万円でございます。今後まだ若干予算枠がございますので、申請額も出てくるものというふうに考えております。ただ付け加えますけども、実際の導入された頭数というのはこの頭数を超える頭数を導入されておられますので、今年度においては予算の枠内での補助という形をとらせていただいております。

以上、御質問にお答えいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 興梠議員の御質問に補足をさせていただきます。補足のごことは1点でございます。有害鳥獣の補助の国の動向ですね。これは現時点ではゼロでございます。全く方向性が見えてないし、明確になっているところはございません。また、そもそもが平成24年度の緊急経済対策、民主党から自民党に政権が異動したあとの一発目の緊急経済対策のときに大きな補助金がありまして、それを熊本県が基金をし、それからの払い出し、各自治体への要望であったりいろんなところで25年、6年ときて、27年はいよいよ国もですね、そのお金がなくなったということで腰を上げたわけでございますが、なかなかそこが決まらず実は先日の補正でその分が決まって、さかのぼって10月から3月までが担保できたということでございます。ですから28年度の現時点では全く白紙でございますので、これから情報を常にですね、とっていきながら早め早めの国への申請であったりアプローチを続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。1点だけお聞きします。先ほどの町長のほう

から主要事業等の説明があった中で、地域おこし協力隊活動事業、現在1名だが4名に増やしたいというお話でございます。予算書ではですね、ページ、40から41ページに掲載されておりますが、この中でですね、今後3名導入されるということですが、どういった方をあてられて、どういった事業を考えておられるのかが1点と、それから41ページのほうにですね、地域おこし協力隊員の住居借り上げ224万4,000円と計上してありますが、どういったものを教えていただければと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 3番 後藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊員というのはですね、先日御説明申し上げましたまちづくり組織、あの中で、一応職員として配置を考えておるものでございます。今、高森町のほうに一人地域おこし協力隊員として配置をされておりますので、それをもう3名追加いたしまして4名体制で行うということです。この旨についてはですね、人件費につきましては先ほど町長の説明にありましたとおり、国の措置がありますもんですから、その分以外についてはですね、協力隊員の居住借り上げとかそういった部分についてもですね、一切予算措置をするということになっております。ですから、本人にもらう分については給料のみということで、居住費についてはもう負担の必要はないということになります。それからその下にありますリース料につきましてもですね、追加で説明させていただければ、公務で使用する車についてもですね、こちらのほうで配置をさせていただいて利用していただくというふうになります。あとは先日説明いたしましたまちづくり組織の中でですね、いろんな役割をもって協力隊ということで活動するように今計画をしているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 7番 森田です。91ページの湧水トンネル関係の工事だと思っておりますが、水温の調整で給排水設備改良工事費等の393万2,000円と書いてある、これはどういう工事が行われるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長兼生活環境課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 7番 森田議員の御質問にお答えいたします。水温調整につきましては今現在の池がですね、かなり汚れが進んでおりますのでこの汚れをなくすためにですね、数か所の排水口を設けたり、今入ってる水を完全に池に流れないようにですね、そういうような設備を整えながらですね、

水質を良くしていきたいというところで393万2,000円、工事請負をお願いしているところでございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 町長も御存じだと思っておりますが、湧水公園から流れる下の排水がですね、農業用水関係の方々がおられます。これがですね、やはり私はきちっとした説明をされて、工事をしてもらわなくてはですね、全然まだ聞いてないというような話もございますので、即座にですね、農業用水関係の会長なり三役なりにですよ、説明をなされて工事は行われていってもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長兼生活環境課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 自席より失礼いたします。7番 森田議員の御質問にお答えしますが、議員おっしゃるとおりですね、水利組合の組合長のほうにもお話を申し上げました。その時点ではですね、具体的な工事の計画はできておりませんでしたので、一応それから設計をいたしまして、今回の当初予算に盛り込む予算についてですね、おっしゃるとおりまだ説明をしておりませんので、大至急組合長のほうに御説明をしたいと思っております。その点につきまして、組合長のほうにもちゃんとですね、説明をしていきたいと思っておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田議員の御質問に補足をさせていただきます。今、安藤課長が申し上げましたように、当初御説明は差し上げましたが、その中では詳細については固まっていなかったということで、再度しっかり議会で御理解をいただければと御説明させていただきたいと思っております。そもそも、この高森湧水トンネル公園、湧水トンネルですね、町を代表する観光施設でございます。アンケート等、若しくは日本で最も美しい村連合に加盟する際の審査テスト等々でも、一番懸案として一番指摘をされたのが実は水の見た目の汚れ、この汚れをどうにかしなければいけないという観光で訪れた方からの意見が多数寄せられております。要はノロが溜まってる。なかなか流れないということでございます。であるからこそ平成26年に日本で最も美しい村連合の加盟審査を受けた以降、27年度一年間かけて新しく新設をいたしました生活環境課において、高森湧水トンネル公園水質改善プロジェクトということをして1年間かけて徹底的にありとあらゆる手段を使いながら、お金をかけずに職員の知恵を出してやってまいりました。その結果報告書に記載がな

されておりましたが、やはり水量調整機能の不備が原因の一つであるということで結論をつけております。私もそのように考えております。ですから、当然高森町を代表する観光施設の水が汚れてる。特に水の都、高森ですので、そういう見た目のイメージであったり、そういう部分を払拭するためには一刻も早く現状を改善しなければならぬことは明白であり、緊急喫緊の課題であるという位置づけのもと、今回御提案をさせていただきました。通常であれば、いろんな補助事業を探したり、いろんなタイミングを見計らってやるのが私の手法でございますが、これは当初予算で議会に諮るべきだということで計上させていただきましたので、地元の方にも丁寧担当課長から若しくは担当課から説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。今回もこのように非常に見やすい概要書を作っていただきましてありがとうございます。事前に私のほうでも当初予算については質問事項と申しますか、私の考え等まとめておったんですけども、わかりやすくこのように説明してありましたので、重複する点があるかと思えます。当初予算についての御質問をさせていただきますが、まず歳入ですね、国庫支出金前年度比較増額分、民生費を除けば国の国庫支出金と県の支出金ですね。前年度から比べて増額を除けば先ほど町長が言われたような内容でありました。地方道路整備事業分などについてはある程度確定はしておると思うんですが、今日も道路の整備に対しましてはいろいろと建設課のほうからの御説明も受けました。なかなか難しいところがあるようではありますが、受益者側から見たときに国庫補助金、県支出金をもらう場合において明らかにこれが本当に前向きに進む可能性があるのかないのか。おそらくあるという可能性で予算を建てられておるんですけども、しかしながら国、県のほうの予算についても本当にこれが確定しておるのか。内定なのか。それについては財政のほうからお聞かせをいただきたいと。それと歳出部分ですね、これは町長と議長の交際費についてなんですけども、毎年組んでございますが、しかしながら交際費について今町長の交際費については広報たかもり等で主にお亡くなりになられたところの葬儀の御香典であったり、団体の参加費であったり、御樽であったりということほとんどもう形骸化されてるものが多いわけですね。ただ、増減があるとすれば慶弔費用だけであったと思うんですが、これが広報たかもりではお知らせしてございます。しかしながら、町民の間からすれば町長がどこに

どのようにして香典をいくら納められたということに対してまでは、そうは関心がないわけですよ。要は皆さんの関心があるのは町長がどういう活動をされておられるかということですので、この御樽分、団体に対する御樽分であったり慶弔費であったり参加費であったりということについては私は何らかの区分をさせていただいてそちらのほうでもう予算計上していただくと。本当に町長が町のために議長が町のためにほかの団体と交渉をするための交際費としてはそれは別に私は設けるべきであるというふうに思っておりますけれども、その考え方について町長なり総務課長のほうで御答弁をいただきたいと思います。現代社会において活動が多様化しておりますので、交際費の中で慶弔費も一緒に含めてやるというものはどういうものかというような最終的には私の意見でありますので、その件について担当のほうからよろしく願いをいたします。

それとポイントチャンネルの予算が組んでございます。番組制作費いろいろあります。このポイントチャンネルについても町内の中からはなかなかチャンネルをスイッチを入れてチャンネルをあけたときに毎回毎回町内の皆さん方の生活パターンは一緒でありますから、同じ番組に遭遇してしまうということでもあります。そういう中において現状のやり方でポイントチャンネルというのが本当に皆さん方に必要とされる情報機関であるのかということについてどのような戦略を考えておられるのか。それと今日も議会が開催をされました。ポイントチャンネルではテロップでおそらく流されておったんだと思うんですが、昔は議会が開催されるときには本日から議会が何日まで開催されますと言われれば、やっぱ関心のある方たちは耳でそれを確認されて議会の傍聴に来たりされるわけですね。ですから、それについてやっぱり以前みたいに防災行政無線使ってテレビをつけるというきっかけを私は作るべきではないかなと思っております。いろんなテレビ番組等が入りますけれども、以前は民間放送でこういう番組に高森町が放送されますよというのを防災行政無線で放送される。そうすると町内の皆さんたちがスイッチを入れてそのチャンネルを見られるということでそのきっかけを防災行政無線が担っていたわけですが、たしかに防災面、災害面において使うというのが確かなことではあると思うんですけれども、やはりポイントチャンネルでスイッチを入れなければ見れない状況なんですよね。見られない。だからこそスイッチを入れてもらうきっかけとしては防災行政無線の使用というものを考えていかなければならないと思うんですが、その連携について今後どのように考えていらっしゃるのかということについてポイントチャンネルのほうの担当課長また防災行政無線の担当課長、それをひっくるめて町長あたり

に御答弁をいただきたい。

それと先ほどから興梠議員も質問がありました農林水産事業のページでいけば79、80あたりなんですけれども、負担金補助なんですけど該当する団体の選定なり、該当する団体からの要望なり、そういうものがどのような形で行政側に上がってきて、そしてそういうふうな補助金負担金というものを作っていかれたのか。その流れをお知らせいただきたい。畜産振興補助金の成果についても一緒なんですけど、今回はふるさと納税で多額の納税をしていただいた方にあか牛の牛肉を送ってお礼をするということ。今回もそういう形であか牛の購入資金、要するに子牛の購入資金としてそちらのほうを財源にして送られる。牛の購入も推進されるということで説明を受けました。平成27年度6月の予算で300万計上されて、1頭あたり5万円の購入補助をされました。6月の資料ではその分子牛の値段が上がったんですね。45万円平均ぐらいだったやつがいきなり50万に上がった。牛の分の値段が。それがトントントンと右肩上がりにきて、2月の市場では去勢については税込みでいけばおそらく80万だったんだろうと思います。雌はもう少し下がってましたけれども、おそらくそうです。現在あか牛の肉をと場を持って行ったときにAの3というのがだいたい主流なんですけど、平均で2,400円程度。内臓、モツ、皮、副産物等合わせると肥育牛の500キロ、生体500キロで販売したときに140、150万受け取りが肥育農家の方たち。そうすると元牛価格が現在飼われているのが80万だったとすると、飼料と水道代、電気経費をかけても40万ぐらいしかかからない、今は。120万。一頭あたり今出荷しても25万ぐらいは儲かってらっしゃる。しかしながら今出荷されてる分については実際売買価格は125万から140万の間なんだろうけれども、昨年6月は45万ぐらい。そうするとそれに40万足すと実際85万です。60万程度の、それは大げさなんでしょうけれども、50万円程度の利益が現在の肥育農家の方たちには1頭当たり上がってる。概算です。どんぶりです。まだまだ精密にすればわかりませんが、おそらくほかの露地野菜、施設園芸の皆さんたちよりも所得率からすればかなりな所得であると私は考えております。そのあたりの分析もされたような中でこのような畜産振興補助金というものを組まれた。そのあたりの協議も十分されたのか。説明をされたのか。それを担当課長のほうにはお聞かせいただきたいと思います。

それと商工費。ページ、88ページになります。工業団地企業連絡協議会負担金、これはもう以前からずっとやってたんですが、近頃見えません。どのようなことをやっているか。現在のこの企業連絡協議会に絡んでらっしゃる企業数を教えていた

だきたいと思います。それと花のあるまちづくり推進事業助成金の内容、100万円組んでございますけれども、実際高森町は自然いっぱいで大変きれいな花についても寒暖の差が激しいですから、せっかく色が出ますのでたいへん綺麗な色が出ます。ですから観光客の皆さんたちの目を楽しませるにはたいへんいいことだと思いますが、その点についてどのようなことをされるのか。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田上更生君） ただいま10番議員 佐伯議員の質問が多岐にわたるというようなことでございます。

ここでお諮りします。しばらく休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい。それではしばらく休憩いたしまして、2時30分より再開いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

先ほどの10番 佐伯議員の質問に対しての御答弁をお願いいたします。

最初に総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 10番 佐伯議員からの質問がございました。国、国庫支出金ですね、と県支出金、これの目途が立っているものかどうなのかという御質問だったかと思います。財政の予算査定におきまして、それぞれの事業ごとに細かく事業の見込み、国庫支出金、県支出金、その補助金、交付金、委託金ですね。それぞれに細かい精査をいたしまして、その確約なりとれているもの事業実施の可能性の高いものについてその予算措置をしているところでございます。今後もそのような形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に対しまして岩下補佐が答弁をしたとおりでございます。事務方としてはそれが当然だとそういう経緯のもと提示をさせていただいているということです。国支出金、県支出金、要は交付金事業ですね。

補助の部分に関してでございますが、現状国も県も土木費の予算に関しては非常に毎年毎年シビアに計画を立ててきております。そういう中で県をとおして国に国土交通省及び農林水産省もそうですが、お願いをしている段階でございます。決定はいたしておりません。しかしながら過去のですね、経緯と今の努力とそれぞれの11の町道新設改良維持計画書に伴う町民からの要望、そして地域地域の選出のそれぞれの議員の皆さんの要望、すべてこの中にある程度大きい工事が入っております。そしてたいへん優先順位が高いものが順番に工事を行うということでございます。そういう中でですね、先ほど私が答弁の中で社交金、社会資本交付金事業の中でナンバー55に関しては通常社会資本交付金事業です。過去はすべてこれ一本だったわけでございますが、途中で少しずつジャンル分けを国がしてきたということでございます。この社会資本金のふつうの55番の交付金事業に関してはたいへんいつも財源が厳しいわけでございますが、今までの私の4年間はある程度きっちり国からの形をいただいておりますので、今も含めましてこれからしっかりですね、国、県に対してアプローチを強めていく段階だというふうに思っておりますので、今定例会が終了と同時に私ができる要望、陳情、お願い等々を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力のほどお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 10番議員の質問にお答えいたします。先ほど防災無線の活用ということで、TPCで活用したらどうかという質問だったと思います。現在ですね、TPCでは4時間番組を固定してですね、2月から流しております。6時からです。4時間。学校コーナーだとかあるいは警察、消防のコーナー、それと行政情報のコーナーという形で固定で流しております。また、番組表をですね、データボタンで押していただくと、あってる時間がですね、わかるような仕組みになっております。そこで防災無線をもう少し活用して、TPCを見てもらうようにしたらどうかということだったんですが、私どもとしましてはですね、いい提案をいただきましたので総務課と協議をしてですね、そういう形をとっていければというふうに判断しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 続きまして、総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。防災無線

の活用についてはですね、現在まで町民の方からもいろんな意見がございます。佐伯議員の御提案もですね、参考にさせていただきながらですね、対応をさせていただきたいと思います。

それから、交際費につきましてですけれども、現在御承知のとおり広報たかもりに毎月町長の交際費の使途については掲載をしておりますが、お悔やみの部分についてはですね、とりわけ載せる必要もないかと思いつながら全体の交際費の使途ということで現在載せているところですが、その他の部分ですね。御樽であったり、御祝いであったりという部分についての御提案だったと思いますが、この部分についてはですね、草村町長が政治信条といたしましてすべてを明らかにするという形で掲載を続けてまいりました関係でですね、町長としてもあと3年間少なくともこの形でいかれるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に補足をさせていただきます。質問に対してのお答えに関しまして、今総務課長が答弁したとおりでございまして、平成23年1期目就任以降、情報公開ということを1丁目1番地に掲げておりますので、議員の御提案であります、たしかに慶弔費に関しては私も掲載する必要性はないのではないかというふうなことも考えております。ただ、御樽であったり、そういう部分に関してはですね、やはりあと2期目残りの任期は1期同様掲載をさせていただきたい。そして議員がおっしゃる政治の活動、どういうふうなことをやっているのかということ町民の方が知りたいということはこれは当然でありますし、そもそもほかでも私がポイントチャンネルに出て細かく説明する、若しくは言いにくいことも直接いろんな会合で述べさせていただくということも一つ方法ではないかというふうに思っております。交際費につきましては、その他載ってるもの以外に関しましてはすべて自費、要は自腹でございます。ここに関しての議論をするということは私はタブーであるかもしれませんが、議員おっしゃるようにやはりそういうしっかりした政治活動をされるとするならば、いろんな税金の使い方ということ一つ考えるべきではないかという御提案でもあるかなというふうに考えております。当然倫理をしっかり守った上でこれからの地方自治体、高森町のように人口が減少している、そしてそういう中で予算もしっかり確保しながら事業もやっけていながら、社会福祉もやっけていかなければいけないという中でですね、これからの政治家をつくるにはやはり自費、自腹の活動が増えれば増えるほど私はなかなか議員

さんにも若い世代がなつてこないのではないかというのが私は本当の話じゃないかなというふうに思っております。たいへんですね、ありがたい御提案、御提案というか、御指摘でありまして、政治家という立場上での御指摘、御提案かなというふうにお受けいたしております。今後、議長交際費等も議会の議長交際費もありますので、議会の議長、田上議長さんともお話をさせていただいてこれから以降私たちの代のみならず、これから以降の政治を志す、若い世代のためにもしっかり倫理を守りながら何か方法はないか。そしてしっかりそれを町民に伝える方法はないかということを探してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。まず団体からの要望があったのかという点でございますけれども、団体からの要望はあつております。当時牛の価格が40万から50万、60万も出るような牛が出てきつた時期でございました。肥育農家にとっては大変ですね、元牛の価格が高騰するというので将来の自分たちが販売をする場合に収益率がどうなるか不安だということで御相談がございました。当然ですね、これまで繁殖農家等にはいろんな補助がございましたけれども、肥育農家には全く補助がそういうのはないということで、私のほうからも町長等にも御相談を申し上げましたところ、それは前例がないなら肥育農家にも何らかの援助をするべきじゃないかということで、そういう理念で今回この補助を始めたわけでございます。先ほどのこととダブりますけれども、たしかにこの補助金を出すことによって元牛価格は若干上昇はしております。しかしながらこれは全体的な流れで上昇しているところも当然考慮すべき点もあるかと思ひますが、元牛価格が上がるということは肥育農家さんにとつてもそれだけ高く買わなければいけないということでございますけれども、同様に高く繁殖農家の方々には高く買っていただくということで繁殖農家の方々にもいろんな波及効果があるものと考えております。そのことによりまして繁殖農家さんも高く売れた分のお金を自家保留牛の飼料代に回すとかそういうことですね、全体的に繁殖農家もはじめ畜産全体が活性化してくればと思っております。それから先ほど収益率の話が出ましたけれども、たしかにそれ以前の導入以前にですね、買った価格がそんなにないときにつきましてはちょうど今頃出荷時期を迎えているかなと1年から1年半後ぐらいに出荷するわけですから、現時点では若干差益は上がつる可能性はありますけれども、6月以降に買った牛が果たして販売の時点でどのぐらい値段がするかどうかというこ

とに対してはまだまだ未知数の点も多々あると思います。私のほうとしましては今回の御提案申し上げました補助制度については継続することによって肥育農家がしっかりとですね、経営をなされて安心して出荷できるような体制になれば繁殖農家にとってもですね、ひいてはそういう高森町で生産された牛が高森町で肥育されて出荷されていくというような高森ブランドにつながっていくものとも考えられますし、今回のふるさと納税等につきましてもですね、いろんな草原再生とかあるいは畜産のあか牛のPRとかそっちのほうにもまたつながっていくものと考えておりますので、どうかそのへんの内容を御理解いただきまして、どうか御審議くださって御承認くださいますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。まず、工業団地企業連絡協議会につきましては、現在役場の下にあります工業団地ですね、以前昭和60年の当初だったと思っておりますけれども、記憶しておりますが、農村工業導入において土地を取得いたしまして、そこで誘致企業を行っております。当初の計画に際しましてですね、今は3社でございますが、その前に4社ありました。1件、柳河マシンテックという会社が今のところちょっと工場を閉鎖しております関係で、今は株式会社青山製作所、九州トリックス株式会社、伊澤製作所の3社が今下の役場の西側のほうに残っておるところでございます。ただ、敷地面積といたしましてはその4社がもう工場建てている関係でですね、新たな企業が入ってくるということは今のところは不可能にあたります。ただ柳河マシンテックさんが建物をそのままにしておられます関係でですね、新たな企業との中継ぎと言いますか、仲介については連絡をとるということで役場のほうでやっておるところでございます。一応その10万円につきましてはですね、連絡協議会という会を作りまして、その会社間での情報共有であったりとか、あと施設内に夜間の照明灯をつけております、その電気代を支払ったり、それから中のですね、敷地の清掃等がございますので、その分の費用ということで負担をしているところがございます。これは役場からではなく各企業からの負担金ということで協議会費用としているところがございます。ですから、今後は柳河マシンテックさん跡についてはですね、会社の都合もあると思うんですけど、引き続きいろいろ情報収集をしていきたいというところがございます。

それからもう一点、花のあるまちづくり事業助成金につきましては高森町が美し

い村連合に加入する際にですね、町のほうで要綱を定めまして一応美しい村連合にふさわしいまちづくりにしたいということですね、一応面積的に50㎡以上若しくは総延長50メートルですね、以上に対しまして5万円を上限といたしまして助成金を交付しているところがございます。これも一応個人では駄目まして5名以上の任意の団体を作っただいて、そこで買っていた消耗品等に対して充てるということにしております。昨年は一応10件50万円の予算を上げておりましたんですが、幸いにも全部活用していただきましたので、今年度は一応75万円ということで増やさせていただいているところがございます。

以上説明終わります。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。それぞれ担当の皆さん方の御説明をいただきました。財政のほうの担当につきましては、本当に12月から2月の終わりまで、要するに勤務時間を無視された査定をしていただいて、このような立派な予算書ができあがりました。感謝をいたしております。町長の答弁があったから私もちゃんと聞いていただいたんだなと思ったんですが、総務課長のほうにあと一つ答えていただきましたかったのは、今町長のほうから補足答弁という形でいただきました要するに交際費の今後の考え方ですね。交際費の考え方について今から先、今後どのように考えていくかという時期にきたんじゃないかということを私は提案したつもりです。要するに広報たかもりに町長が慶弔費載せられる分についてはもう皆さんそれは当たり前、要するに中では特に当たり前のことでありますから、そう固くは感じていらっしゃらない。載せようが載せまいがそれは自由であります。それ以外の御樽とか参加費についてはやはり町長の方針としていろんなところに行っている話をしておる。それがその団体名で出てくるから自分としては政治活動の一環ととらえれば、それはぜひとも載せたままでおきたいという心理だと思うんです。しかしながら私が言いたいのはそれはそれなんですけども、毎年そういう団体の総会とか協議会の総会等については毎年決まった時期に決まった形で行われて、それに払う、持っていく御樽代、参加費もだいたい固定しているわけですね。ですから慶弔費についてはそれは年間の御不幸があった件数によっては、要するに増えたり減ったりすることがあると思うんですが、概ねだいたい計画が立つと。ですから、この歳出部分をあくまでも交際費から町長の活動費の中から拠出をしなければいけないんですか。要するに議長の交際費の中から拠出をしなければいけないんですか。それは最初から年度当初の予算の中で節に持って行って慶弔費なり役務費な

りで計上して、純粋に町長なり議長が活動される。政治的に活動される分についての交際費というものは確保をしておく必要があるんじゃないですか。そういう私は意図なんです。120万の町長交際費から慶弔費払って、各協議会、町のいろんな団体があるところの協議会の参加費を払って、そして今財政のほうが言われた国庫支出金、県支出金、これを県庁から国から裏付けをもらう、確約をもらうための活動をするのに要するに自己資金を使って行かなければならないんですか。ですから、その分については純粋に交際費から補いができるようにしなければならないという私は考えですから、慶弔費とそういう参加費、御樽代については交際費の中から切り離して、役務費としてやったほうがいいんじゃないですか。ですから、交際費120万、そして慶弔費、参加費、御樽代は50万、60万とそういう形で組んでもいいんじゃないですか。そういう時期にきとるんじゃないですかという私は気持ちで申し上げます。ですから、この件については今まで今から先、特別職もいろんなもの、給与問題もあると思いますが、どのような考え方でいったほうがいいのかということ再度総務課長のほうにはお聞かせをいただきたいと思います。

それと農林政策課のほうから課長が答弁をされました将来のことを考えて、今から先の肉の値段のほうも考えたときにはそうしなければならないし、繁殖農家の家に実際はその分がいくんですよということです。それを明らかに6月の市場を見ればわかりました。当時45万の平均だった、前の市場までがそれが一気に50万に上がったんですから、生産農家の方たちが5万円プラス、所得が5万円プラスであったということがわかります。しかしながらやはり、高森町は多産業なんです。農業というのはですね。確かに草地保全、要するに草原再生、そうするとことからすれば畜産の人たちが一生懸命放牧をして草地を利用してもらわんと草地保全はできないかもしれない。しかし、先般からの新聞では草を堆肥化することによって、要するに農地の地力向上、農作物の多様化、要するにブランド化というのが進むということも新聞で言われてる。私は以前からそう思ってる。そうしたときにほかの農家の方たちの経営も一緒に考えていかんと、私はどんなに畜産農家の方たちが増えても維持していても、畜産堆肥だけを山積みして結果的に雨降りに外にどんどんどんどんその汁が流れていくということになる。農家の方たち、ほかの飼料作物、露地園芸、露地栽培の方たち、それぞれ外で農業される皆さんたちが元気がよければそういう畜産廃棄物も堆肥もどんどんどんどんその方たちが畑に使っていただけるんです。畑に還元していただけるんです。だからこそ私が言ってるのはやっぱり畜産が特出した形でこういうふうに見えるという。そうした中でほかの農業のことも

考えるべきじゃないかと。花であったりメロンであったりなすびであったりトマトであったり米であったりいろいろあるんです。そういうところの大根キャベツだと。大根の人たちだって種代が出ないと心配があるんですよ。種代の補償はどうするかと。そういうところ考えていただきたい。ですからこそ畜産に特出するということに対しては私は非常に懸念をもっておるから今回こういう質問させていただきました。ですから、その件については最終的には町長のほうのお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 再度、10番 佐伯議員の御質問でございましたが、町長の交際費の件でございますけれども、現在ですね、私たちとしては4月から町長をはじめ高森町交際費の支出基準及び公表に関する要綱というものを準備しているところでございます。これは他の自治体の規定等も参考にしてですね、支出基準を設けたいというふうに準備をしているところではございますが、町長も答弁の中で申しましたとおりに、いろんな形で今後政治家を目指す方たちの負担を減少させるという部分は大いにですね、必要かとも思いますが、私たちも支出をするということについてはですね、ここ10年以上前からですね、歴代の総務課長さんがいろんな要綱を作りながら、その支出についてはいろんな問題がないようにという形でされてきたところもございます。そういう歴史もですね、もちろん尊重しながら、また町長または交際費を支出する側が自分たちの思いばかりで支出をしないようにというところも考えながらやっていきたいというふうに考えております。いずれにしてもですね、交際費に関してはいろんな裁判等も起こされた経緯もございます。これは高森ではございませんけれども、全国ではそういうケースもございますので、そういう内容も踏まえた上で支出については適正にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、交際費につきましては、町長交際費、議長交際費それぞれ考え方があるとは思いますが、やはり行政としてはしっかりルールを構築した上で事務方は考えていくということで。ただし1点議員がおっしゃるように時代も変わってきて、そして多岐にわたる活動がやはり町に何かを寄与する形が見えてくるとするならば、そこはやはり交際費の活用も利活用するべきじゃないかという御意見に対しては私も賛同

をしたいというふうに考えております。

それと、もう1点。先ほどより興梠議員からも御質問があったわけでございますが、今回の当初予算に掲載をさせていただきました畜産振興補助金。要はあか牛に対する購入助成の補助です。昨年300万を認めていただいて、議会の御理解、御協力をいただいて、結果は議員がおっしゃるとおり即効性がある結果が出てたというふうに私も考えております。今回佐伯議員がおっしゃられる問題は2点分けて私は考える必要があるのではないかとこのように思っております。

まず、1点。この畜産振興補助金という事業名が、町の予算書に掲載はさせていただいておりますが、ふるさと納税で集めたお金を使う。すなわちふるさと納税の趣旨に伴って事業でなければ、このふるさと納税というのは基本的には使わないということでございます。そういう中ですね、確かにこの560万という金額がございます。私は実はこの畜産振興補助金という事業名を私の個人の思いは「(仮称)あか牛ブランド化加速化事業」というふうに呼んでおりました。阿蘇全自治体で取り組んでいるあか牛のブランド化を加速する事業だということでございます。私個人の考えはやはり新規の畜産農家を増やしていくというのは現状的に極めて厳しい。そしてそれは当然TPPへの警戒心であったり先入観であったりする部分も実際あるのではないかとこのように思います。5、6頭の新しい牛を養うのに多分300万、350万、400万近くお金がいる中で新しい若い畜産農家を増やさないといけないんですけど、現実的にどうか考えたときにやはり今いらっしゃる畜産農家の方を維持をしたい。そしてできれば跡継ぎとして家族の方が頑張っていただけ環境を作りたい。それがあか牛のブランド化につながるという確信のもと、実は私個人はあか牛ブランド化加速化補助金というふうに考えております。当然5万円高く、高森の方がいれた。そして5万円、価格が上がる。そこで6万円いれたらもうそこで手を下ろされたら市場価格より6万円上で落札になるわけでございますので、当然ブランド化の一つは一翼を担っているというふうに考えております。ふるさと納税でやるということが今回の中で大事なことでありまして、と同時にですね、議員が問題提案をされた畜産以外の農業も本当にいろいろあるんですよということはこれは私は事実でございますし、議員ともお話をいつもいただいております。当然ですね、今後はふるさと納税以外の町の単独事業であってもやはり農業の活性化をやらなければいけない。議員さんそれぞれ私より先輩で御理解をされていると思います。一つの産物をブランド化するのではなくて、この高森の産地自体をブランド化をしないと始まらない。それが私は多分やらなければい

けないことだというふうに思っておりますので、議員が提案なされた畜産以外の農業の施策に関しては単独でも当然やっていくべきだし、そのときそのとき必要であれば補正を組んででもT P P対策もやっていくべきではないかというふうに思っております。今回の畜産振興補助金は（仮称）あか牛ブランド化加速化補助金というふうに私自身は考えて、ふるさと納税の趣旨に従い行わせていただくということです。ただその中身に関しましても単に肥育農家に対してお金を補助するということもあるとは思いますが、私より長く畜産経験がえられる議員さんたちたくさんいらっしゃいますので、今回例えば市場マーケットが今までの畜協から熊本市に移したとか、いろんな環境の変化がございます。当然市に行くまでの輸送代であったり、いろんなですね、ほかの部分っていうのが今環境が変わってきたことによって負担が畜産農家にも増えてくるのではないかと予想ができますので、ふるさと納税のあか牛に対する使い方もただ単に買い付けのお金をあげるのもこれも私は当然私が出してる施策ですから必要性はありますが、そのほかのこともやっぱりやっていかなければいけないのではないかとというふうに考えております。

それと先ほど答弁が途中になって申し訳ございません。3番後藤議員の御質問で、地域おこし協力隊1人から4名ということで、プラス公用車ということでございます。国の施策で議会も委員会もつくっていただきまして、全協で御説明をして頑張れというお声をいただいております。高森まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げさせていただいております観光、商店街の復興、駅前の活性化、観光による雇用策の構築等々、要は観光客に対してのアプローチ若しくは地域資源の見直し等々を1名でやるよりも、国が政策として特別交付税でこれはできますよということであれば、4名に増やしてまち・ひと・しごと創生総合戦略を加速化したいという思いでございます。当然その中で使用する車もその中で見込めるといふのであればぜひ使わせていただきたいというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第34号は各常任委員会

に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第35 議案第35号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第35、議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第35号で御提案いたしました平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億669万5,000円としております。前年度と比較しますと、1億8,118万2,000円の増額となっております。これは平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象が30万円以上の医療費からすべての医療費に拡大されていましたが、昨年の当初予算においては計上してなく、昨年9月補正で増額したところですが、本年においては当初から計上したことから大幅な増額になったものでございます。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。第1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税、合わせまして1億8,654万6,000円を計上しております。前年度より1,003万8,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、9ページです。第4款国庫支出金、1項、第1目療養給付費等負担金につきましては、2億3,524万円を計上しております。

10ページをお開きください。同じく2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきましては、1億2,719万7,000円計上しております。第5款療養給付費等交付金につきましては3,844万2,000円。第6款前期高齢者交付金につきましては2億487万円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。第7款県支出金、2項第1目財政調整交付金については、6,969万1,000円計上しております。なお、4款から7款までは過年度の実績等を勘案して計上しておりますことを申し添えます。第8款共同事業交付金については、熊本県国民健康保険連合会より提示がありました3億1,352万6,000円を計上しております。これは先ほども申し上げましたが、平成27年度から国保財政共同安定化事業の拡大に伴い、1億5,405万8,000円増額しております。

12ページをお開きください。第10款繰入金につきましては、一般会計からの

繰入金等の6,394万円を計上しています。なお、27年度国保特別補正で御説明いたしましたが、法定外繰入金につきましては現在実施しております特定健診検査の重要性を町民の皆様にご理解いただき、受診率を向上させ、保健指導により個人指導を行うことにより予防介護づくりをさらに進めて、医療費削減と健康保険の健全運営を目指したいと思っております。第11款繰越金につきましては見込額を計上しております。

14ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費の支出の主なものといたしましては、国民健康保険事業運営のための事務費として638万8,000円を計上しております。

続きまして、15ページから17ページにむけて説明します。第2款保険給付費、第1項療養諸費として全体で6億2,913万2,000円。同じく第2項高額療養費として全体で1億105万円。第4項出産育児諸費として840万円を計上しております。これらは国保連合会に対しての支出となります。

18ページをお開きください。第3款後期高齢者支援費等につきましては1億3,901万円を計上しております。第5款介護給付につきましては、6,900万円を計上いたしております。

続きまして、19ページを御覧ください。第6款共同事業拠出金につきましては、総額3億3,225万3,000円を計上しております。これは歳入の説明でも申し上げましたが、平成27年度が保健財政共同安定化事業の拡大に伴い、高額医療共同事業と併せて1億6,304万1,000円増額いたしております。第7款保健事業費、第1目特定検診、特定健康検査等事業費につきましては、平成27年度から実施しております頸部エコー検査等特定検診、特定保健指導にかかる管理栄養士等、非常勤職員の人件費等として1,615万2,000円を計上しています。本年度も特定健診受診率60%を目標に予算計上しております。

20ページをお開きください。同じく1目保健事業費、第2項保健事業費につきまして、26年度から再開しました、あんま・はり・きゅう事業の施術にかかる助成として、第19節負担金補助及び交付金として60万円を計上いたしております。なお、1回当たりの助成額を1,000円とし、1世帯当たり年間12回を限度としております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第35号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第36 議案第36号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第36、議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第36号で御提案いたしました平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,360万3,000円としております。前年度と比較しますと72万3,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました額5,281万9,000円を計上しております。第3款繰入金につきましては同じく広域連合から提示がありました3,636万4,000円につきまして一般会計からの繰入金等を計上しております。

7ページを御覧ください。第5款諸収入、4項、第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、広域連合からの受託を受けて町が実施しています後期高齢者の健康診断事業にかかる額335万4,000円を計上しています。

10ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算した保険料負担額及び同じく提示のありました保険基盤安定負担金の合計額8,801万円を計上しております。

第3款保健事業費、1項、第1目健康診査費につきましては後期高齢者の健康診

断事業にかかる費用326万1,000円を計上し、第2目保健事業費では国保と同様に26年度から再開いたしました、あんま・はり・きゅうの施術にかかる助成金48万円を計上いたしております。なお、国保と同様に助成額は1回につき1,000円とし、1世帯当たり年間12回を限度としております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第36号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第37 議案第37号 平成28年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第37、議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第37号で提案いたしました平成28年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,161万8,000円としております。前年度と比較しますと17万円の増額となっております。本町におきましても少子高齢化は顕著で高齢化率も年々上昇の一途であり、同様に要介護認定者の数も増加傾向にあります。これまで平成26年度のような大きな伸びはありませんでしたが、今後も増加傾向は続くものと考えられ、本年27年度の実績を踏まえ平成28年度予算を編成したところでございます。介護保険特別会計におきましては、保険給付費が歳出の約95.6%と大きな役割を占めております。また、一般会計からの繰り入れも1億2,100万円余りを計上しております。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款保険料につきましては、27年度に保険料の改定を行ったところでございます。今回65歳以上の被保険者が負担される保険料を1億2,638万4,000円計上しており、前年度から174万4,000円の増額となっております。なお、町民の皆様には御負担をおかけいたしますが、介護保険事業の健全運営に御理解と御協力をいただきますようこの場をお借りしましてお願いいたします。

次に、第3款国庫支出金、第1項、第1目介護給付費負担金として1億5,636万3,000円を計上し、また同じく第3款、2項、第1目調整交付金として、8,521万7,000円を、第2目地域支援事業交付金介護予防事業費の交付金として246万5,000円。第3目同じく包括的支援事業費の交付金765万2,000円を計上しております。

8ページをお開きください。第4款支払基金交付金、1項、第1目介護給付費交付金を2億4,713万円。また第5款県支出金、第1目介護保険給付金も1億2,059万1,000円計上しております。なお、第3から第5款までは平成27年度の実績等を勘案して、前年度予算から増減して申し添えます。

9ページを御覧ください。一般会計からの繰入金として第6款を総額で1億2,186万9,000円を計上いたしました。

11ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款総務費、第1目一般管理費として、事務費をはじめ介護システム委託料124万5,000円を計上しております。

13ページをお開きください。第2款保険給付費関連の予算であり、前年度の実績及び見込みにより算定しており、第1項介護サービス等諸費として7億4,789万8,000円。第2項介護予防サービス等諸費として4,225万5,000円を計上しております。それぞれ減額となっておりますが、これは本年度の実績から見込んだものでございます。

14ページをお開きください。低所得者の方が施設を利用した場合の居住費、食費、負担金限度額を超えた場合の諸費として、2款、第6項特定入所者介護サービス等費4,367万7,000円を計上いたしました。第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費として社会福祉協議会への委託料等985万7,000円を計上いたしました。

15ページを御覧ください。第2項包括的支援事業費として、非常勤職員の報酬やケアプラン作成のための経費として1,967万6,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたします。

たが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第37号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第38 議案第38号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第38、議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第38号で御提案いたしました平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成28年度につきましては歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,598万4,000円とするものであります。

4ページをお開きください。第2表地方債は老朽化及び民地に布設してある水道本管の布設替え工事を行うものであり、過疎債、簡水債いずれも限度額360万円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第1款使用料及び手数料につきましては総額9,511万円を計上いたしており、昨年より65万円の減額となっております。第3款繰入金につきましては、起債の定期償還分の2分の1として一般会計から3,391万3,000円を繰り入れるものであります。第4款財産収入につきましては、基金運用利息として742万5,000円を計上いたしております。

8ページをお開きください。第5款繰越金については1,200万円を計上いたしました。第7款地方債につきましては、施設事業債として720万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。

第1款水道費については経常的な経費等、先にも申し上げましたが、水道本管布設替え工事に伴います委託料等工事請負費で720万円、定期的な水道メーター取り替え工事費270万円を計上いたしました。第2款公債費につきましては、起債の定期償還分として元金利子合わせまして6,782万6,000円を計上いたしております。また、予備費としまして1,090万8,000円を計上いたしております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。水道費の中で10ページですね。町道中学校西口線水道本管布設替え設計業務委託170万と町道の布設替え工事550万合わせて720万円という形なんです。西側の町道部分についてはかなり木の根が張ってきております。子どもたちが登下校する際に歩く分にはそうはないと思うんですが、車が入っていく際についてはもう根が張ってデコボコデコボコしてるんですね。予算書、土木のほうにちょっと見てなかったんですが、道路の改良も一緒に入れて今回これをされるということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 10番 佐伯議員の質問にお答えいたします。一般会計の予算でも計上いたしておりました、概要書でも計上しておりますが、西口線の道路の新設改良費のほうで予算は計上させていただいております。こちらに関しましては社交金事業で通学路ということもございまして、重要性ということで計上しまして道路の整備と合わせまして水道管のほうも一緒に合わせてやるという計画であります。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これはもう何年も前からですね、目にかかっておりました。やっとなんかやっていたらということで大変喜んでおりますが、これは水道工事をする場合においてもいろんな道路工事をする場合においてもなんです。設計業務委託料というのが工事費に対しましてですね、かなり設計業務委託料が近年上がってきておる。上がってきておる割には、いざ実行工事に入ろうとするといろいろ

と手直しがあります。ですから、本来こういうのは本管の水道工事財源については特定財源と一般会計のほうなんでしょうけれども、できればもう少し設計委託のやり方というものを考えて工事に入っただけならばより一層工事の延長が伸びたり、より一層受益者の皆さんたちの利益が増えたりするということが考えられると思うんですよ。これ550万円のやつを170万円も設計業務委託をしてやられる必要があるのかどうか。だいたい70万円ぐらいでいいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりこれは法的に決まった金額なんでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。今の工事の金額に対して設計費が高いのではないかとということでございますけども、専門的に設計業者さんあたりですね、見積り等もいただいて純粋に積み上げた経費でございます、どうしても事業化すれば設計あたりも県の単価とか、単価が決まっておりますのでそういった形で金額的には上がってくるかと思っておりますけども、あくまでも予算であって入札等ですね、金額は若干は下がりますけどもそういった経緯で積み上げは通常的に経常的に上げてるとというのが現状でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 日ごろから私は設計委託料が高いというのは気にしております。そしてその割には先般の議会においても牛嶋議員のほかにもあってたんでしょ。ありましたね。要するに設計する際にやはりいろんな人たちの声を聴いてというふうな話もある。そうした中でいざ今言ったように交渉するときに若干の手直しは仕方ないんですけども、元々の見方が間違ってる場合というのがありますよね。私はこれが金額が高いか安い。県の金額でいけばそのままという形なんでしょうけれども、本来私は高森町の役場、建設課内にそれぞれの担当職員がいらっしゃいますから私は町道内の設計委託というものに対してはある程度できるんじゃないだろうかというような気持ちも持っております。ですからそのへんについても今後についてはちょっと検討課題として持っていただきたいなと思います。工事をする方たちは道路舗装をはいで道路を動かして管をつないでまた埋めて舗装してそれだけのいろんな業務をやって550万内。設計される方はいつされてるのかわかんないけれども、されて設計書が出てきたのを見て170万。単純に側から見てればちょっと高いような気がしますのでその点についてはちょっと設計の工事の委託料について金額を出される場合についての根拠というものは委員会等で十分協議をしてい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第38号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第39 議案第39号 平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第39、議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第39号で御提案いたしました平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成28年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,657万9,000円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款財産収入につきましては基金運用利息1,325万1,000円を計上し、第2款基金繰入金300万円、第3款繰越金として32万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款農業用水費につきましては、第1項管理費、第7節賃金は施設の草刈人夫賃や水量管理人夫賃等39万円。第11節需用費は1,351万円で、そのうち本会計の主な歳出項目の電気料である光熱水費に1,300万円を計上いたしました。修繕料につきましては本年度においては一般的な修繕料として50万円を計上しております。第12節役務費についてはテレメーター代等91万5,000円を計上しました。また予備費としまして124万4,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を説明いたし

ましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第39号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第40 議案第40号 平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第40、議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第40号で御提案いたしました平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は総額で3,125万2,000円を計上しており、昨年度より2,700万円の増額となっております。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算について御説明申し上げます。第1款財産収入につきましては自治体基金及び民間基金の利息の合計が25万2,000円を計上しております。第2款繰入金につきましては自治体基金繰入金として3,100万円を計上しております。なお、詳細につきましては歳出予算で説明いたします。

続きまして、7ページです。歳出予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。第1款事業費につきましては平成27年10月に中松駅構内で発生いたしました列車の脱線事故関連及び安全輸送のための鉄道軌道等の整備事業に要する費用等を3,100万円計上いたしております。脱線事故関連といたしまして、事故が発生した中松駅構内の分岐点の分岐器の更新費用として約2,700万円の事業費がありますが、国、県及び事業基金がそれぞれ3分の1ずつの負担の補助となっております。

ります。また、脱線事故の際の車両及び施設等の復旧経費として約760万円。その他の鉄道安全輸送設備等整備費として約800万円計上されてます。

以上、今回提案いたしております予算の主なものについて説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第40号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第41 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第41、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月9日から3月15日まで、及び3月17日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月15日まで、及び3月17日は休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後3時40分

3月16日(水)

(第2日)

平成28年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成28年3月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	岩下健治	公共施設等総合管理計画について	<p>①管理計画の必要経費試算での前提条件の中で、解体の標準単価は国から示されたのか 示されなかったのであれば、町独自の単価試算はされたのか</p> <p>②公共施設に関する利用状況及び意識調査（アンケート調査）の中で、収支比率の差が大きい入浴施設について、改善策をどのように考え、今後の利活用を図っていく考えであるか</p> <p>③アンケート調査結果をどのように受け止め、今後どのような対策を講じていくのか。（全体的なもの）</p>
6番	立山広滋	まちづくり組織	<p>①まちづくり組織</p> <p>②まちづくり組織の平成28年度以降の動向</p> <p>③まちづくり組織を設立した後の町への波及効果</p> <p>④まちづくり組織を組織化しようとした意図及び期待すること</p>

		地方創生加速化交付金	<p>①地方創生加速化交付金</p> <p>②高森町において実施予定の事業及び申請額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高森町単独2事業 ・広域連携4事業 <p>③事業を実施することによる町の今後</p>
7 番	森田 勝	高森町新農業プランの進捗状況	<p>①矜持力、稼得力、維持力、交流力、文化力、5プランの中の稼得力、維持力、交流力の現在の成果は</p> <p>②維持力の中の環境と調和した農業の推進、アグリセンターの堆肥を5～10年以上利用した人（他町村含めて）の感想、作物の状況などのメリット、デメリットをTPCで活用して広報する考えは</p> <p>③アグリセンターの堆肥を利用した高森の作物のブランド品等、堆肥を使ったロゴマーク入りの産物等の検討は</p> <p>④参入したい企業よりも地域として導入したい企業（農商工含む）の考えは</p>

4 番	興梠壽一	T P P 大筋合意に対する対策	<p>① T P P 大筋合意の概要と農業関係への主な影響</p> <p>② コメ対策 コメの関税については、維持する代わりに米国産などの無関税の輸入枠が新設された。また、2018年度から減反制度も廃止される予定だが、今後どのような対策が必要と考えるか</p> <p>③ 畜産対策 関税引き下げに伴う影響による対策 優良保留牛導入貸付金の状況と見直しの見解は</p> <p>④ 中山間地域に対する対策</p> <p>⑤ 「高森まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、今後5年間を見通した農林業の具体的施策</p>
3 番	後藤三治	改訂・広報「たかもり」について	<p>① 町民の意向は</p> <p>② 今後の対応は</p>
		たかもりポイントチャンネル（TPC）について	<p>① 開局1年経つが、町はどう評価しているのか</p> <p>② 視聴者である町民の評価は</p> <p>③ T P C についてのアンケートの実施は</p> <p>④ 今後の対応は</p>
5 番	芹口誓彰	財政の状況と運営について	<p>① 経常収支の状況について</p> <p>② 起債と基金について</p> <p>③ マイナス金利下における公金管理について</p> <p>④ 財政運営の考えについて</p>

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	2 番	岩 下 健 治 君
3 番	後 藤 三 治 君	4 番	興 梶 壽 一 君
5 番	芹 口 誓 彰 君	6 番	立 山 広 滋 君
7 番	森 田 勝 君	8 番	本 田 生 一 君
9 番	田 上 更 生 君	10 番	佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	<small>住民福祉課長兼生活環境課長</small>	安 藤 吉 孝 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	沼 田 勝 之 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	河 崎 みゆき 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	<small>たからポイントチャネル事務局長</small>	東 幸 祐 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、監査委員事務局長 安方含君からは欠席届が出ておりますので報告いたしておきます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） おはようございます。2番 岩下でございます。

それでは通告をしておりました質問事項、公共施設等総合管理計画について、要旨については3点ほど挙げております。順を追って質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、公共施設の総合管理計画につきましては、先に示されましたように年度別改修、建て替え必要経費で前提条件はありますけれども、今後40年間で261億3,000万円、年間平均にいたしますと6億5,000万円が必要との試算が出力されております。

今回のアンケート調査は、真に町民が望む公共施設のあり方について、意識・意見を把握することを目的とし、公共施設の最適化を図るファシリティマネジメントの考え方を取り入れた施設管理計画を策定するというところでございます。このことにつきましては、今後の施設の老朽化、町の財政事情、さらには一番懸念されます今後の人口減少問題を考えるときに、早急に施設の必要性や運営方針を見直すことは、私たちも最重要課題であるとの認識は常に持っております。

それでは、要旨1でございます管理計画の必要経費試算での前提の条件の中で、解体の標準単価は国から示されたのか。示されなかったのであれば、町独自の単価試算はされたのかの質問に移らせていただきます。

今回の総合管理計画の経費試算では、総務省から配布されました試算ソフトの標準年数と標準単価で試算した場合の必要経費を試算されておられます。前提条件は、大規模改修、建て替えの移転となっているようですが、アンケート調査の中では施設によっては解体との設問が出されております。また、公共施設の経費節減についての設問に対し、公共施設を減らすとの解答例が58.4%と高い割合を占めております。減らすとなると売却若しくは解体しかないと思われませんが、もし解体となった場合、木造建築、鉄筋コンクリート建築等により解体費用は大幅に異なると思われませんが、国からの標準単価は示されなかったのか。また、示されなかったのであれば町独自で試算されたものがありますなら、それぞれの構造により平方メートル当たりの単価をお示し願います。総務課長補佐、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） おはようございます。2番 岩下議員の御質問にお答えさせていただきます。

総合管理計画の中での必要経費の試算ということでございますが、その件につきましては総務課のほうで試算をさせていただきましたので、私のほうから御説明させていただきますと思います。

総務省が配布いたしました公共施設等更新費用試算ソフトを用いて試算をいたしましたものでございますが、解体費用の単価につきましては示されておりました。といいますのも、このソフトにつきましては、そもそもその施設を維持していく、つまり残していくということを前提として、将来の更新費用について推計するものの試算をするものでございます。したがって、このソフトの中には大規模改修費用、それと建て替え費用について試算したものでございます。

この建て替え費用につきましては、一旦取り壊して新たに建てるということでございますので、その中に当然解体費用も含まれているものと考えられますが、解体費用のみでの単価につきましては、特段示されてございませんでした。

なお、町独自の解体費用の単価ということがございましたものですから、その件につきましては、生活環境課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長兼生活環境課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） おはようございます。2番 岩下議員さんの御質問にお答えいたします。

解体費用の単価ということでございますが、解体費用につきましては、先ほど岩

下課長補佐から御答弁もございましたが、国から示されたものではなく平成26年度に公共施設の解体・撤去の概算経費の見積りをいたしております。その結果としまして、木造につきましては税抜きではございますが1万9,000円程度かかると、それから鉄筋コンクリートにつきましては2万5,000円程度となっております。また、鉄筋コンクリートにつきましては、基礎部分についてははっきりしませんので、この部分は含んでない解体費用という結果は業者さんのほうから出ております。木造につきましては1万9,000円程度、コンクリートについては2万5,000円程度でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） なぜお尋ねをいたしましたかと言うと、大規模改修、建て替えと解体では単価が非常に異なるのではないかということでございます。しかし、今、申されましたように、国のほうも更新費用ということで計画を義務付けられておるといってございますので、その試算結果をどうこういうことは申しませんが、年次計画をされる分にはそれぞれの設計をされると思いますので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

続きまして、要旨2、公共施設に関する利用状況及び意識調査、先日のアンケート調査でございますけども、その中で収支比率の差が大きい入浴施設につきまして、改善策をどのように考え、今後の利活用を図っていく考えであるのかの質問に移らせていただきます。

アンケート調査結果から、本町にあります二つの入浴施設、高森温泉館、高森町朋遊館についてお尋ねをいたします。

まず、高森温泉館についてですが、この施設は町に温泉をという町民の夢と希望をかなえるため、泉源掘削に臨まれ成功。平成6年度には8億4,000万円をかけ施設を建設されました。以来22年が経とうとしております。開業当初は南郷谷といいますか、この南阿蘇には温泉施設が少なく、11月の開業というのに翌3月までの5カ月間で利用客は17万人を超え、翌平成7年度には年間40万人を突破いたしております。収支も7,200万円あまりの黒字という大盛況ぶりです。ところが、泉源調査また掘削技術の進歩からか、近隣の町村でも多くの施設が乱立といっているかどうか分かりませんが、多くの施設が建設されてまいりました。

その後、バブル経済は崩壊、国においても三位一体改革、行財政改革に取り組まれ、地方自治体も同様に取り組んできたことは周知の事実でございます。

そのような中、平成15年6月には、公の施設の管理に関する制度を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が公布、同年9月に施行されました。高森町におきましても、これによりまして平成18年度を初年度といたします5カ年計画、高森町直営施設改革推進計画が策定されてきたところでございます。この計画の推進につきましては、住民サービスの向上、行政コストの縮減が目的であるが、将来は地域の振興及び活性化、並びに行政改革の推進効果が期待できるものであるとされております。民間事業者が有しますノウハウを広く活用することが有効であるとの観点から、平成18年4月から温泉館も指定管理者へと移行したものと考えております。

また、これまでも各自治体におきまして、第三セクター施設などの運営に携わってきたところはたくさんございます。私はもともと自治体が最後には収支を問われる営利施設に携わるべきではないとの考え方を持っておりました。この温泉館の収支赤字は平成14年頃からかと思われませんが、当初の目的には福祉の増進ということも掲げてありますので、一概に営利目的の施設であるとまでは申しませんけれども、地方自治体が営業に手を出すというか、そのような運営をすることに対し、今後のことも含めどのような考えを持たれているのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。2番 岩下健治議員の一般質問の2番です。公共施設に関する利用状況及び意識調査（アンケート調査）の中で、収支比率の差が大きい入浴施設について、改善策をどのように考え、今後の利用を図っていく考えであるかという質問の中でのまず質問というふうに受け取っております。

まず、そもそもですね、今日、たかもりポイントチャンネルで視聴していただいている住民の皆さま、そして今日は傍聴者の皆さまも多数お見えでございます。議会のしっかりこの議場で議論されることを町民の皆さまが見ていただくこと、聞いていただくことに関しまして、私からもお礼を申し上げたいというふうに思っております。

今回のアンケート調査に関してでございます。まずここで一つはっきりとさせていただきたいことがございます。これは平成25年7月に先ほど岩下議員がおっしゃったようにアンケート調査をいたしました。住民の皆さんの意識を、意見を伺うためでございます。その上で、二つの入浴施設につきましては町直営、要は町が営業するという運営を選択いたしました。このことは、アンケート結果を尊重したということが1点と、当時の議会も運営存続を強く要望されたということでございま

す。また、平成25年7月のアンケートにつきましても、利用の拡大、アンケートをすることによって問題意識がはっきり表に出ますので、ある意味利用の拡大を訴える意味もございました。しかしながら、その後2年が経ち、なかなか収支的にも、入り込み的にも改善がなされないために、再度必要性を問うためにアンケートを実施したということでございます。これが今回の大前提でございます。

その上で今の御質問は2つの入浴施設についてのお尋ねでございます。今、議員がおっしゃいました温泉館も含む施設の中で、特に最後は採算性を問われる、要は営利施設運営に自治体、高森町が携わる、関わるべきではないという議員個人のお考えというふうにご覧いただきました。特に岩下議員さんにおかれましては、多くの行政の中で管理職を経験され、奉職中はこれは時代の要請により建設であったり、形態、中身の運営方針であったりするのは決まりますので、それはその奉職中にしっかり決まったことに関して仕事をやってこられたということに関しては、私は敬意を表したいというふうに思います。個人的には採算性を問われる営利施設運営に自治体、要はここでいうと高森町が携わるべきではないという議員個人のお考えというふうに再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

その上で、地方自治体、高森町が営業、分かりやすい言葉でいいです。営業に手を出すと、若しくはそのような運営に携わっていくことを町長としてどのように考えるかという問いだというふうに思っております。

少しお時間をいただきたいと思います。二つに分けてお答えをさせていただきたいというふうに思います。今日は私の執行部側には現職の公務員さん、奉職されている職員さんがいらっしゃいます。高森町役場、地方自治体の職員の立場、そこを預かる私の立場、自治体としては温泉館だろうがほかの施設だろうが、すべての施設に関して町が直接に運営するものは福祉の増進であり、向上。言いかえれば住民の住みやすさ、暮らしやすさ等々が目的で、そもそも運営が行われております。要は、公共で運営を行うということが前提であるとするならば、税金を有効に投入すると、そのことが住民福祉の増進につながる。そして向上に努めなければいけないと、これは私の横にいる職員さんの立場であるならば当然でございますし、1階で今、仕事をしている職員も同じでございます。ですから職員の立場としては今言った考えであるということが当たり前であり、私はそれは立派なことであるというふうに思っております。

その上で、次に町長として一個人としての見解を述べさせていただきたいというふうに思っております。今回のアンケートは、この二つの入浴施設に関しましては、

平成25年のアンケート、また今回のアンケートともかなり同じ方向性の結果が出ているということは見受けられるのではないかとこのように思っております。

先ほど述べました地方自治体として、行政として住民さんが肌で感じる住みやすさ、若しくは暮らしやすさ、その部分っていうのが住民の方が肌で感じてる結果というのはイコールが採算性。特に温泉館等の施設に関しては、利益性を赤字にならないというところを強く求められている傾向があるというふうに私は考えております。このことは言いかえれば住民の暮らしやすさ、住みやすさイコール入浴施設、温泉館、娯楽館に関してあえて言わせていただくとするならば、私個人の考えは住民の皆さま、利益性、赤字にならない、採算性、そこが住民の住みやすさ、暮らしやすさにイコールで結び付いている結果ではないかとこのように思っております。

また、意見がなしで、回答なしで終わられた、明記された方でも意見の中では採算性が取れないことは実施するべきではないと、お金をかけるべきではないという意見もかなりあったということも事実でございます。

その上で、今回2期目の町政運営を町民の皆さまに選挙で選んでいただきまして、民意をもって携わらせていただいております。私は自分の政策集、マニフェストでも演説でもずっと言い続けてきたことがございます。

特に議員の皆さまは、選挙に立候補された方でございます。自らに課題を課す選挙に立候補して当選するということは、そもそも立候補することも半端な気持ちではできませんし、当選することも半端には達成はできません。私は先ほど申し上げました政策集の中で、個人的感情による反対に対しては区別をします。そして住民にとってどちらかがプラスかだけで判断するというふうに約束をしております。住民の方というのは今の住民の方、将来の住民の方も含めてです。その上で町長として、そもそも私は公共が担う分野ということに採算性の問題があるからやはりもともと民間が参入しない分野、公共がやる分野っていうのは民間の企業がもともと参入しない分野であるというふうに私個人は考えております。その上で先ほど申し上げましたように、住民の方が思われる住民の暮らしやすさ、住みやすさというところがイコール採算性、赤字にならない、無駄にするなという意見が今の時代の意見であり、結果であるというふうに思っております。

建設当時はそれぞれの立場の方がいろんな地域の実情であったり、要望であったり、時代の背景であったりすることを積み上げて、最重要にこれは必要なものだという事で建てられた、運営されたものだという事であるというふうに思っております。しかし、時が経てば変わるものもある。そういう中で、私は公共が、特に

採算性を求められる温泉館等々の施設運営を行うべきではないと個人的には考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） お互い個人的な意見ということでございますので、続きまして、高森朋遊館浴場についてお尋ねをいたしたいと思っております。

この施設につきましては、高森温泉館と別の視点から考えていかなければならないと思っております。それと申しますのも、朋遊館の建設に至りました経緯が高森東への学校統合から始まっておりますこと、また旧野尻小・中学校の跡地をどうするのか。地域の住民との協議を重ねた上での建設であったものと思っております。入浴施設につきましても、その一部だということで朋遊館そのものであるとは私も思っておりませんし、アンケート調査でも捉えていないと思い、私自身回答を出したところでございます。

また、町長は平成25年6月の議会定例会におきまして、先輩議員の質問に対し、朋遊館管理運営委員会で今後の運営に関して協議し、地域主導型で取り組んでいくとの答弁をなされております。私は奉職時代の平成15年6月から約1年半ほど野尻出張所長として勤務をいたしてまいりました。朋遊館の運営に携わってきたわけですが、その間に町監査から改善勧告を受け、赤字改善への努力をしてまいりました。管理費の削減、入浴営業時間の短縮等により約300万円ほどは改善できましたけれども、それ以上の削減はできませんでした。

その原因と思われまして第1点目は、水からの沸かし湯であることです。冬場には受水槽も水温は0度くらいと思われまして、朝8時頃に出勤しましてボイラーに点火をいたしましても、営業時間の午後3時に適温と思われまして42度に沸き上げができないという経験もいたしてまいりました。

2点目は計画時における集客が甘かったのではないかと。そのほかにも障害者浴室等につきましては、開業当初から構造的な問題で使用ができなかったなど上げられますが、もともと当初計画から赤字覚悟の施設であったのではないかと私は思っております。しかしながら、入浴施設の赤字の縮減という観点から考えなければなりませんので、そういうことになれば今、料金体制が違いますので、温泉館と同様な料金体制をとり、地域の理解を得て入浴客の増ができるのかどうか疑問は残りますけれども、期限を切って再度施行されるのも選択肢の一つではないかと思っております。それでも無理ということであれば、入浴施設の閉鎖もやむなしかと思われまして、

その点につきまして町長はどのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼をいたします。

岩下議員の次の質問でございます。同じ入浴施設であります、また形態はちょっと違うと思いますが、また経緯も違うと思います朋遊館についての御質問でございます。朋遊館の中でも入浴の部分の御質問だというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃったように、25年6月の定例会議で朋遊館管理運営委員会に今後の運営に関して協議を諮り、地域型で取り組んでいくという答弁をいたしております。私の基本的な考え方の方向性は25年6月の定例会と変わりはありません。しかしながらアンケートでの結果をやはりしっかり考えてみますと、先ほど申し上げましたように、公共が、特に採算性や利益を住民が求める場合には、その場合はどうかという疑問点ということは私もありますというふうに先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。

私ですね、先般、今回の議員の御質問の内容を見させていただきましたときに、新しい改選された議員さんになられてそれから以降の議会で、やはりほかの議員さんも含めまして、議場で、将来の公共施設のあり方について、当然どうやっていくべきかということに関して議会と一緒に協議会をつくりながら、そして話し合いながらやりましょうという答えを私も出しております。私は早速この定例会が終わり次第、議会のほうにその協議会の設立の正式な要請、そしてその中でしっかり結果を出して、その後に25年6月に申し上げましたように、朋遊館運営管理委員会に諮るべきだというふうに思っております。

ただし、今1点、議員が個人的な例として出していただきました提案も私は選択肢の1つじゃないかというふうに考えております。それはなぜならば、住民の皆さんから選挙で選ばれた議員さんというのは第三者ではございません、当事者でございます。私も同じ立場でございますので、非常に有効な提案をいただいたというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 25年6月定例会と一緒にの考えで、運営委員会と今後また話をし、議会もかたりながら進めていくということでございます。しかしですね、特に温泉館につきましては、これは存続するにしても廃止するにしても、非常に難しい問題があると思われま。存続をすることを前提に民間企業へ譲渡売却される考え

があるのであれば、まずは町民体育館・町民グラウンドを合わせた3施設をセットでの譲渡計画を立てられ、インターネットなどでの公募等を考えることも必要ではないかというふうに思っております。アンケート結果の中にもかなり多数の意見があったようでございます。

譲渡される側はもう使い勝手がよく、例を取りますとスポーツ合宿等を考えたときに宿泊施設、レストランなど譲渡を受けた側の企業がやってくれるということであれば、総合的な経営も考慮できるのではないかと考えております。そういう考え方があるのかどうか。これは存続をすることを条件ということですので、民間企業に譲渡ということを考えてございますので、そういう考えがあるのかどうかを町長によりしくお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 岩下議員の次の御質問にお答えをさせていただきます。

存続を前提に、温泉館についてはですね、特に町民グラウンド施設も込めて民間に譲渡等々の考えがないかというふうな質問だと思っております。アンケートの結果、議員さんも大変詳しく、このアンケートの中身を精査されているというふうに思っております。やはり最もこのアンケートの中で町民の皆さまが多く訴えられていることは、当然利便性だったり、自分たちの使い勝手という部分というのはたくさん意見も出ておりましたが、やっぱり一番は先ほど申し上げましたように財政負担、採算性、そして将来にそのつけを残すなという意見が非常に多かったというふうに私も思っております。

その上で、存続を前提に仮定の話で今おっしゃいましたので、当然そうなるとするならば、利益性、採算性を追求できる民間企業、民間側に立って考えてみますと、当然それは一つの施設ではなく、すべて複合型での譲渡等々もやはり民間側が逆に求めてくるのではないか。公募した場合にはそういう結果もおのずと出てくるのではないかというふうに考えております。

私はその前に、今日、傍聴者の町民の方も多いわけでございますので、この高森町民グラウンドと高森体育館についてアンケートの結果で顕著に表れていることがございます。要は利用していないという方が極めて多いと、6割、7割の方が利用していない。すなわち利便性がよくない。要は町民グラウンドと体育館に関しては、町民は採算性、当然赤字等々施設運営とかそこの部分にかかるお金を考えているが、やはり使い勝手、利便性、利用という部分に非常に町民の方が直視されている、そこに意見を持たれているのではないかというふうに考えております。やはりこれは

利用率が少ないということに関しては、これは極めて大きなアンケート結果ではないかというふうに考えております。存続を前提に議員の御質問にお答えするとすれば、最終的なお答えは、やはり協議会等々に諮りながら、当然結果を出していくと。しかし、その前提で議員がおっしゃった提案も一つ、それは逆に言いますと公募する場合には、民間の企業側からもそういう要請が出てくるのが私は当然ではないかというふうに考えるわけでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 例えの話でございますのでなんですけれども、営業を停止にしてから始めたんじゃとてもじゃない、民間企業も来てくれないと思いますし、営業している間にそういうことも考えて、前に進んでいけばなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

最後にですね、要旨3でございます。アンケート調査結果をどのように受け止め、今後どのような対策を講じていかれるのかについて質問をさせていただきます。

今回のアンケート調査結果の説明報告を受けまして、大変厳しいものがあると感じておりますが、町が運営します施設については福祉と財源、いわゆる福祉とお金の問題は常に相反してつきまとうのではないのでしょうか。お金で計ることのできない福祉、それは私たちも皆さんも分かっていると思います。行財政運営の面から見たときは、そう簡単な問題ではないと思っております。特に各地域に建設をされた、または残っております施設。例を挙げますと総合センター、生涯学習センター、体育館、校舎などが少子化によります学級減、複式学級の解消問題などから町の学校再編整備計画の中で統合を余儀なくされ、数年、長いときは10年以上もの年月をかけ、地域の住民の方々、特に保護者の方々との話し合いの結果、建設をされ、または残った施設の有効活用を図りながら現在に至ってきたものだと考えております。

このような施設につきましては、今後十分地域住民との話し合いをされ、判断をしていくことが重要だと考えます。ただ、維持管理をしていくためには、これはもう費用がかかることは当然のことでありまして、そのことは利用者が応分の負担をするということも必要条件だと思っております。

これは私の案ですけれども、必要経費を利用者で割り、費用対効果を分析してみるというのも一つの方法ではないかと思っております。

いろいろと述べましたけれども、アンケート調査結果を踏まえまして、全体的に

今後どのような対策を講じていかれるのか、最後にもう一度町長にお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 岩下議員の最後の御質問にお答えをさせていただきます。

アンケート調査結果を踏まえ、今後の全体的な対策をどういうふうにかえるのかということだというふうに思っております。

その前に、議員が先ほど自らの経験、そして考え、そしてそれに基づく案について一つ提案をしていただきました。先ほど経緯の中で申し上げられましたようにですね、やはりそれぞれの施設は、建設当時はそれぞれの行政のプロの方、若しくは地域の方、議会、首長さん、皆さんが考えられて、これは必要だということで建てたものであると。しかし、時が経てば、時代が変わればそれも変わってくると。特に建設後、行政がお金を使って建設をした後は地域との話し合い、そして議会との話し合い。議員さんは住民から選挙で選ばれた議員さんでございますので、当然、代表である議員さんとの話し合いを経て今に至っている、それぞれの施設がそうでございます。しかし議員が指摘されたように、この間維持していくと、これにはお金がかかっているということは、これは誰しもがよく考えれば分かることでございます。であるからこそ、利用率が高い公共施設、インフラ、加入率が高い公共施設、インフラに関しては利用者、住民がその分に関して応分の負担をすることは必要条件であるというふうに岩下議員が考えられる。これは当然、行政経験をなされてきた議員さんが高森にもほかの自治体にもいらっしゃいますが、当然のことであり、私も同じ考えでございます。ですから先ほどの案につきましても、非常に私は効果がある、費用対効果が出るのではないかと、データの的には出るのではないかとというふうに考えております。

そして、その上で今日の最後の質問であります全体的な今後の対策についてお答えをさせていただきます。

特にアンケート調査結果でも、今後の公共施設のあり方という項目がございました。そこでの一番の町民からのお声は、公共施設による財政負担を軽くしてほしいと、公共施設を維持継続する財政負担を軽くしてほしい。統廃合を図ることを望むということが民意であるということが伺える結果になっております。当然、そのことも踏まえ、まず民意で住民、町民から選ばれた議員さんとの先ほど私が求める公共施設の今後に関し、議会と合同の協議会を設立するという働きかけさせていただき、その中でこのアンケート調査も協議をさせていただきたいというふう

に思います。今後の現時点、今日も進んでいる、明日もあるこの公共施設に対しての対応に関してでございますが、やはりこの収支を見れば非常に今日・明日中に指定管理に出したい。例えば新しい動きをやったとしても私は採算性に関しては、結果は同じではないかなと、なかなか変わりようがないと。非常に簡単にこれを解決する道はないというふうに考えております。

しかし、選挙でお約束をいたしております。将来に誇れる高森町を実現する、皆さまの子どもさん、お孫さんの時代に誇れる高森町を実現するためには、決める政治判断が必要であります。政治は結果です。終わりよければすべてよしということで後世に負担をかけない政治判断を、議会との協議会設立後、協議の元発表させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 協議会を設置されて、民意を十分反映をした行政との結果を見ることができれば非常に最高だというふうに思っています。

少し余談ですけども、今日の熊日新聞のほうに出ておりました公共的な施設の整備や運営の際に、企業やNPOなど民間と連携するPPP、公民連携または官民連携という注釈してございますけども、という手法の導入に政府が力を入れているというような記事を見させていただきました。

いずれにしても、本議会につきましては建物の大規模改修、機器につきましても更新または改修の時期を迎えていると思っております。それに指定管理者の運営期間中に平成22年度には電気風呂、タンクなどの改修ということで4,300万円、翌23年度には泉源ポンプの入れ替えにも900万円の支出がなされております。それぞれその年は6,000万円の赤字、2,300万円の負債という結果でございます。

また、朋遊館につきましても、この前ちょっと点検のときに居合わせましたところ、ボイラーの更新時期を迎えているとも聞き及んでおります。そのほか機器の耐用年数などから考えましても、今後さらなる投資が必要となることは明らかであります。今後の対応につきましては、慎重かつスピード感を持って私たち議員も含め、その事務に当たっていくことを要望といたしますか、町長に要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君の質問を終わります。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

私は今回、まちづくり組織及び地方創生加速化交付金について質問をさせていただきたいと思います。

さて、安倍内閣は、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の施策として地方創生を掲げられていますが、これにより時代にあった地域をつくり、地域間の連携を推進することで地域の活性化と、その好循環の維持の実現を目指すとしております。

高森町においても、先駆性のある取り組みや既存事業の隘路を発見し、打開する取り組みである政策間連携と新型交付金の支援対象となる取り組みが行われていますし、また、平成25年度に高森町観光立町推進基本条例が制定され、併せて条例に基づいた高森町観光立町推進計画が作成されており、その計画に基づいた事業についても実施されていることと思います。

そこでお伺いします。今回の地方創生先行型の交付金事業として実施される高森式DMO（仮称）まちづくり組織設立に向けた実践事業について、特にまちづくり組織についての説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。政策推進課長の馬原です。6番立山議員の質問にお答えさせていただきます。

高森町の現状といたしまして、少子高齢化が顕著でありますし、また農業や商業における後継者不足も懸念される点であります。一方、阿蘇地域全体としては、世界農業遺産の登録、世界ジオパークの認定等により交流人口増加の期待が大きくなっております。観光産業が地域経済に、あらゆる分野に効果をもたらす総合産業であるという認識のもと、観光振興によるまちづくりの推進は重要な施策の一つであります。

本町は、平成25年度に観光立町推進計画を策定いたしまして、農閑期の収入確保のための加工品づくりや普及のためのイベント、観光客の求めるものの調査等を行ってまいりましたが、その中で縦割行政の問題、広範囲の町において地域からの連携が取れていないこと、女性目線の欠如等解決しなければならない問題があることが分かりました。そこで実践事業では、行政主体のまちづくりから民間活力を生かした官民共同のまちづくりへ転換するために、観光立町推進組織としてまちづくり組織の設立準備を行うものであります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、課長の答弁でまちづくり組織の設立準備を行うとのことでしたが、具体的にはどのようなことを実践されますでしょうか。また、付随して実施されている事業があれば事業費と併せて説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

まちづくり組織の設立に向けた実践事業として現在行っておりますのは、多言語対応、これは日本語以外の言葉ですね。ホームページの作成及び機器の整備、約1,233万円、イベントの企画に約70万円、空き家・空き店舗を活用した事務所及び物品販売所を兼ねた飲食店並びに加工所の整備等に約1,700万円、外国人観光客へ英語で対応するためのおもてなし講座の開催及びおもてなし英会話集の作成に約60万円、先進地視察研修等に約25万円で、交付金合計約3,088万円を活用しております。なお、事業費のすべては交付金となっておりますので、町の負担は発生しておりません。

ほかに大学と連携した事業を実施しておりまして、空き家調査及び活用計画、高森駅前整備計画を熊本大学工学部建築学科と、移住定住者向けリーフレット作成を熊本県立大学環境共生学部居住環境学科と、地元産物を活用した加工品及び開発、並びに加工品マニュアル作成を熊本県立大学環境共生学部食健康科学科と、自立したまちづくり会社設立に向けた経営計画の策定を熊本学園大学会計専門職研究科と連携しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） まちづくりを推進するための事業を行政だけではなく、地域住民や今、話がありましたように県内の大学と様々な機関と連携を図られていることは、これまでに例を見ないことで非常に楽しみに思っております。

では、まちづくり組織の来年度以降、すなわち4月からの動向について説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 第一に行わなければならないのが、まちづくり組織の設立であります。今回は一般社団法人として設立の予定であり、設立の登記をすることによって一般社団法人として設立されます。なお、事業に制限はなく、公益事

業だけではなく収益事業を行い、利益を得ることも可能であります。

また、まちづくり組織は大きく分けて三つの事業を実施する予定としております。1つ目は企画です。駅前の事務所を拠点として、企画の内容としては体験プログラムの企画及び運営、移住定住のための情報提供、観光に関する情報提供、それと町内の資源を使った企画立案及び運営、町内の個人・団体との連携等となっております。

2つ目は加工体験です。交流センターの一部を活用して地元特産品や農産物及び南阿蘇特有の産物である南郷絵の廃材等を利用した商品開発や製造を行うものです。例を挙げますと、ツルノコイモを使ったコロッケやヒゴムラサキを使ったジャムやピクルス、南郷絵のおがくずから抽出する製油や廃材のコースター等になります。

3つ目は販売です。湧水トンネル公園近くの施設を拠点に、物品販売や飲食物の提供を行うこととしております。直売コーナーでは町民から出荷される野菜や加工品の販売、南郷絵関連や絵本等の自社製品の販売及び飲食コーナーでの町の特産品を使ったメニューの開発・提供等を予定しております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） では、まちづくり組織を設立した後の町への波及効果はどういったことが考えられますでしょうか。例えば説明が先ほどありましたように、事務所等に雇用が発生するとか、観光客の増加につながるなどなどですけれども、答弁を願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） まず雇用についてですが、平成28年度は地域おこし協力隊の配置を考えております。この地域おこし協力隊とは都市圏から過疎地域に生活拠点を移しまして、地域おこし活動をしながら定住を図ることですが、条件は町外在住者、高森町に住民票がない人ですね。その方が町に転入して在住して取り組むこととなっております。現在、1名町のほうに配置しておりますんですが、それを3名増員して4名配置することといたします。なお、隊員1人当たり400万円の特別交付税の措置がありますので、係る経費のうち年間4人分の1,600万円、これは町の負担ではないということになります。

また、波及効果といたしましては、ただいま説明しました3名の転入及び新規雇用、それから新しい会社による商品開発及び販売、移住定住の相談、ひいては空家対策等が考えられます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） では、町長にお尋ねいたします。

まず、まちづくり組織については、課長の答弁で理解できましたけれども、町長はなぜ組織化、いわゆる会社を設立しようと思われたのでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり組織ですね、住民の皆さまにわかりやすく申し上げますと、駅前で今、建てている構造物であったり、湧水トンネルのところの改修であったり、目に見えるところはそういう形で動き始めております。このことについて、これを行っている組織を結成するというところでございます。

大前提にまず、高森町観光立町基本計画、これは条例に基づく計画、議会が承認をした条例に基づく計画の中でしっかり明記しているということが1点。それと計画を策定後、私の2期目の選挙のときに住民の皆さまに訴えました観光立町を実現するためのまちづくり、その中で明確に明記をいたしております高森町観光まちづくりコーディネーター組織の構築。構築後はまちづくり株式会社設立を目指すというふうに明確に記入をしております。その上で当選を果たさせていただきまして、その後、安倍政権が地方創生という名目の中、まち・ひと・しごと創生プラン、このプランを各自治体につくりなさいということがありました。それが昨年でございます。そして議会も地方創生特別委員会をつくっていただきまして、その中でこのプラン、高森町が立てたプランを精査をしていただき、一緒に協議をしていったわけでございます。その後この地方創生先行型交付金事業に採択を受けまして、熊本県内ではかなり上位、トップクラスの約3,000万を超える交付金、100%の充当をいただきました。そのお金でこのまちづくり組織をやっているというところでございます。

それが前提の上で立山議員がおっしゃいます、なぜ組織化、いわゆる会社を設立しようとして最終的に判断されたのかということだというふうに思っております。当然、選挙での約束、観光立町基本計画の中でしっかりうたっている、地方創生特別委員会もしっかり諮って高森式DMOをうたっているということが前提でございますが、私は地方創生ということは経常的経費は国がある程度みてあげるが、政策的経費、要は事業のところの部分、何かやることに関しては各自治体、要は「高森町さん、あなたたちは自分たちで財源を捻出するように頑張りなさい」と、「じゃなければ国はやはりなかなかお金がありませんよ」ということが私は一つ地方創生の政府が

いっているところのその部分もあるのではないかというふうに考えておりましたので、自分たちで財源を確保する。当然、地域振興を行っていく中ではお金が要ります。そのお金がなかなか生み出せない。だとするならば自分たちで財源を確保するためには、行政の枠から外れた組織、それが今回の一般社団法人、それが必要という最終決断のもと地方創生の策定の中でもしっかりとうたわせていただいて、組織化を設立しようと考えたということが答弁でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今の説明、よく分かりました。

もう1点お伺いしたいと思います。今、話に出ております新しい組織に町長は期待されることはどういったことなんでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 当然、行政の枠からですね、先ほど申し上げましたように外に出た組織でありますので、柔軟性が高いこの運営方針を手がけていただきたい。そして、なおかつこれは最終的にいろんな議論がその中で住民の方の中からも、議会は当然、常に協議をしまいいっていきますので出てくるというふうに思っておりますが、最終的にはそれが高森町の町民に返ってくる、これが私は期待をしているということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） では次に、先日説明をいただきました地方創生加速化交付金について質問いたします。

地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として位置付けられており、その社会を実現するためには希望を生み出す強い経済、子育て支援、安心につながる社会保障を含めた新三本の矢の取り組みに貢献するために創設されたとお伺いしております。また、現在実施されている上乗せ交付金での独自の事業についても、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図ることとされております。

そこで現在、計画されている単独事業の概要及び事業費について説明願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 6番 立山議員の質問にお答えさせていただきます。

単独事業につきましては、2事業ございます。1つは観光立町推進人材育成事業

費に3,200万円、それからもう1つ商品開発及び新規販路開拓事業に2,600万円、合計の5,800万円を今、国のほうに申請をしているところでございます。

まず、観光立町推進人材育成事業につきましては、観光立町に関することを総合的かつ計画的に推進し、子どもたちが住み続けたいくなる、豊かで活力ある高森町の実現を目指した人材育成と、まちづくり組織の設立を行い、将来的には組織の独立を目指すこととしております。主な事業といたしましては体験プログラムの構築や運営、地域特産品等開発事業及び店舗運営事業等があります。

次に、商品開発及び新規販路開拓事業につきましては、商品や観光地等にストーリー性を持たせることで付加価値を与えまして、近隣観光地との差を明確化させることによって稼ぐ力を増強することを図ることとしております。主な事業といたしましては、商品開発事業、商品の地域外周知事業、地域事業者の新規販路開拓事業及び当該事業の評価・検収等があります。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） では次に、広域連携で実施する事業の概要及び事業費について説明願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

今度は広域連携事業分につきましてはですけど、広域連携事業については四つの事業を計画しております。まず、合志市及び菊池市との連携による事業。これは女性活躍地域創造事業に1,000万円、湯前町との連携によるアニメ等を活用した仕事創出事業に1,000万円、それから阿蘇郡市7市町村連携によります阿蘇地域若者雇用等連携事業に108万1,000円、同じく阿蘇地域観光客受入促進連携事業に35万3,000円、合計の2,143万4,000円を申請しているところでございます。

詳細について御説明を申し上げます。まず、女性活躍地域創造事業につきましては、官民広域連携組織ということで先ほど申しました合志市、菊池市、高森町ほか民間企業によりまして三つの大きな事業を計画しております。

1つ目がワークライフデザイン事業。これは結婚、子育て、教育、創業、創業というのは就業であったり、人材育成を含みますけれど、支援等による女性の社会進出の加速化を図るものです。それからインバウンド事業、これは女性の感性、目線を生かした熊本県内への観光誘致による地域経済の活性化です。3つ目がアウトバ

ウンド事業、女性の感性、目線を生かした、これは熊本県から発する地域振興のブランド化及び都市圏への販路開発による地域活性化事業でございます。

続きまして、アニメ等を活用した仕事の創出事業になります。これは、湯前町と連携して行うわけなんですけれど、湯前町には湯前漫画館という施設がございます、こういった施設等も活用させていただきまして湯前町と連携した企画展や周遊ラリーを開催することで、交流人口を拡大する事業です。2つ目が漫画による顧客をターゲットにして、継続的な消費喚起と雇用の創出につなげる事業です。3つ目がアニメをコンセプトにした観光客の受け入れ態勢を構築しまして、観光客の受け入れを図るということです。それから4つ目が地理的に遠隔に位置する高森町と湯前町の周遊性など検証を行うことで、広域観光ルートの開発などを目的としております。

それから3つ目になります阿蘇郡市7市町村連携になります。1つ目が阿蘇地域若者雇用等連携事業になります。これは新規就農者の受け入れ、それから新たな林業担い手等の受け入れですね。それから地元高校生の地元企業への就職等の情報提供、それから移住定住に向けた拠点整備を進めるということで、これを阿蘇郡市7市町村で核となる事務局を設けまして、それぞれの地域の情報を収集しながら、それぞれの地域の情報をまた反対に返すというふうになるということでございます。

それから最後の阿蘇地域観光客受入促進連携事業につきましては、外国人観光客受入促進ということで、今後外国人観光客が増えるということで、それに対する対応。それから新しい取り組みといたしまして、体験型観光情報の収集、それからPRということ。これにつきましても今まで来る観光から今度は体験する観光ということで、それを阿蘇7市町村連携してやりたいというところで今、やっているところでございます。ただ、一部本町で行います事業と重なる部分があるんですけど、今回は連携事業という部分で高森町のほうも参画しております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、課長のほうから女性活躍地域創造事業に1,000万、仕事創出事業に1,000万、阿蘇郡市7市町村連携による阿蘇地域若者雇用等連携事業に108万1,000円、同じく阿蘇地域観光客受入促進事業に35万3,000円、合計の2,143万4,000円を申請しておるという話があったけれども、事業を実施するに当たって補助の決定等はあったのでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 現在、国のほうに申請書を提出しておりますが、今、国のほうで精査中ということで、まだ決定のほうは下りておりません。ただ、決定がありました場合は速やかに報告し、予算として計上する予定としております。なお、この交付金は平成27年度補正予算であるために、27年度内での予算成立が求められていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 本年度実施事業の継続と考えれば、補助金が交付される可能性は高いと思われますので、非常に期待をしたいと思っております。

それでは町長にお伺いいたします。この事業に期待することは何でしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど御説明しました、昨年採択を受けた地方創生先行型交付金の事業から、今年はその加速するということの事業で今、申請を行っているところでございます。その申請が3パターンありまして、町が単独でやること、もう1つは広域連携でやるのが2パターンでございます。継続と考えれば補助金が交付される可能性は高いというふうに期待をしたいと、立山議員からの御期待に応えられるように職員がしっかり計画書を積み上げて申請をしているところでございます。

しかしながら1点ですね、高森町の取り組み、高森式DMOという、要は先ほど申し上げましたまちづくりの会社の設立に関しまして、ほかの自治体、熊本県のみならず全国でも非常にその動きが加速化しているということがありまして、高森は一つ先手を打ってやはり職員が、特に政策推進課のスタッフが頑張ったおかげでそれが先行的に認められて、またそれがほかのところにも波及しているという現状があるということも申し伝えさせていただきたいというふうに思います。

その中で期待すること、当然単独の部分に関しまして、これは今ももう進んでいる事業でございますので、これは最終的には観光客の増加につながるというふうに私は思っておりますし、熊本県の中でもとりわけトップバッターとして旗振り役として、やはりこのDMOのやり方であれば高森町という位置付けをしっかりと見える範囲でつけること。やはり他の自治体から見てもDMOなら高森、観光阿蘇といえはあそこはひとつ際立ったことをやっているなという、そういう見た目の部分にもこだわりながらやることによって、観光人口の増加につながるというふうに考えております。

また、ほかの広域事業に期待することということは、やはり阿蘇は一つということで、広域的な発展、観光の入り込み、各自治体との交流、自治体に遊びに、町に、村に、市に遊びに来られる方が阿蘇市だけではなく南阿蘇にも、南阿蘇だけではなく阿蘇市にも、小国にもというそういう形で広がればというふうに思っております。

最後に菊池市、合志市と高森町の連携につきましては、これは大変国のほうも高評価をいただいております、実は提案でございます。なぜ高森なのか、なぜ菊池なのか、なぜ合志なのか。よくよく考えてみますと、高森はやはり観光客が多いと、農産物の資源があるというところで、合志、菊池とはまたひとつ違ったアプローチ、打ち出し方ができる。そしてどちらに住みやすいか、どちらに移住定住をやりたいのか、どちらが利便性が高いのか、であればやはり今は合志市、特にあのあたりは移住人口も増加いたしておりますので、そういうところと交流を重ねながら、連携を重ねて事業をやっていくということが小さい単独で残った町村にとっては一つのきっかけづくりにつながりますので、しっかり連携を果たしていくことによって移住定住の促進につながることもあるというふうに確信を持っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 最後にですね、この事業を実施することにより、高森町に今後どのような影響を与えると思われませんか、町長お願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 先ほどお答えしたような影響というか、結果をもたらすためにやっていきたいということが私の考えですが、影響としては一番そこが大きく出てほしいことは交流人口の増加、これは観光も移住定住も産業も含めて、交流人口の増加を、ここが1つのキーワードであり、ここに影響、要は増加が出てくるということを目指していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） それぞれの項目について御答弁いただきました。町では昨年10月に策定した高森まち・ひと、しごと創生総合戦略においても、本町に仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することで新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える町に活力を取り戻すとされております。今回の交付金事業により、仕事の創出、人の流れの創出、それらに付随して結婚・出産・子育て支援が必要であると思っております。2年間で1億1,000万超の交付金を有効に活用して、地

域住民のための取り組みがなされるよう期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） しばらく休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

本日は通告しておりましたとおり、高森町新農業プラン進捗状況について質問いたします。

これは高森町総合計画の中の1プランでもあります。今回、高森まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもありますように、稼げる魅力ある自立した農業経営を営み、今後町のモデル事業として目指していくとあります。平成25年10月に第1回策定委員会も発足し、26年度から5年間を第1期の計画期間としてスタートしております。現在、高森農業塾が年に数回開催され、私も何度か参加しました。農家の意欲もだんだん薄れてきた感じも現在しているところでもあります。今年で3年目に入り、中間の年でもあります。現在の成果及び状況はどのように進んでいるかを質問していこうと思っています。

はじめに、農業プランの中に矜持力、稼得力、維持力、交流力、文化力と五つのプランがあります。その中の稼得力について質問いたします。生産、加工、販売の向上に取り組み、農業で稼ぐことができる自立した経営の実現と高森独自の特色ある魅力的な農業を目指すとあります。そのような中、新規作物の検討や植え付けなど、どのくらい進んでいるかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。7番 森田議員の御質問にお答えいたします。

新規作物の導入状況でございますけれども、今のところはっきりした面積等の把握等はまだいたしておりませんが、稼げる農業に向けた取り組みの一つに新規作物の導入は大変重要なポイントと考えております。本町においては、皆さま御存知のヒゴムラサキのブランド化に向けて活動をしてまいりました。そのことによりまして市場等でも高評価を得て、少しずつ浸透してきております。また、近年はアオネギと白ネギ等も含めましてネギです。ネギにあとベビーリーフ、それから一般のミニトマトの形の違うタイプとか、色が違うタイプとか、そういった多品種の導入がなされております。また、近年の健康志向からケール、大麦若葉など健康補助食品の原料の栽培も増えてきております。また一部では、外国で栽培されている珍しい野菜を生産されている方もいらっしゃるようでございます。それぞれ農家の皆さまが知恵を絞り、新しい作物に取り組み、成果を上げられることにより稼得力アップにつながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

課長のほうからヒゴムラサキ、これは私も作っております、本当にありがたく思っております。それからケール、ベビーリーフなど植え付けがされているということでございます。私も40数年農業をしていますが、なかなか新規作物は高冷地のため難しいものじゃないかと思っています。しかし、今課長が言われましたようにベビーリーフなど大いに期待が持てると思います。町のほうも応援をよろしく願いしておきます。

続きまして、同じ稼得力の中に新たなマーケティングを目指すとあります。町内でできる農作物を扱う販売所の構築、並びにそれらの検討などされているのか。町内の人も地元でとれた農産物を買って食べたいと求められています。今後、観光客も先ほど町長が申されておりましたように、だんだんと多くなる期待ができる中、農産物の加工品の販売の進み具合はどうなっているのかを説明願います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼させていただきます。

まず、新規加工品は何種類ほど開発されているかということでございます。現在、政策推進課において町民の様々な方々に参加していただき、加工品開発を行っておられます。この中で1種類、これはトマトドレッシングでございますけれども、これは既に商品化されております。農家の方によって商品化され、そして販売をなされ

ております。ほかにはツルノコイモを使ったお菓子の開発、ヒゴムラサキを使ったジャム等にも取り組まれておられます。また、これより市野尾集落と観光交流センターに特産品の加工場を建設される予定でありまして、当地において地元特産品を活用した新商品開発に向けた取り組みがなされる見込みです。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ツルノコイモそれからヒゴムラサキやいろんな加工品ができているということでございます。本当に農家、それから行政のほうも一緒にこれからまた取り組んでいってほしいと思います。

続いて、少し維持力というような話でございますが、最初に交流力のほうをお伺いしたいと思います。JA青壮年部や4Hクラブにより中央小学校での農業体験、田植え、稲刈り、町特産のみさを大豆を使った豆腐づくりの体験、交流等が行われています。そのような中、今後地域内・地域外での交流や量販店、飲食業との定期的な交流の取り組みの進捗状況はどれくらい進んでいるのか。また、年に何回ぐらい行われているのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼いたします。

先ほど町内の農産物の販売所の御質問もあったと思います。お答えしておりませんでしたので、そこを先に述べさせていただきます。

先ほど政策推進課長が述べられましたように、高森湧水トンネルの入り口にあった直売所を改築し、直売所と食堂を併設した施設の計画があるとのことでした。ほうぼうに同様の直売所があることから、高森の特色を全面に打ち出さなければ残っていかないと考えますし、既存のスーパー等に町内農産物販売コーナーを設けていただくなど、多数の方策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、町内農産物の販売所の件につきましてお答えいたします。

ただいま御質問にありました交流力についてでございます。市場の関係者との交流は定期的になされておりますが、飲食店、外食産業との定期的な交流はあまりなされていないようでございます。しかし、量販店、生協などでは農家が直接販売に行ったり、逆に栽培している現地を見に来ていただいたりするなど定期的な交流がなされ、契約栽培や高付加価値化につながっている事例も見受けられます。具体的には、ヒゴムラサキでは年4回から5回程度、草部の米農家では年4回ほど量販店で販売促進活動に取り組まれておられます。また、草部南部では、西原校区との交

流も活発になされており、農産物販売にも効果が上がっていると聞きました。

今後は議員がおっしゃったように、飲食店それから外食産業者との交流も含め、幅広い交流ができていけばと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） よろしく願いしておきたいと思います。

続いて、維持力の質問に入りたいと思います。維持力の中の環境と調和した農業の推進、アグリセンターの堆肥を5年から10年利用した人、他町村も含めて感想、それから作物の状況に対するメリット・デメリットをTPCでやってほしい、広報する考えはないものか質問いたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 維持力の環境と調和した農業の推進、アグリセンターの堆肥を利用した方に対しての、その感想等をTPCで放送する予定があるかという御質問でございます。

実は本年2月25日に開催されました阿蘇高森オーガニックアグリセンターの管理運営委員会において、議員おっしゃった御意見が出ております。これまで良い堆肥を生産しているのは分かるが、外部に対してPRが不足しているのではないかとといった御意見が出されました。次年度においては、今おっしゃったように町内外を問わず、長年このアグリセンターの堆肥を利用していただいた方の率直な使った御意見、良かったというような御意見等々ですね、どんどん取材して流していきたいというふうに考えておりますし、また農家の皆さま方から御要望がある点につきましては、当然堆肥生産方法にも検討を加えて、手法を変えて、より消費者の皆さま方の御期待にそえるような堆肥作りにまい進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 現在、TPCでいろんな方々がやられております。農業関係も町にこういう作物が作られているというような現状もTPCで今後、放送されていきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど課長から少し話がありますが、この質問は、ある会議の中でアグリセンターの堆肥を利用した高森の農産物ブランド品などはできないものなのか。また、町独自の全生産品、それから加工品などに入れるロゴマーク、またシー

ル、堆肥を使った農産物のロゴマーク入りの販売の検討など、考えはあるのかを町長に質問したいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田勝議員の御質問にお答えをいたします。

高森町新農業プランの進捗状況という中で、それに包括的な御質問だというふうに思っております。その中でまずはですね、アグリセンターの堆肥を利用した高森の農産物に堆肥を使ったロゴマークを入れるとかという考えはないかということだと思います。

その前にですね、まず議員が非常にストーリー性がある御質問をしていただきました。当然、新規作物の導入であったり、何種類ほど、加工品はどのくらい開発されたかとかということもありますが、その後の町内の農産物販売所の計画、政策推進課がまち・ひと・しごとの中で進めていることも一つであります。そもそも私の考えは、単体の農産物をブランド化するという方向性ではなく、高森町の産地ブランド化を明確に町民全体、農業者全体で一人も残らず納得をしていただいて、協力をしていただいて、産地ブランド化に向けて力強く訴えていかなければ、私は大きくお金を使って農産物販売所をつくらうが、極端な話、道の駅のような施設をつくらうが、最終的には右肩下がりの収支計算に終わってしまうのではないかというふうに考えております。そのためにも議員が以前からおっしゃられてる、やはりその地、その地、高森の町なか、色見、上色見地区、そして山東部それぞれでできる農産物の種類も違いますし、一つ一つの特色も違うと思いますので、すべてをどちらかと申し上げますと販売所をつくる前にマーケットに対して私たちのタイミングで、私たちの都合で、要は高森町の農家の農業をやっている人たち、商売をやっている人たちのタイミング都合でマーケットに打ち出せるような、そういう農産物を当然加工したものも含めてですね、コールドできる施設等々の必要性が私はあるのではないかというふうに思っております。その上で同時に交流力を磨いていく、そして維持力もしっかりここは目標を掲げながらやっていく、また地域の中でやっていただいている草部南部地域等々もあるということでございます。少なくとも私が就任したときよりも新高森町農業プランの中で農家の若手の農家も含めまして、職員も含めて議論が進んでいることは間違いがございません。そういう中でアグリセンターの堆肥という御質問でございました。

まず、議員が広報する考えの中で質問なされておりますが、メリットはたくさんございますし、ばんばん伝えていきたいと思いますが、デメリットをTPCで広報

する考えはデメリット自体がございませんし、ありませんし、ないということを断言させていただきたいというふうに思います。

その上で、このアグリセンターの堆肥に関しまして、私は先ほど岩下健治議員が公共施設の御質問をなされたときに、平成18年に高森町直営施設改革推進計画を立てられたと。その時期、全国、高森だけではございません、全国の自治体がやはり公共、町・市・村で運営するよりも民間の手法を取り入れたほうがいいんじゃないかと、民間に委託ですよ、を国自体が推進してたと。その中で計画を各自治体を立てて、やはり民間委託をしたと。ただし、その中でも委託をしていい施設であったり、業種であったりというものがあったのではないかとこのように思っております。

私は就任をいたしまして、このアグリセンターを高森町の直営のアグリセンターにするべきだという私の考え、そしてそれをまた議場でも説明をさせていただいて、そして一生懸命成果を残された民間の委託をなされた会社さんにも理解をさせていただいて、直営として今、運営をさせていただいているわけでございます。その中で、ただ単に直営をやって堆肥を作っていけばいいというわけではありません。当然そのステッカー、農産物に堆肥を使ったものに対してステッカーを張ってマーケットにアピールするというのも大事でしょう。しかしその前にですね、アグリセンターでできる堆肥、高森町のそもそもつくったときの目的である高森町で農業をされている有機農家に対して、絶対的に全面的に町も一緒になって応援するんだという私はそういうことがこのアグリセンター建設のもともとの趣旨ではないかというふうに理解をいたしておりますので、当然、その中で直営になってもう結果を出さなければいけない。2年、3年経ってくる時期でございますので、私はこの高森町のアグリセンターでできた堆肥の科学的検証、数字がほしいんです。何で高森町のアグリセンターでできた堆肥がすばらしいかという、どこがいいのかということをしつかりまず科学的に検査をして、そこで実証してそれをアピールすると。これは農家の方にもアピールを私たちはしなければいけないし、理解をしてもらわなければいけません。その上で高森で農業をなされている方には私はすべて使っていただくためにはお試し期間みたいな形であって、その間は無料でもいいんじゃないかという発言もしたことがございます。私は今でもその考えは変わりません。しかしながら、議員がおっしゃるように堆肥を変えて、例えば今使っている堆肥をこっちに変えました。若しくは新しくこの堆肥を使いますと。結果が出るのがやはり議員が一番御存知ですけど、それはかなり年数がかかります。ですから今まで高森町の

アグリセンターでできた堆肥を使っていた農家の方、地元の農家の方に対して、やはりしっかりそこでできているものに関しても科学的検証をして、これをマーケットにアピールをしていく。農家の方にもアピールをしていく。そして地元でできた堆肥を使っていたということ、それができることによって初めて産地ブランド化のそれが一つの出発点、一つのまとまりになりますし、そのことによって同時にアグリセンターでできた堆肥を使っていた農産物に関しては、しっかりステッカーだろうが何だろうが、私はそこは税金を投入してでもどんどん外にアピールしていくべきではないかというふうに考えております。

議員がおっしゃるように、町民の方に理解をしていただくことも大事ですが、内ばかりではどうしようもありません。私は内よりも外にアピールをすることによってどれだけの波及効果があったり、どれだけ外部からのこの高森に注目をしていただける視点があったりすること、高森方式をまねてほかの自治体が行っている、農家の方がやっていく、もしかしたらきっかけづくりにもなるかもしれませんので、私は外にアピールするべきだと思います。

今、ICT教育で視察が絶えません。そして全国で教育環境はトップクラスと、熊本県ではダントツだと言われているのが高森の今の教育環境。これは外にアピールした結果でございます。同時に町民の方にも理解していただいた結果ではないかなと思っておりますので、私はたかもりポイントチャンネルでのアピールと同時に、ユーチューブであったり、ユーチューブであったり、各SNSを使って高森の堆肥の良さ、科学的根拠、数字的な根拠、そしてずっと使われている方の農産物に対しての科学的根拠、数字的な根拠をしっかりとアピールしていくような、そういう政策、企画ができるようなストーリー性がある企画番組でも作ってどんどん打ち出していくべきだし、それに対する予算措置というのはしっかり議会にもお願いしたいし、当然御協力をいただけるというふうに確信をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま町長のほうから産地のブランド力を強くしていく、それから若手農家と職員の会合もどんどん進んでいる、科学的に検査し、アピールしていくというような話がありました。私も先ほど言いましたように農家をしていきますが、堆肥ですね、これは課長からの話を聞きましたが、新規に堆肥を使って今後見ていくというような話がありました。本当に堆肥が、土地に施して堆肥が熟成し、それから作物が実るまでには最低でも5年、それから最高になると土の包容

力が増してきますので、10年、20年続けていけばこれは立派な作物もできますし、害虫も減ってくると思っております。先ほど町長が言われましたように、やはり科学的にしっかりと検査をされて、町外に安心して使えるような堆肥づくりをよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次の質問に入りたいと思っております。参入したい企業を受け入れていく方向だけではなく、地域として町に導入したい企業に来てもらう方向を目指し、地域に根ざすことのできる企業とありますが、参入したい企業の地域として導入したい企業はあるかをお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 7番 森田議員の質問にお答えいたします。

参入したい企業よりも地域として導入したい企業ということですが、今回は導入に対する考えとしてお答えさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、平成21年の改正農地法によりまして法人が農業へ参入しやすくなっております。農業への企業等の参入につきましては、通常の企業立地と同様に雇用対策や地域の活性化につながるものでもありますし、耕作放棄地の解消という面も期待されるところであります。

ですが、一方では農産物に関しては、消費量や消費額の伸び悩み、また天候等に左右される収穫量と本来の業種と異なる分野に参入する企業に対しては、参入後も支援が必要になってくるのではないかと考えられます。そこで企業や業種の将来性、雇用者数、経営上の課題の解消と町が優良企業であり、経験のある企業を選択できるような体制づくりをして、町としてメリットの企業が導入できればというふうに考えているところでございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 今、課長のほうから町が優良企業を選択できるような体制づくりを構築していくということでございます。

私もですね、町から企業が出るのを楽しみに期待しておきたいと思っております。

続きまして、今の質問に関連しまして現在、町でも加工品、それから食材などいろいろありますが、6次産業化に向けて取り組みを考えていく団体、企業などの参入、また町で農業の企業を創出することは可能なのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

先ほど立山議員の質問にも関連いたしますことではございますが、町のほうで農

産物の加工につきましては企業というよりも各個人であったり、その地域の団体であったりということになりますので、今回は農業企業を創出することについてお答えをさせていただきたいと思います。

企業を受け入れるだけではなくて、町で農業企業といますか、それを創出することについての検討についても今後必要であると思います。ただ、異業種分野に参入することにつきましては、現在農業に従事されている方同様に安定した経営を行うためには課題が多いと思われます。それに雇用対策とか耕作放棄地の解消という面だけで農業企業を創出することについても、創出後の支援の必要性等を考慮した場合、今後慎重に対応すべき案件だと思われます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま課長のほうから農業企業を創出することは困難を極めるというような話がございます。本日は新農業プランについて質問いたしました。御存知のように高齢化、新規就農者が減少の一途をたどっています。現在、赤牛は高騰が続いていて畜産農家も期待されておられます。また先ほど町長が申されましたように、草部地区では基盤整備促進事業が若者の力で進んでいて、これは今後、高森町を変えていく明るい材料ではないかと思えます。昨年T P Pの大筋合意を国が受託しました。さらに農業を取り巻く厳しい現状が5年、10年後にはやってくると思われます。新農業プランのさらなる加速を期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩したいと思います。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 興柁壽一君。

○4番（興梠壽一君） 皆さん、こんにちは。4番 興梠です。

今回は長い交渉を経て大筋合意をした環太平洋連携協定（TPP）に対する対策について質問をいたします。午前中に引き続き、農業関係の質問になろうかと思えますけども、よろしくお願いを申し上げます。

2010年10月1日、当時の菅直人首相がTPPへの参加検討を表明。それから約5年半の間、協議と交渉を重ね、昨年10月5日大筋合意を踏まえ、先日3月8日、安倍政権は環太平洋連携協定の承認案と関連11法を閣議決定いたしました。このことによりまして、今国会5月中の協定承認と法案の成立が確実となりました。しかし、協定の発効までには他国の動向もあり、今しばらく期間を要するものと思われれますが、協定の発効が現実味を帯びてきたことによりまして、基幹産業が農業である私たちにとって、このTPP大筋合意の概要はどのようなものか、また高森町の農業にどのような影響が考えられるのか、再度考える必要があるかと思えます。

先に熊本県は、TPPが発効された場合、県内の農林水産物の生産額は最大で132億円減少するとし、国が示した算出方法による場合より2倍以上膨らんだとしております。国と県、このような大きな開きは大変疑問に感じますが、これも国の対策が前提で不十分な場合にはさらに膨らむおそれがあるとしております。今後はTPP対策としてグローバル化に向けた農業の展開を余儀なくさせられ、農業の規模次第では農業そのものの継続が不可能な事態が起こり得ることも考えられます。協定の発効が現実味を帯びてきたTPP大筋合意の概要と農業関係への影響はどのようなことが考えられるかをお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。4番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

まず、TPPの大筋合意ということをございますけども、これは国家的なレベルのお話でございますので、影響等につきましては農林水産省からあった資料をお手元に配付してございますので、それを御覧いただきたいと思えます。

大筋合意の概要は農林水産物の関税撤廃率は81%、農林水産物の重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保と有効措置を獲得した交渉結果となっております。

内容の詳細につきましては、時間の都合上割愛させていただきますけども、基本的には関税削減期間中に国内の農業を攻めの農業に変える、強い農業へ転換してい

こうというものと思われます。政府の考える方向は、資料にありますように国際競争力の強化とともに、農家に対する保護措置が取られるものと見込まれます。

本町の農家に対する影響についてでございますけども、興梠議員おっしゃったとおり、全くないということはまず考えられませし、当然影響は出てくるものというふうに考えております。これより今後、国の動向を見つつ関連事業が出てきた場合、高森町の農家が望み、かつ有効なものに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 自席から失礼いたします。

高森町におきましては影響が考えられるのは、まず米、それから畜産、それから施設園芸なり野菜関係かと思ひます。今、課長のほうから国の政策ということでおおよその概要を御説明いただきました。まず、先ほど言いました米についてでございますけども、米については関税引き下げはなかったということですが、ミニマムアクセスですか、以前ウルグアイラウンドのときに輸入枠77万トンが現在無課税として輸入されております。この77万トンとは別に今回、無課税の輸入枠として7万8,400トンが新たに輸入をされるということです。この数字がどのくらいのものか、ちょっと私なりに比較をしてみますと、高森のJAの米の取扱数は平成27年度では60キロ換算で8,500俵だったそうです。今回、無課税の輸入枠7万8,400トンを60キロで割りますと、130万6,666俵ということで高森町の153倍というような感じになります。この輸入枠が備蓄米として買い上げられて、加工用や飼料用として主食用から切り離すとされてはおりますけども、国内の需要ということには変わりはないかと思ひます。

農家は今までTPP参加検討以来、今日までめまぐるしく変わる農業政策に振り回された感もございませ。現在では、個別所得補償から農家の競争力強化といひませか、生産調整の廃止を目的としませ減反補助金の減額、農地を守るために多面的機能を有する日本型直接支払制度等へとおくっております。

また、農地の集積、それから集約化等によりませ農業強化プランを立てられてきたことによりませ、その成果といひませ草部地区内に町内初の農事法人が設立されたことは、本当に画期的なことであります。今後の高森町の農業のあり方の模範になることだと思ひます。それでこの草部地区の農事法人の設立までの経緯の紹介とTPP対策として農地集積は欠かせないものであると思ひませが、この農地集積について、今後の取り組みについてどのようにお考えになつておるのか

をお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼させていただきます。

まず、草部の農事組合法人のこれまでの経緯につきまして御説明を申し上げます。平成25年に熊本県の農地集積加速化事業の重点地区に指定されております。草部地区営農改善組合という組織をまず立ち上げていただきまして、その中で草部の農業をどう維持していくのか、草部の現状は、これは草部南部でございますけど、草部の現状はどうなっているのかといった、それからこういった問題点があるのか、こういった解決方法があるのかなど、アンケート調査の結果を参考に何度も会議がなされました。その中の結論として、草部南部地区の農地は草部に住む自分たちで守らなければならない。また、農地集積等も考えた上で将来、高齢化により耕作されなくなる農地を借り受ける母体づくりに取り組まなければならない、これは待ったなしの課題であると。地域の状況に対して危機感を皆さまが持たれたことが最大の理由でございます。

農事組合法人奥阿蘇くさかべは7名の方々により設立され、機械や乾燥調整機械を共同利用することや、農業資材の一括購入により生産コストの低減に向けた活動や生産された米の高付加価値での販売促進など、他の地域との違いを全面に打ち出し、草部を売りにした農業に取り組まれておられます。この法人をモデルとされ、本町の農業関係者の目標となればと期待しているところでございます。

一方、農地集積でございますけども、これはこの地域はもちろん取り組んでおりますけども、農地中間管理機構を通して農業の後継者に農地を集積するというような活動に積極的にこの地区では取り組まれております。同様の活動は、他地域においても重要と考えますし、これから他地域においても同様の取り組みが今、随時進めておるところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 今、農地集積につきまして、農地管理公社に集積をお願いしているといいますか、その管理公社のほうに依頼されている農家が何件ほどあるか、今把握されておれば御紹介いただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 現在、草部南部地区においては、この対象農家の7戸の方が直接機構に貸し出しをされて、それから法人で受け入れるという形。それが

らそれ以外に5戸ほどの農家だったと思います。ちょっと資料をこちらに準備して
おりませんけども、それは一般の農業を辞められる方とか、そういう方々が法人に
対して貸し付けをいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 法人設立までには草部地区の皆さん方には大変判断に苦慮され
たかと思います。私たちとしても最大の応援をしていきたいというふうな気持ちで
おります。

次に畜産のほうに移りたいと思います。畜産につきましては、定例会初日に10
番の佐伯議員のほうから質問がありまして、ダブってもございますのでもう簡略し
てお伺いしたいと思いますが、まず最近の南阿蘇畜協の子牛の市場の動向について、
まず紹介をしてみたいと思います。

まず、赤毛の子牛ですけども、先月2月に市場があっておりますので28年の2
月、それから3年前、25年の2月、この2市場をちょっと比較をしてみたいと思
います。まず、赤の子牛、雌ですけども、28年の2月、先月ですけども、平均で
62万8,865円、25年の2月が37万736円ということで赤の雌、25万
8,129円高ということです。2月の市場ですけども、12月の市場からすると
約8,200円高かったということです。それから赤の子牛、去勢ですけども、2
8年の2月、先月の市場では77万4,979円で、25年の2月が44万5,23
1円、32万9,748円高になっております。12月に比べましても6万ほど去
勢は上がったというような高い値段になっております。

それから黒のほうですけども、28年の2月、69万1,480円、25年の2
月で37万7,123円ということで31万4,357円上がっております。12月
に比べましても4万7,000円、約5万円近くこの2カ月の間で上がっておると
いうような状況です。それから去勢におきましても82万6,000円と、もう1
00万にすぐ手が届きそうな値段ですけども、25年の2月では50万2,005
円ということで32万4,053円、12月に対しましては3万5,204円といよ
うな上がっております。大変な高値になってきております。

この高値はしばらくは続くだろうと予想はされておりますが、肥育農家につつま
しては輸入の飼料の高騰と併せまして、相当経営が圧迫されているかと思
います。繁殖農家にとりましてはこの上ないうれしい単価、価格の現状かと思
いますが、しかしこの高値は新規に導入される方、また繁殖牛の更新といったことを考えたとき

に、保留牛の導入については大変高い高額な資金が必要になると、大変厳しいものがあるかと思えます。こういった現状を見ますときに繁殖牛不足、全国的に今、繁殖牛の不足ですが、拍車をさらにかけるのではないかというふうに思われます。平成27年度までは優良保留牛導入貸付金、今1頭当たり30万円が予算化をされておりましたけども、27年度までは利用者が1人もないということで、来年度は予算化をされておられません。現在、肥育農家に対しては畜産振興金として、増額を予算化されておりますけども、こういった子牛の高値で推移しているときに何が繁殖農家にとって有効なのかということを考えましたときに、この優良保留牛導入貸付金の見直しとして、貸付金を畜産振興金と同じような、貸付金を助成金としての考えはないかお伺いをしたいと思います。

また、TPPによる影響は将来ですね、安全性が保障されますと関税の引き下げは大変驚異的なものになると思われ、価格に対しても大変影響が出てくるものと予想はされます。また、こういった現状を踏まえて今後、どのような対策、出荷に対しての対策が必要と思われるかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼します。

畜産対策につきましては、まず議員の質問の前にお手元に資料が今、お配りしてあるかと思えます。畜産関係の肉用牛についてのみ抜粋させて御提出いたしております。

国の考える畜産対策の肉用牛は、肥育農家に対しては肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる牛マルキンの法制化、それから保険率の引き上げ、繁殖農家に対しては協定発効に併せて肉用牛補償基準価格の見直しと肉用子牛生産者補給金制度などの創設などが掲げられております。豚肉と乳製品につきましても同様の保護措置が取られるものと思われます。

それから先ほど申されました保留牛の貸付金の件でございますけども、3月8日の議会開会日に御説明をいたしましたとおりでございますけども、その際私が申し上げましたように、現在は外部から導入するというよりも自家保留が牛にシフトされてきておりますし、価格の高騰というので農家のほうとしてはその分に対応されているというのが実情でございます。同様に子牛小売価格が高いということでございますので、その分のこれまでとの差額金につきましては、自家保留牛の飼料米とそういう育成費用に充てんされていくものというふうに考えております。

議員御指摘の貸付金制度から直接補助制度への導入もどうかということで御質問

でございますけども、これは今後また、議会の皆さまとも協議しつつ直接補助制度導入についても検討の課題も重要な課題として捉えて、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ぜひ、助成金のほうの検討についてはよろしくおほいをお願いしたいと思います。

続きまして、中山間地域に対する対策についてお伺いをしたいと思います。中山間地域における現状としましては、T P P問題と並行してですね、特に問題なのは条件不利地に対する対策だろうかと思ひます。28年度、先ほども出ましたけども、モデル地区となる草部地区においては基盤整備促進事業が今後5年間で計画されておりますけども、今後こういった事業が高森町において農地の集積と基盤整備等の推進と、どのような考えでおられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 草部南部地区において現在、基盤整備事業をすることを目的に調査事業が行われておるところでございます。これを他の地域が推進はどのように考えているかということでの御質問でございます。

まず、第一には地域のまとまりが大切だと思ひます。そのためには農家の皆さまが地域の問題をどう捉え、今後担い手を残していくためにはどういった方策が必要かという原点にまず入っていただいて、その中で基盤整備が必要だという認識を持つことが大切だと思ひます。それらの地域のまとまりができたところから事業に着手していくことになっていくだろうというふうに私のほうでは考えております。

それから中山間地域についての取り組みにつきましては、それ以外においても中山間地域の直接支払交付金事業を平成12年度より取り組んでおり、田の急傾斜200ha、緩傾斜50ha、採草放牧地の急傾斜350ha、緩傾斜50ha、年間総額約4,000万円の補助を行っております。

また、新たな対象農地を見出すため、田・畑・採草放牧地の傾斜率の確認を目的としたオルソ図を作成する予算計上を現在いたしております。さらには平成26年度より町内全域の田畑、採草放牧地を対象に多面的機能支払交付金事業にも農林政策課、それから多面的機能支払活動組織広域協議会事務職員一丸となって現在、取り組んでいるところでございます。現在、20の団体でこの多面的機能の支払事業に取り組んでいただいております。こちらも同様に約4,000万円ほどの補助を

行っております。どちらも地域に根ざす農家の皆さま自らが取り込まれる共同活動等を支援するものであり、本補助金を有効活用することにより農地利用保全、農村景観の維持、農道・用水路整備など、農村基盤の整備維持に生かされるものと思っております。ひいてはそのことにより、農業の活性化につながっていくものと考えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 中山間地に対しては、水田地帯には以前から補助金等ございました。一昨年から多面的事業ということで、畑作地帯にも多面的機能の支払いということで補助金ができるようになりました。このことによりまして畑作地帯におきましては、農道の整備なりいろんな整備ができるようになって、そしてまた農家の方々もお互いに作業することによりまして共同作業ができるような仕組みになってきております。高齢化が進む中でこの多面的機能で集団化に向けた事業になっているというふうに私は思います。中山間地支払、それからこの多面的機能の支払い、このことによって高森町の農業も変わっていくのではないかとというような気もいたします。

それから集積については、地域の意思が一番ということで御説明ございましたけれども、まずそれも大事ですけども、できればきっかけづくりといいますか、そういう話のきっかけを町のほうで指導をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 草部南部地区におきまして、当初農地集積の加速化事業に指定されたということがまず第1点の、この事業、いろんな基盤整備等に結び付いてきた事例等もございます。地域におきまして加速化事業にうちも取り組みたいとか、そういう活動があればまた、県のほうにも御相談してそういう指定を受けることは可能かということから取り組んでいきたいというふうに思いますし、特にただ、畑地帯につきましてはその辺は今、ちょうど多面的機能のそういう事業に取り組んでいる組織もありますので、それぞれの組織からそういう取り組みがやりたいということで御相談があれば、県の農業普及振興課とも協議いたしまして、そういう取り組みが、こういう事例がございますよということで御紹介はしていきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興梠壽一君） よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に急速に進む人口減少を克服するために高森まち・ひと・しごと創生総合戦略が先日策定をされました。その総合戦略におきまして具体的施策で農林業につきましても、今の農業の課題であります農家の高齢化、それから後継者不足、鳥獣被害の増大を克服するために基本目標、それから基本的方向が示されております。まずその基本目標であります現在、減少傾向にある農業収入の増加傾向への転進と、もう一つ午前中も話が出ましたが、農業企業参入の達成、2社程度というようなことで、具体的な基本的目標、それから方向が示されております。この具体的な目標に対しまして、今後どのような取り組みをされていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 農業収益増加傾向への転進につきまして、どのような方策を考えているかということでございます。これは多種多様にわたりますけども、私が現在考えるところは約4点ほどあるかと思っております。

まず第1点目は、個人経営から法人化、あるいは集落営農組織等になることにより先ほど草部南部の事例でありましたようにコスト削減とか、あるいは商品の売り込み方法の変化とか、そういうことの取り組みだというふうに思います。

それから2番目には、先ほど森田議員の御質問にもありましたように新規作物の導入、それから3番目には加工品の開発や料理の開発等による新商品等の開発。4番目にはこれまで行ってきたこととございますけども、他地域との差別化による高付加価値化の農産物の販売等々あるかと思っております。その中には先ほど森田議員さんおっしゃったように直売所の建設等もちろん含まれますでしょうし、様々な角度から切り込んだ形で農業振興に取り組む必要があるというふうに考えております。

それから次に、農業企業参入の達成ということで御質問がございました。企業参入につきましては、先ほど森田議員の御質問にもあったとおりでございます。政策推進課のほうでも先ほど回答したとおりでございますけども、農林政策課としてこれまでやってきたことは、県の担い手・企業支援課、それから阿蘇地域振興局の農業普及振興課等の御協力を得まして、そういう参入企業等はないだろうかということで御紹介をいただいて、交渉等に当たった経緯もでございます。現在のところ具体化した事例はございませんけども、今後ともこれまでの経緯を踏まえまして、また積極的に企業参入の開拓に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） T P Pそれから農業問題、大変難しい問題が山積しております。私もこの一般質問に対しまして資料作りをしましたけども、自分の考えもまとまりが大変つきませんでした。そういった関連で今回させていただきましたけども、最後に町長のほうにお伺いをさせていただきたいと思います。

今、県知事選が真っ只中でございますけども、今朝の新聞によりますと農業に対する公約として、3候補ともT P P対策は急務というような感じで載っております。今まで農林政策課長のほうからT P P対策、影響、それから農業に対する対策のいろいろと説明ございましたけども、総括して町長のほうで考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 興柁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

非常に日本の国の今後のあり方、特に日本の国は農業が1次産業であるという地域が非常に多いわけでございますので、このT P Pの大筋合意に対する対策というのは、それぞれの地方自治体、広域であります都道府県もしっかり行っていくべきだと思っております。その中で高森町としては当然、先ほど後藤課長が答弁をしたことが一番だと思います。私は基本的に影響はありますということも認識もいたしておりますし、特に大事なことはこの移行期間、移行期間の中でやはりその都度その都度の対応を国が、これは対応を変えてくる、法律の中で柔軟性に対応できる場所をつくってくる、それに県がアプローチして私たちがどのようなことをスピード感を持ってやっていくか。そのことはそもそも農業を営んでいる方、農家の方が望んでいることを高森町として熊本県に提案をしていかなければいけないと思いますし、当然そのことは県議会を通して国に提案をしていっていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどですね、畜産のお話、そして中山間地のお話がありました。後藤課長が答弁したようにこの貸付金の制度自体私が1期目のときの政策集に、現職にチャレンジしたときの政策集にこれを掲げさせていただいてやり始めたことございます。そのときと今、環境がやはり議員おっしゃるような違うということで初日の質疑のときも佐伯議員がそのことについて、また違う補助金ですね、畜産振興対策金についての質問の中で答えたことございますが、この貸付金を今後、直接的な補助制度にはどうだという議員の御質問に関しまして、当然それは協議をやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、少なくとも御要望があれば

やはり畜産農家の方から御要望がどのような形で出てくるかということは、私にとって最終決定することによって非常に大事なことだというふうに認識をいたしております。

中山間地域に対する対策ですが、私はこれ町長に就任をさせていただきまして、今の佐藤総務課長さんが農政の課長さんだった時代に、高森町はなぜ平成12年以降の中山間地域等の直接支払交付金ですね、この中山間地の対策っていうのは、私が思うには非常に薄いんじゃないかということは何回も提案をしたことがあります。もっと違うやり方が、交付金事業に乗せる違うやり方があるのではないかと。当然そこには地元の合意が必要でありまして、各農家さんの考え方、そして地域のまとまりというのが必要であると。それが時を経て法律が変わり、当然水田から畑作ができるようになったのは今回の多面的の直接支払交付金なんです、その前段から平成23年からやはりどうにかしてこの中山間地の対策を有効に、高森町の中山間地が使う方策はないかということ、かなり農政課の中では議論を佐藤課長時代にしております。そしてそのときからの若い職員さんが非常に知識を持って、やる気を持って農家の方といろいろ話をして、そのときにちょうど多面的機能支払交付金事業ということができた。そして最初はやはり農家の方に多面的の交付金事業を説明してもなかなか理解ができなかった、若しくはどうなるのか分からない。先行き不安なところがあられた農家の方や地域の方もいらっしまったと思いますが、特にですね、当然事務局もつくりまして職員が一丸となって広報活動、各地域に職員が出かけて説明会を丁寧に、分かりやすくやったということが1つ広がりにつながり、同時に草部南部地域では、やはり若い青年農家の方も立ち上がって先輩から御指導いただきながら法人化ができたということだというふうに思っております。

すなわち最終的に私が思うには、高森町は単独を選んだ自治体であります。特に議員がおっしゃるように農業が一番の産業でございますので、やっぱり大事なことはその地域、農業をなされている方が自発的に自分たちの考えをやはり地域でまとめられたり、横の結束をしっかりと強められること、このことを行政がどれだけ言ってもできる所とできない所はあると思いますが、一つ事例が草部南部でできたり、また一つ新しい時代を迎えたなという肌感覚が農家の方があられる今こそですね、そういう方向に向かって自発的になされる所を後押しするような、そういう行政運営、農政運営に志していきたいというふうに考えておりますし、そのことが基盤整備につながって最終的には中山間地の農業の繁栄、持続可能な農業形態をつくることにつながるのではないかとこのように私自身考えておりますので、

今後とも経験があられる興柁議員の御理解・御協力をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ただいま町長のほうから丁寧な御答弁をいただきました。農業にしても観光にしましても、地域の自主性といいますか、町長が言われるとおりですね、自発性が一番肝心かなと私も同感をいたしております。

最後に、先ほど言いましたように、町の農林業が活性化することによりまして仕事が増え、それから人が住みやすい環境が作り出されてくるものと思います。この先、不透明なTPPに対する不安を払拭するためにも、農業従事者、特に後継者であります若者たちのやる気を起こさせるような農林業の政策、情報の提供が必要かと思われまます。そのことが高森まち・ひと・しごと創生につながるものだと私は確信をいたしております。

今の時期、高森町から巣立っていく子どもたちがおります。その子どもたちがまた高森町に帰ってくるようなふるさとづくり、そして誇れるまちづくりに取り組んでいかねばならないというようなことを今回改めて感じをいたしました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君の質問を終わります。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 皆さんこんにちは。3番 後藤です。

今回の質問は、先に通告いたしておりました改訂・広報「たかもり」とたかもりポイントチャンネル（TPC）の2項目について、現在、町民はどう捉えているのか、町は現状をどう分析されているのか。また今後どのような取り組みを考えておられるのかお聞きしたいと思い、質問をいたします。

町長は、昨年2期目町長挑戦の政策集の挑戦2で、町の情報化を基盤とするまちづくりで、デマや間違った情報をなくし、正しく分かりやすい情報を伝え、情報を共有・強化の高森町を目指す。このことは、現在整備完了した情報通信基盤を最大限利活用すると述べられておられます。

その改革の1つとして、本日質問の改訂・広報「たかもり」とたかもりポイントチャンネル（TPC）があるのではと感じております。これらの取り組みは、町民の皆さまからお聞きしましたところ、非常に好評でありますし、クリーンな情報伝達が行われているとも感じております。

そこで本日の質問の結論から申し上げますと、改訂された広報「たかもり」、開局から1年が経とうとしているたかもりポイントチャンネルのさらなる拝読や視聴率アップを図るため、町民の関心度の高いこの時期にアンケートや地域説明会等を実施し、町民総意の機関紙、ポイントチャンネルとなることを切望するものであります。

まず、改訂・広報「たかもり」について伺います。今月3月発行の広報たかもりは、通算で第679号となります。毎月発行されていることから計算いたしましたところ、実に56年強の歴史のある町の広報紙であります。今日のたかもりポイントチャンネル構想以前は、町の情報を知る貴重な広報紙で、ほとんどの家庭で保存されていたとも聞いております。ただ、以前の広報誌は文字も小さく、活字中心であったため、町民から「もっと読みやすい広報紙を」との声があったことから今回の改訂になったものと思っております。改訂された広報たかもりはA3の見開きでオールカラー印刷となっており、文字も大きく読まれる方に配慮されたものとなっております。私も毎月の広報紙を楽しみにしている一人でもあります。

ただ、町が今回改訂した広報たかもりをどう評価されているのか、町民の意向はどうであるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） こんにちは。それでは3番後藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問いただきましたとおり、昨年5月号から広報たかもりを変更しております。これまでA4だったのを約2倍のA3サイズにして、文字自体も若干大きくしております。文字数を減らして写真をその分多くして掲載をしているところでございます。

住民さんの評判と伺いますか、それは大きくした分かなり見やすくなったという評判は聞いております。その反面、大きくなりましたので、なかなか保存するのが難しいという意見もありました。住民の意向としましては、たかもり広報、紙の媒体ではとても今一番中心的な役割を担っているのは間違いないというふうに思っております。ただ、現在はインターネットの中のホームページですね、あるいはTPC、そしてその他いろいろな形で情報媒体があるわけですが、今後はその役割ですね、それぞれの一緒の情報を流すのではなくて、それぞれの役割を精査しながらやっていくのが一番重要だというふうに考えています。一番容量が多いのはホームページであり、見やすいのはテレビ、紙面ベースではそれなりに各家庭を網羅

していますので、その辺を見極めながら今後やっていきたいというふうを考えています。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から失礼します。

ただいま答弁いただいたとおり、町民にも大変好評であるという意見でございます。私も幾つかの会合等の席でそういうお話をお聞きしますと、先ほど申したように大変好評な話を伺います。そういった意味では私もうれしくなる、良いことだなと思うこともあるわけでございますが、ただ、今、局長のお話しの中にもありましたけれども、やはり大きくなった分、保存する際、幾つか問題点もあるという話も聞いております。先に述べたとおり、以前の広報紙は各家庭に配られた広報紙綴りというのがありまして、「今までは大切に保管し、必要があるときには何度も繰り返し見たものだが、以前のような対応ができないか」というふうな意見も聞いております。そういった意見も併せてやはり町民の声を聞く、これが必要ではないかなというふうに思っております。

またですね、非常にカラー印刷ということで鮮明になりましたけれども、私のところでもあったんですけども、今、新聞に折込が入っております。チラシと間違っ
て捨ててしまうということも多々、私はありました。そういう家庭もあるんじゃないかなと思いますので、そういった意味も考慮していただきまして、やはりみんなが好評であるこの時期にどういった広報紙を望むかというようなことを聞くためにもアンケート等をとる必要があるんじゃないかと。やはり町民に参加していただくということも必要と考えますが、そのような考えについてお聞かせください。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 自席から失礼いたします。

先ほども申しましたとおり、情報媒体は広報紙、ホームページ、テレビ等ありますけれども、現時点ではインターネットの環境が整っている世帯ですね、その方々は当然ホームページを見られますので、実際広報紙をホームページに掲載しております。今、アーカイブ化もしておりますので、過去40年分から現在までの広報を閲覧もできますし、また紙で打ち出すことも可能です。そういう世帯の方々はそれでオッケーなんですけれども、あとテレビでは広報を配布する前に紹介はしておりますが、時間帯は決まっておりますのでなかなか見れないという状況があります。そこで今、データ放送を画面上に出しておりますが、その中で広報紙に掲載できな

いかということで検討しております。もしそれが掲載できれば好きな時間に見られたり、あるいはそれもずっと過去のを蓄積していきますので、そういう方々はもう保存が必要なくなるというのが私どもの考えでありまして、今後はますます電子機器のほうに変更していくのはもう間違いないというふうに考えております。それでもなおかつ保存、紙ベースでも保存をしたいという方には今年の5月号から保存用の穴を開けるようにしております。ですのでそこで各御家庭で綴っていただくような形をとっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 基本的に今の時代、ホームページ、インターネット、それからTPCでも流しているという話もありますが、やはり本町の事情からいきますと高齢ひとり暮らし、あるいは二人暮らし世帯が多い中では、なかなか私もなんですが、なかなかインターネットを開くとか、ホームページまで行き着かない点もありますので、そういう環境を整えば今言われたようなお話もわかりませんが、今現時点を考えて、やはり町長さんがいつも言われる正しい情報を皆さんで共有するためには、やっぱりそういうことも今の時期は考える必要があるんじゃないかなと私は思います。

この問題につきましては、次の質問とも関連がありますので、まず次の質問を先にさせていただきます。

次に、たかもりポイントチャンネルについて質問いたします。

開局1年が経とうとしているたかもりポイントチャンネル（TPC）はテレビ放映の経験がほとんどない職員に限られた人数で現在、すばらしい放映をされていると私は感じております。特にポイントチャンネルの記事となりますと、その対象となる行事は土曜・日曜日に集中することも多いと思います。そういった意味でも担当職員はもとより、その御家族も大変だったなというふうにも思っております。現在、一部専門性のある職員の協力もあっていると思いますけれども、この1年を振り返り、町はどのようにこのポイントチャンネルを捉えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 3番 後藤議員のTPCに対する質問でございますが、当然ですね、一からのスタートでありますので、とても大変だったと思っております。しかしながらですね、やりがいもあるというふうに

職員も感じておるといふふうに思っております。テレビということで、全く今までの情報媒体が、全く違う形でやっておりますので、その中で行政情報だったり、イベント情報だったり各家庭に提供しておるわけですので、直接映像で流れますのでより分かりやすい方法で伝わっていくといふふうには考えております。当然、今、御存知のとおりスタジオも町で整備もしておりますし、職員が自ら取材に行つて編集もやっております。全国でもなかなかこういった自治体は多分ないと思っております。外部に発信する自治体は結構あります。例えばユーチューブにしるユーストリームも一緒、外部に発信するところはありますが、町内向けにこういった形でテレビを展開しているところは多くありません。ほかの自治体はほとんど民間に委託しているような状態でございます。その面からしますと、とても重要なことだと思っております。職員自身が住民のことを発信するということは、より身近なことでローカルで、密着しているような形の放送ができるといふふうに考えております。その面からしますと、とても評価できるのではないかといふふうに感じております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいま答弁いただいたとおり、私も非常に評価しておりますし、やはりポイントチャンネルは先ほど言いました広報たかもり以上に、直接画面でお知らせするという意味で非常に有効ではないかなと思っておりますが、担当のほうからも非常に当初は厳しかったけれども、やりがいのある仕事であるというお話もいただきましたし、評価しているということでございますが、やはりそこには視聴者がおまして、視聴者の評価というのがやはり最も大事なことになると思います。現在、そういったアンケート、それから町民の意向を聞くような調査等もされていないとは思いますが、この1年間を通じて、先ほどは町側の評価ということで、町民はどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 開局1年目を迎えて、試行錯誤しながら現在、行っているところでございます。その辺からしますと、私どもの評価としてはかなり技術も向上したのではないかといふふうに感じております。住民さん方からの評価という話ですけれども、当然今まで紙ベースで出しておりました行政情報を、テレビでより分かりやすく伝えるという意味ではとても評価をいただいているのではないかといふふうに感じております。その中で視聴率ですね、確

かに民放は視聴率を重視します。我々は行政情報だったり、町のイベントを出すというのが主な目的でありますので、その辺は比べることはできないというような形を思っておりますし、住民の方の評価もなかなか難しいところがあるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 私は町民から伺ったところによりますと、先ほどから何度も言いますが非常に好評であります。特に町の行事や出来事、それから防災関連の情報やおくやみ等、そういった情報が正しく分かりやすく伝わってくるとの話であります。また、町で編集されております縁側日記では、「よく見慣れた近所の方がテレビに登場したことで、その後お会いしたときに話題となり、大きな広がりを感じております」というお声もいただきます。このように今後のポイントチャンネルに寄せる期待感が私は伺われました。

そうした期待感を話される反面、視聴者にとっては平成30年度以降に徴収予定の視聴料金問題や解約、番組編成に対する心配もたくさんいただいております。町民の皆さまの話を聞いたところによりますと、「最近ではかなり番組表も整理され、内容についても充実してきたように感じるが、現在の放送内容が4時間番組の1日6回、1週間ローテーションの放送で何度見ても同じ番組が繰り返されているように感じる」といった意見が多うございました。そういった問いかけに対しまして私たち議員といたしましても、今の実情の説明を行っておりますが、やはりなかなか御理解いただけない面も多々あります。

また、平成26年2月発行の広報たかもりに掲載された平成30年度以降に予定されている視聴料金については大変気にされている方や、今でもまだ内容を理解されていない方もたくさんおられます。さらにそのときの広報では、解約手数料は無料で、解約の際、アンテナが残っていれば地上デジタル受信に関しては無料で切り替え工事を行いますとも書かれておりました。本町のように高齢者ひとり暮らしや二人暮らしの多い本町では、地上デジタル受信切り替えをもう既にお亡くなりになり、後継者が誰もいなかったり、御家族が町外に居住されておられるかたもおいでであると考えます。そのようなケースでの解約方法はどうかとたくさんの質問をいただきます。

そこで幾つかの点について伺います。まず1点目は、現在のたかもりポイントチャンネルの加入状況について伺います。町長の政策集では、現在の契約率は91%

とありますが、現在ほどのくらいになっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） すみません、今質問いただきました住民さんからのクレームという形で1週間同じ番組を流しているということですが、先ほども言いましたように民放とは全然違うということですね。民放は娯楽番組等を配信しております。うちは行政情報が主でありますので、その中でテレビを通して周知をいたしますので、当然1週間は周知をする期間が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 3番 後藤議員の質問にお答えいたします。

たかもりポイントチャンネルの契約状況につきましては、平成25年度から始まりました高森色見地区が2月末時点で95.6%、平成26年度から始まった草部・野尻地区につきましては94%、これに事業所や各地区の公民館等を合わせまして有効世帯数2,747世帯に対しまして加入世帯全体数2,625世帯の95.6%になっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの回答で、現在は95.6%ということで非常に努力されていることが伺われます。しいて言いますならば、やはり情報を共有するためには、私としては100%を目指していただきたいと思いますので、今後も努力していただきたいなど。もう非常にすごく高い数字が出ているのでびっくりいたしました。

続きまして、2つ目の現在のたかもりポイントチャンネルの放映料は幾らなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

放映料ということですが、情報通信基盤施設の利用料という形で今、お支払いをしている形になると思います。年額で6,605万9,280円を税込みで支払っております。6,605万9,280円です。ちなみに行政情報の配信分、すなわちこちらからの放映に係る分が税込みで3,229万2,000円。一方、行政放送の受信分、これは各家庭で視聴する分になります。これが税込みで3,376万7,280

0円となっております。これも両方とも税込みでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 私、放映料と言いましたが、使用料ということで、総額で6,600万というふうに認識してよろしいのでしょうか。今、使用料をお聞きいたしましたけれども、現在は加入いただいている世帯無料ということで配信されていると思いますが、先ほどもちょっと申しましたけれども、26年2月発行の広報たかもりに掲載されましたところでは、平成30年度以降視聴料金を徴収する予定であるというふうに掲載されておりました。この考えはやはり現在も同じであるのか、もしそのとおりにお考えであるのであれば、そのときの視聴料金は多分1,000円という掲載があったかなと思いますけれども、1,000円程度だったかなと思いますけれども、幾らになるのかですね。併せてこの徴収方法はどのようなふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 現在のところでは予定どおり平成30年度から視聴料金の徴収を開始するようにしております。なお、視聴料の額につきましては平成30年度以降の視聴継続の家庭数によるんですけど、一応税別で月額1,000円を予定しているところであります。ただ、この金額につきましては他市町村の自主放送の視聴月額料金に比較しても突出した額ではないというふうに思っています。

また、視聴料の徴収につきましては、現在の契約の相手方でありましたかもし光ネットワーク株式会社に徴収委託を行うことを予定しています。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございます。予定どおり30年から現在のところ視聴料金を取る予定であるし、そのとき掲載した1,000円程度を取りたいが、そのときの事情に応じて、さらには同じような番組をされている他町村の動向も勘案しながら多少の変化はあるかもしれないというお話でございました。

そういったことで30年度から視聴料金を取るようになりますが、先ほどお聞きしました金額6,600万毎年かかる中で、1,000円程度取られたとしても町の世帯数が2,800程度あったといたしましても、半分強しかならない計算になります。そういったことで仮に1,000円というふうに料金が定められたときですね、その不足はどのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 先ほどお答えいたしましたけれど、こちらから払っております利用料につきましては、配信分と受信分、こちらから役場から放送する配信分と、御家庭で視聴いただく受信分というふうに金額が別れていると御説明申し上げたと思います。当然、配信分につきましては、行政のほうで負担をいたしまして、受信分につきましてはを世帯のほうで御負担いただくという形になるかと思えます。

現在、2,625世帯という加入率になっておりますので、この中で2,625世帯が加入していただければ金額1,000円の12カ月掛ける消費税ということで、大体今の金額とほぼ同額になります。ただ、この契約が2,625世帯が下回ってくるとその分の負担が発生してくるということになるんですけど、現時点では今のところ過疎債を使ったりとか、町の負担が発生しておりますんですが、金額はまだ不確定でありますし、事業の実施年度につきましても数年先になりますので、現在のところにつきましてはですね、差額の分の負担については明確にお答えするというのはですね、その時点になってからまたお答えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 私ちょっと勘違いしておりましたけども、利用料として6,600万、そのうちの町が配信する分が3,200万、受信するのが3,300万ということで、視聴料金というのは視聴者からいただいて受信分に充てるということで、大体同額ぐらいになるというお話ですよ。となりますと、この配信分につきましては、町は今後もずっと続けていくと、町の財源でされるのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 先ほども少し述べましたけれど、現在のところ過疎債及び自主財源のほうで負担をさせていただいておりますので、それにつきましては引き続き行う予定になっております。

それから現在、町民の皆さまに対しまして継続して視聴していただくように各課・局、それから各職員がより良い番組づくりのために大変努力しております。その件につきましても御助言なり御支援をいただければと思います。また、今後は住民の負担を軽減する方法というところも検討する必要があると思うんですけど、例えばTPCの番組に民間企業のCMを放送するであったり、民放等で特に夜間に放

映されております通信販売の番組等がありますけれど、そういったことを放映すること等によりその放映の収入ですね、そういったのを得るというのも一つのアイデアではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 次にですね、解約手数料のことについてお伺いしたいと思います。掲載と同じように26年2月だったと思います、解約手数料無料であるということでお知らせがしてあったと思いますが、解約の際、アンテナが残っていれば地上デジタル受信に関しては、無料で切り替え工事を行いますということでございます。ということはアンテナがあれば、いつでもお問い合わせがあればできるということなのか、またそのとおりであれば、例えばもう要らないから明日から切ってくれということも可能なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 解約手数料につきましては、今、後藤議員がおっしゃったとおりでありますけれど、1つだけ条件がありまして、一番最初に高森町情報通信施設加入申込書という青色の申請書をお出しいただいたと思うんですが、その中に記載はしてあったんですけど、1年以上契約を継続していただいた方はというのが加筆してございます。ですから1年以上契約が続いていれば無料ということです。ですからその無料というのは現時点で解約はいつでも可能ですし、今日でも申請をしていただければ解約の手続きには応じるということです。ただ、1年未満の解約につきましては、解約手数料として5万円が発生するというふうに一応今のところ記載してあります。ただ、現在のところ解約の申請をされた方はないということですから、この条項を適用したことはないということになります。ただ、解約してすぐ工事ができるかということ、それは会社の都合がありますので、工事日程等については会社との相談になるかと思えます。

それから現在は初期費用につきましても、これは無料となっております。解約した後の再加入につきましては先ほど言いましたとおり、1回やめた後の再加入ということになりますので、これは無料ということが適用されませんので正規の初期費用が発生するということも御了承いただきたいと思います。

それから切り替え工事につきましては無料で行っております。というよりも正式に言いますと、切り替え工事以前の状態に戻すという形ですね。ですから工事をする前の状態には戻してあげましょうということなものですから、アンテナがついて

いればそこで工事費は無料ということです。ただ、アンテナがついていなければそのアンテナは御本人が設置されるのか、それとも設置をお願いされるかによって金額が発生したりということですから、アンテナがついていなければ無料ということになっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 次の質問なんですが、高齢者ひとり暮らしや二人暮らしの多い本町では、受信切り替え後、先ほど言われました25年、26年に主に切り替えが終わっていると思いますけれども、そんな中でお亡くなりになられ、空き家状態でもう後継者は誰もいない家庭もあろうかと思えますし、御家族はおられても他町村におられる場合等があります。そういった場合、30年度の視聴料金の発生後、もう要するに誰もいないところは請求しても取れないと思うんですけれども、やはり町外に御家族がおられる場合、そういった場合にそういった人たちをお願いするのか、解約をお願いするのかですね。その辺はどのような考えでおいでなのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。といいますのは、先ほど今、世帯数が2,667世帯ということで1,000円程度としますと、受信料の3,300万ほどになると思いますけれども、先ほど来、人口関係の質問もあっておりましたけれども、本町はやはり人口が減るという中では今の2,600件がそのまま、あと2年後になりますけれども、そういう状態にあるのかちょっとわからないんですけども、現在後継者もない空き家、それから他町村におられる家等につきましては、要するにもう見る必要はないわけですから、やはり解約ということになると思うんですけど、そうなれば多少なりとも数字は減ってくると思います。そういったことでそういった家庭にどういうふうに、そのまま放置されるのか、その家庭に今現在を今後どうされるのかをお聞きになったり、そういうことをされるのかですね。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 現在、死亡者や転出者等につきましては、最小限の情報だけ政策推進課のほうで作成いたしまして、たかもり光ネットワーク株式会社のほうに提供しております。これは協定書等で秘密保持であったり、個人情報の保護については協定をしておりますので、それに基づいてお渡ししているわけですが、たかもり光のほうではその情報に基づいて契約の解約等については御家族や御親族に対して促しているということでした。

ただですね、賃貸住宅であったり、空き家だったりしても家屋が残っているのであれば、たかもり光が見れるような機械についてはそのまま設置をしているところもあるということでした。これはその後の入居者があった場合に工事の簡略ができるということで、とりあえず家が現存していれば契約はなくなってもそういった機械等の設置だけはしているということでした。

なお、家屋を取り壊す場合についてのみ、そういった宅内工事をして引き込んであったりとか、そういった機器がしてある分についてはすべて撤去するということです。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） たくさん細かい質問をさせていただきましたけれども、やはり今視聴されている皆さんにとってはですね、今後発生するそういった料金ともあわせて、非常に関心ごとではないかというふうに思っております。そういった意味も兼ね合わせまして、先ほどの広報たかもりの広報紙ともあわせて、やはりちょうどこのポイントチャンネルは開局1年でありまして、視聴者も関心の高いこの時期にやはりアンケートを行い、番組要望も私はお聞きいただきたいなど、こういう番組がほしいと。やはりそういうことを通じてポイントチャンネルも視聴率を上げていただきたいということからそういうアンケート調査を今後行われる計画があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 今後、アンケート調査を実施する計画はあるのかという御質問ですが、平成28年度、新年度でT P Cのアンケート調査を実施する予定でございます。あわせまして平成28年度の新年度予算にもその分を計上いたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） このアンケートにつきましては、答弁いただいたとおり今議会に提出されております平成28年度一般会計当初予算に計上されていることは私も知っておりますが、やはりそのアンケートの内容につきましては、視聴されている皆さまがどういったアンケートを望んでおられるのかも十分吟味の上、実施していただきたいなど。先ほど申しました料金問題やら解約問題、これはやはり利権というものも発生するのかなというように感じておりますので、ぜひ行っていただきたい

いなど。

併せてですね、今日私がお聞きした質問の中でも、私自身も「ああ、そうでなかったな」と、改めて思うところもありましたけれども、やはり視聴されている町民の皆さまは私以上にそういう疑問はお持ちだけれども、なかなか言う機会もないなど、こういうことを聞きたいなと思われている方もたくさんいらっしゃると思います。そういった意味でアンケートだけでなく、このポイントチャンネルを良いものにするためにもできましたならば、小さい単位でも結構ですので地区説明会等をしていただきながら十分な理解をしていただきたいなとは思っているところでございます。

私がここで質問することは大切なことと考えますが、やはりそれを見られている視聴者の皆さんが納得した上で視聴料金を払ったり、要望した番組を待っておられるんじゃないかなというふうに思っておるものですから、そういうことをしていただきたいなというふうに思っております。

そこで最後の質問ですが、いろいろなことを質問いたしましたけれども、今申しましたことを含めて町長に今後のポイントチャンネル、それから広報たかもりも一緒だと思います。情報を提供するというものでは一緒だと思いますので、町長は2期目の政策集にも掲げておられますが、正しい情報を等しく伝えるという面からどうやってこのポイントチャンネル、投資をしていきたいかというふうに考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤三治議員の一般質問に、最後に総括的にお答えをさせていただきます。

大変ポイントチャンネルに対してのいろんなアドバイスであったり、またお声であったり、住民のお声ですね。議員のスタイルとしての町民の声を届けるということに関して細かく御質問いただきまして、逆に私も良いことだなと聞いておりました。それはなぜかと申しますと、この情報基盤整備、光ブロードバンドの整備を町中くまなく高森町は行っております。今回、例えばこの議会でも通常、午後の一般質問になると、やはりなかなか傍聴の方が帰られたり、ほかの用件があられたりするわけでございますが、今は午前だろうが、午後だろうが議員さんと執行部のこの議論ということをしつかりテレビを通じて自分のタイミングで見れる、くまなく見ることができるわけです。行政放送ですから何回でもリピートで流しますので、お仕事の合間に時間があつたときに見ることができる。私がそもそもすべてこの情

報基盤整備を手がけた最初の理由が、高森町のどこの地域に、どこに住んでいても同じ情報を同じタイミングで見ることができる環境整備をつくと、そのことがデマや間違いが飛び交う町にはならないと、情報の共有化、それを共感化することができるというこの情報基盤整備事業を手がけました。情報基盤整備事業、これは町民の方もこのテレビ放送を見られていますので、よく勘違いをなされるんですが、情報基盤整備事業とたかもりポイントチャンネルは全く別のものでありまして、情報基盤整備事業をやったからこそ生まれた付加価値の何個かあるうちの一つがたかもりポイントチャンネルなんです。しかしながら、光ブロードバンド、インターネットは目に見えませんが、やっぱりテレビははっきり見えますからどうしてもポイントチャンネルに関してもお問い合わせであったり、要望であったりが町民の声を聞かれる後藤議員のところにはたくさん入ると思いますし、ほかの議員さんも同じ、また私も一緒だというふうに認識をいたしております。

そしてこれをやはりしっかり理解するためには、よほど先を見て勉強をしてこの施策を進めないと、少しでも間違えると逆に言いますとお金がたくさんかかったり、理解を得なかったりする部分というのが出てくるということです。今回、政策推進課長の馬原課長、初めて政策推進課長に今年から就任をなされましたが、非常に職員さん皆さん政策通でございますが、馬原課長もそうでございます。しかしながら、多分御本人に私確認をしたことはございませんが、政策推進課長になられまして初めて本当の情報基盤整備であったり、たかもりポイントチャンネルの詳細になぜこうなっているのかっていうところの詳細の部分までを、ほかの課にいれば、特に役所は縦割りですからなかなか自分の担当にならないと覚えれないというのが一番の今つらいところでありまして、なおかつそこを打破しなければ有料化のときには大変なことになるなということとは私自身、実は考えております。

そういう中で議員がこれだけ細かく質問していただきまして、ちょっとここはどうしても時間を議員いただいて、お答えをしたいと私自身も思っております。これは大事なことです。

この情報基盤整備光ブロードバンドを高森町のように、各1軒も残らず引き込んでいる自治体というのがほかにあるのかといったときに、なかなかない。それはどこの自治体かと、私がこの議場で言いますと問題になりますので、熊本県内のこの近隣であったり、若しくはほかの自治体でもよく見られます形というのが合併したところで各町村が、例えば何個か合併して、1つの主要な町、村だけは光ファイバーが使える、しかし同じ町なのに、ほかの山間部であったり、合併したほかの村の

部分は光ファイバーが全然通ってないという例っていうのはたくさん実はあるんです。例えば合併した市でも熊本の県内の市でもそういう例がありますし、いまだかつてそこが整備されてない。これは非常に私は、これは本来、これっていうのはものすごい問題意識を行政は持つべきじゃないか。そして住民も考えるべきじゃないか。熊本県も国も平成の大合併を進めた国側も考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

その上で情報基盤整備があった上に、付加価値としてできたたかもりポイントチャンネル。これは運営方法が三つございました。一つは完全な自主放送のみで番組を作る。要は文字もテロップだけです。例えばここに今ありますけど、この画面だけに本人通知制度はこうです。これがずっと流れるんです。これが1時間なら1時間、30分なら30分。人がそこに登場して説明したりとかではなくて、機械の声でこれを復唱して説明する。そういう自主放送の番組を作っているところがほとんどでございます。しかし、その自主放送ですら料金を取っているということでございます。それはなぜかと申しますと、先ほど議員さんがおっしゃったように毎年かかっている6,600万ですね。半分は送るほう、こちらから情報を発信している。向こうの受益者の方がこれは必要だと思ったら有料で契約をする。現在、議員さんがお褒めをいただきましたこの契約率の95.6%という、これは非常に高い契約率です。

ちなみに広報がどのぐらいの割合か、住民世帯数に関する広報がどの程度行き届いているのかと言いますと、多分広報よりもこのたかもりポイントチャンネルの契約率、要は同じタイミングに見れる。自分のライフワークの中で見ることが出来る。広報紙と同じような広報の媒体の一つとしては非常に契約率が高い。そしてなおかつ、先ほど御質問がありました高森温泉館等々の施設利用率に換算と、比較するわけにはまいりませんが、公共のインフラ整備の上で成り立っているという大前提の上で考えさせていただきますと、例えば温泉館の利用率が95.6%、高森体育館の利用率が95.6%であれば、それは多分何千万使おうが何億使おうが、議員の皆さまも町民の皆さまも許していただけると。しかしながら私は高い利用率だからこそ、先ほど岩下議員の私の考えと私も一緒ですと答弁しましたように、やはり高い利用率だからこそ受益者の応分の負担ということは発生するのではないかと。

しかしこちらが送る情報に関してとるわけにはいかないと。応分の負担を求める住民側の方がお金を払って、それは小額のお金になるように努力をして、その金額だったら納得して契約をしていただけるとすれば、応分の負担というのは必要だと

私自身は思っております。ただ、なぜこれをまとめて6,600万というふうになると、「わあ6,600万も年間かかるとっとか」というふうになりますけど、これはたかもり光ネットワークとの契約上、送ると住民が受けるほうと、明確に予算の一番頭出しのところでそれを細かく分けてしまいますと柔軟性がないんです。議員さんがおっしゃるように、後から住民が減っていったときに私たちはすべてのパイで、全体の6,600万でそこを操作できるようにやっておるのが私の最初からの考えでした。これを最初から分けて、明確に細かく細分化いたしますと住民が減っていった場合にじゃあどうなるのかということも分かっておりましたので、全体の中で調整ができるように6,600万で一括頭出しという形をとらせていただいたということです。3パターンある放送の中で自主放送のみ、これはもう本当に簡素な形になります。この形が多いです。特に阿蘇はこの形が多いです。

もう1つが自主放送プラスケーブルテレビと契約をする。これは年間数千万かかります。ケーブルテレビが契約しますと、先ほど東局長が言っていたような娯楽番組が入ってきます。となると私が唱えている日本一とんがった地域密着型の、ほかの人から見たらおかしいかもしれないけど、隣近所のおじちゃん、おばちゃん、自分が知っている人たちがテレビにいつも登場して情報を発信・共有してくれる番組作りをやると明言をして、私は政策集も作っておりますので、そのことがケーブルテレビを入れると実現できません。

また、多分私が思うには先ほど議員さんに評価の声が届いていると言われている住民の方も、私と同じような肌感、要は知っている方がいつも出られる、それが私は一番大事なことじゃないかなと思っておりますので、自主放送プラスケーブルテレビということは、最初から毛頭考えておりませんでした。同じ約3,000万をケーブルテレビに払うとするならば、送るほうで3,000万払って、そして受ける側、住民さん側からの評価をいただいた上に応分の負担をしていただいて、それをもって進めていくというのが私の設計の基本でございました。ケーブルテレビが入りますと、当然民間の放送ですから非常に私たちが思ったような、今切り替えてくれとか、来週番組を変えてくれとか、今週老人会の何があるから特別にちょっと放送してくれとか、こんなのは全く通用しません。大体2週間前にその枠を取らない限り放送ができないというのがケーブルテレビでございます。

プラス3つ目がですね、うちのように自主放送ながら自分のところでスタジオまで持って、なおかつ機材まで入れて自分たちでやりながら番組を作っていくと、このやり方をやっている自治体というのはあまりございません。これの厳しいところ

が議員が御指摘していただいた、素人の職員さんが果たしてやっていけるのかというところがございます。ここが一番懸案事項でございます、私も大変負担をかけながらも、一方では東局長のリーダーシップによってやる気を逆に持っている若い職員もたくさんいるし、若しくはほかの課でもポイントチャンネルでやってみたいというような若い職員も出てきているということでもございますし、一方ではそこにいけば大変だろうなと思われている方もいらっしゃるということも事実でございます。賛否両論もありながら、修正しながらやっていくことが、止まらないことが私は一番の付加価値をこれから生んでくるものだというふうに確信をいたしております。

また、先ほどの特にアンケート調査についても御質問なされましたが、当然これは予算を計上いたしております。これは本来であるならば、双方向を実現している現時点で仮定とするならば、アンケートは非常に簡単に取れるわけでございます。今の95.6%の視聴率で行政放送だとすると、自分のタイミングで見たときにアンケートに答えればいいという形になります。若しくはデータ放送を使ってアンケートという項目がありまして、そこを押していただいて自分でリモコンを使ってアンケートをやることができます。この双方向を実現するのに約7,000万から9,000万円ぐらい、全世帯に双方向を入れるとかがかりますし、私から見ると1億円もかからずにできるのかなということなんです。ただ、ここに1億円を投入するとなるとですね、やはりこれはどんな過疎債を使ったといたしましても、起債を使ったといたしましても住民の皆さまの加入率95.6%、まさか大変すばらしい数字を課が出していただいて、頑張っていると。今でも頑張って契約を取っていただいています、この率がやはり高くないと議会に対しても説明ができないというふうに考えておりましたので、非常に感謝もいたしていますし、これから以降やはり双方向に向かって、当然実現に向かって頑張るべきではないかというふうに考えております。

値段に関してでございますが、議員がやはり一番聞きたかったのはここだというふうに思っております。私、選挙でも実はお約束をさせていただきました。これを平成30年以降、有料化の方向に向かっていくという意向でありますので、当然そのこの1年、30年にすべてを住民の皆さまに契約するかしないかというのを問うて、31年からということもございますが、私と議員さんたちの任期は平成30年まででございます。31年になると新しい首長さんが選挙で選ばれます。その首長さんの政策であったり、若しくは議員さんの政策であったり、若しくはそれまでにこの

高森の情報基盤整備を精一杯背負ってやってきた私たちと議員さんと、新しくそれから以降になられる方、また思いも違うと思いますので、次の世代に住民への応分の負担を求めることを次の世代に先送りをするべきではないというふうに私自身は考えております。私の2期目の中でしっかり議員さんがおっしゃるように、住民の皆さまにこのポイントチャンネル、情報基盤があつてからこそできたポイントチャンネルのよさ、そして広報力、そして公共性、これをしっかり問うていながら、そして最終的には平成30年度には住民の皆さまにどうされるかということをお願いしたいというふうに考えております。この金額に関しましては、約1,000円ということを経験の段階で、上限はあるがということですが、少なくとも私が思うには、やはり行政というのは、これは行政サービスの提供の一環でもございますので、そんな高額をとってケーブルテレビを入れているところみたいに3,500円とか、2,500円とか取るとはございません。それからより下がるために、例えばCMの導入であったり、たかもりポイントチャンネル10チャンネルとプラス1チャンネルということまで可能です。通販番組を入れますと、その収益が約10%ぐらいいは入ってくると思います。しかしながら、入ってくるお金に関してはすべてうちが持っている情報基盤整備じゃございません。民間企業が持っているところでございますので、むこうにお金が入ると。じゃあその分を毎年毎年払うランニングから減らしていただきたいという交渉もやらなければいけないし、住民の方に通販番組を提案するとなると、やはりその番組の精査も行政としても必要じゃないかというふうに考えております。

私が実は個人的な考えで、たかもり光ネットワーク株式会社に昨年、

○議長（田上更生君） 町長。

すみません、私のほうから。今、3番 後藤三治議員の1時間オーバーをいたしておりますけれども、住民の皆さま方にとりましては非常に関心のある今の答弁の途中だというふうに思いますので、少しだけ延長させていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい、では町長よろしくお願ひします。

○町長（草村大成君） 申し訳ございません。

私のほうからたかもり光ネットワークに、本社がここに設立しているわけですからできればほかのところでもたくさん同じような事業をやっていただいて、法人税を稼いでいただきたいと。そのことによってたかもりポイントチャンネルを運営す

る部分に関して新たな協力を得たりすることも可能かという問い合わせも私は行っております。できる限り住民の皆さんに負担をかけないことをやっていく所存でございます。

そして議員さんのおっしゃる町民に対する説明に関しては、私は今年は時期尚早だというふうに考えております。なぜかと申しますと、先ほど議員さんおっしゃいましたように権利の問題であったり、例えば料金徴収の問題というのはどうしてもお金は払いたくないというのは私もそうでございますので、それをしっかり問う前、すなわち今年試験放送が終わって1年経って2年目ですので、ここでしっかり住民さんにポイントチャンネル、情報基盤あつてのポイントチャンネルのよさをさらに訴えてですね、29年度中にはやはりしっかり私自身も町民の皆さんに問うていかなければいけないというふうに考えております。先に走ってしまいますと、値段は安くしてくれ、これはこうだ、あれはこうだという話しか出てこないのが、私は現時点ではそうじゃないかなというふうに考えております。せっかく95.6%の契約率を誇っているたかもりポイントチャンネルですので、そのポイントチャンネルの中でもしっかり料金の、例えば30年以降、30年か31年以降の今のこの考え方であったり、これまでの発言に対してのしっかりした説明をポイントチャンネルを通じてやるのがこの28年は必要だというふうに考えておりますが、地域別の説明会等々、細かい説明会に関してはやはり今年ではなく、来年ではないかと時期的には考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 時間を超過しての答弁をいただきました。本当にありがとうございます。町長はこのポイントチャンネルを進めていく気持ちの強さを知りましたし、私たちもこのポイントチャンネルを町長と一緒に進めた議員としても、やはり町民に喜ばれるそういう施設になってほしいという思いで今、質問させていただきました。

冒頭言いましたように、ちょうど広報たかもりもポイントチャンネルも1年が経とうとしているこの時期に、やはりアンケートなり説明会をというお願いをしたところでございますが、今町長が言われましたように、やはり適切な時期にそれはやるということでもございますので、それはそれでいいと思います。私たちも今後、町民に対していろいろな問い合わせがあった折については、今お聞きしました事情を説明しながら、一緒に頑張っていきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 休憩をいたします。

ポイントチャンネルの放送時間等の都合もございますので、2時50分より再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時45分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。6番目、最後の質問となります。大変お疲れのことと思いますけれどもよろしくお願いをいたします。

今回は先に通告をしておりましたように、財政の状況と財政の運営の考えについてお尋ねをいたします。

財政運営につきましては、昨年12月の議会で10番 佐伯議員が質問をされました。その質問に対しての答弁内容等につきまして、かつて私が財政を担当した経験を踏まえて、私なりの考えを述べ質問をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

まず、経常収支比率についての答弁で、26年度の経常収支比率が84.5%で、公表されている25年度阿蘇郡市管内では産山を除くすべての自治体が80%以上であると答弁がありました。阿蘇郡市といいますと、市もありますし村もあります。当然、自治体の人口や産業構造、財政規模も違うわけでありまして、したがってそれぞれの自治体の行政水準や財政水準を容易に、しかも客観的に把握し、比較するためには一般的に用いられているのが類似団体別市町村財政指数であります。

そこでこの類似団体の経常収支比率はどのくらいなのか、その数値についてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 5番 芹口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、類似団体別財政の状況ということでございますが、類似団体につきまして

は、まずそもそも累計でございますが、人口を5段階、それから産業構造、1次産業から3次産業まで、その就業人口につきまして3段階に累計されております。町村につきましては全部で15累計ということでございます。

人口5,000人以上、1万人未満の本町におきましては、2の0という区分に分類されます。この2の0の累計につきましては、全国で111団体、県内におきましては本町を含めまして4団体。ちなみに本町のほかには玉東町、津奈木町、相良村、これら4町村が2の0という分類にございます。

類似団体の比較につきましては、最新のものでございまして平成25年度のもの、平成25年度の決算状況ということが最新の数値で公表されておりますので、25年度の数値でお答えさせていただきたいと思っております。

本町と同じ累計の団体の経常収支比率につきましては、81.0が類似団体の数値でございます。これに対し本町につきましては82.6ということで、若干類似団体よりも高い数値となっておりますが、ほぼ同程度の数値ということになってございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ただいま類似団体の経常収支比率は25年度の数値で81%という答弁がありました。また、12月の答弁の中で平成16年度の経常収支比率は91.7%と答弁がありました。ちょうど平成16年当時は地方税も減少をしております時期でもありましたし、小泉内閣の三位一体改革で地方交付税の削減が行われ、経常収支比率は本町だけではなく、全国的にどの町村も高い数値を示していた時期であったわけでございます。

それでそもそも経常収支比率とはどういったものなのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 自席から失礼させていただきます。

経常収支比率と申しますのは、財政の硬直度を測る数値。分かりやすく言いますと、財政的な余裕度、余裕がどれだけあるかということ。また、財政構造の弾力性あるいは柔軟性を判断する指標となるものでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ただいま答弁がありましたように、経常収支比率は財政の弾力

性または硬直度、通常財政の善し悪しを判断する指標に使われるわけでございます。

本町は、先ほど82.6%という答弁がございました。12月の議会の答弁でも本町の財政はちょっと柔軟性が低いというふうに課長補佐は言っておられました。もつともだというふうに思います。

そこで柔軟性が低い原因はどこにあるのか、検討されることも大事であると思っております。経常収支比率を算定する際、分母となります経常一般財源に占める交付税、それから地方税、また経常的に収入される使用料、手数料、財産収入などの割合は類似団体と比較してどうなのか。税収や使用料、手数料など低いならどこに原因があるのか。また分母となります経常的経費も人件費、物件費、扶助費、公債費など類似団体と比較してどうなのか、高いとすればどのようにどこを削減すべきか検討されることも必要ではないかというふうに思います。

当初予算の概要書にも経常的経費の補助費等、それから物件費、扶助費、繰出金は過去5年間、年々増加していると記載をされております。今日午前中の一般質問でもありましたが、公共施設総合管理計画で施設の管理運営が見直されるということになれば、物件費等につきましては削減がされるものというふうに思います。

また、今回の議会で提案をされました過疎地域自立促進計画では、公会計の整理について述べられておりますけれども、現在の地方自治体の会計制度では極端に言えば、当該年度にどのような収入があり、それを何に使ったか、これを明らかにするという仕組みでございます。公会計の整備によりまして、負債や資産等の状況を示した貸借対照表、それから行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表が作成をされ、このことによりまして町が今まで整備してきた資産や行政サービスコストがどのくらいかかっているのかが明らかになりますし、資産や債務といったストック情報を活用した行政経営の改革改善にも生かすことができるものだというふうに思っております。

そのほか財政事情として決算の結果が公表されておりますし、5年ほど前から財政措置の経年比較も行われております。また、現在、財務諸表の作成も行われているようであります。このような財務数値についてこれらを検証して健全な財政運営と財源の効率化に努めていくことが大事だと思いますが、そのようないろんな資料を活用した財政検証等の取り組みは現在なされているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 御案内のとおり、本町におきましては平成22年度決

算分から単式簿記、それまでの単式簿記による公会計と併せまして新地方公会計制度によります財務4表、つまり貸借対照表などの4表を作成いたしております。これは北海道のある自治体の財政破綻、これを受けまして全国の自治体に強く求められたものでございます。それまでの単純な予算決算によるものだけでなく、町の試算、それから債務情報ですね、先ほどおっしゃいました債務情報、また行政サービスの提供に係るコストですとか、住民の負担がどれだけあるのかななどを明らかにするというところでございます。ただ、全国的にその公会計制度に対する意識が低いというところもございまして、全国の自治体におきましてその成果を実質的に活用されていないということが検証されております。これを受けまして国は、昨年統一的な基準によります地方公会計の整備促進により、例えば予算編成等いろんな面で積極的に活用するよというを全国の自治体に依頼をされているところです。

本町におきましても現在のところ、本格的な活用をいたしておりませんでした。そのようなことを受けまして、今後広く活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 元来ですね、公会計で財務諸表を作成する目的はP D C A、いわゆる計画、P L A Nは予算であります。実行D Oは予算の執行検証、それからC H E C Kは財務諸表による決算の見直し、A C T I O Nは行政評価の反映といった予算マネジメントにおいて有用な会計情報を提供することにあるというふうにいわれております。せっかく財務諸表もできておるようでありますので、ぜひ財政運営に活かされるようお願いをしたいと思います。

また、財務諸表につきましては、できるならば議員に配付していただきますと、決算審議も役に立つと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、地方債と基金についてお伺いをいたします。10番 佐伯議員の質問に対しまして地方債の残高が平成15年度のピーク時には65億4,800万円、一方財政調整基金の残高は4億9,200万円。現在は地方債の現在高が48億8,600万円、財政調整基金の残高は12億9,400万円になったという答弁がありました。借金であります地方債の額が減少し、直近であります財政調整基金の額が増加することは好ましいことではあります。このことは財政担当者の御努力に感謝をいたしますけれども、一方では財政比率を維持しながら地方債も活用し、住民の福祉や所得の向上、地域の活性化、産業の振興のための必要な事業については積極的

に投資をする、そのような財政運営に当たることも必要ではないかというふうに思います。道路などのインフラ整備や農業の基盤整備、観光振興のための施設整備、教育や防災の施設整備は未来への投資でありますし、次世代への投資でもあります。したがって地方債を借りて、インフラ整備などをした事業に対して償還という形で将来恩恵を受けるであります次世代の方にも負担をしてもらう。地方債については、そのような考え方もあるわけであります。

また、佐伯議員が言われましたように、後世の人に過剰なつけを残すことだけは厳に慎まなければならないことは当然でございます。

そこで地方債の活用について、また地方債を起こされるときにどのような点に留意をされているのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 地方債の活用上の注意点と、こういうことでございます。地方債につきましては、地方債の残高に伴う財政負担をあらわす比率といたしまして、実質公債費比率というものがございます。この比率につきましても、先ほど類似団体の御案内がございましたが、類似団体との比較ということで今、若干説明させていただきますと、本町におきましては9.9という数値でございましたが、類似団体は9.8という数値でございます。ほぼ類似団体と同じような数値となっております。

まず、1点目はこの実質公債費比率ということに注意する点ということでございます。それから本町におきましては、主に過疎債及び辺地債、それから臨時財政対策債というこの3種類を主に借り入れております。一部他の起債もございますが、財務局からの財政融資資金ということで借り入れを行っています。今後でもですね、元利償還金に対する地方交付税の割合の高い町にとって有利な制度でございますこの3種類、過疎債、辺地債、臨時財政対策債を中心に引き続き借り入れを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今回、27年度それから28年度予算を見ましてもですね、交付税算入措置があります過疎債、辺地債、臨時財政対策債などの活用が多いことが見受けられます。このことは今言われましたように公債費制限比率、また公債費等引き下げている一つの要因でもあろうかと思えます。このように過疎債とか辺地債に頼られることは良いことですが、しかしながらまだまだ地域によりましては道路の整備や施設の整備が必要なところがたくさんあります。

今回の過疎自立促進計画では、住民の利便と安全性を考えた道路の整備により生活の向上を図りますとありますけれども、平成32年度までの整備計画路線、20路線のうち19路線は高森色見地区で、山東部の整備計画路線は、村山・高尾野線、わずか1線のみであります。昨日の建設経済委員会で山東部の道路整備計画について尋ねましたところ、辺地債で対応したいという答弁がありましたが、ぜひとも過疎債、辺地債以外の地方債も有効的に活用しながら、それぞれの地域の要望にも応えていかれるようお願いをいたします。

また、財政調整基金についてどのくらいの額が本町では適当か議論されたことがございます。1つの目安となるのが類似団体の指数であります。基金の額は、類似団体では人口1人当たり20万941円であります。これを本町の人口約6,700人に掛けますと約13億4,000万円となります。当初予算の説明では、27年度の決算見込では13億円程度になるとのことですので標準的な基金の額といえるのではないかというふうに思います。

最近のように、国の緊急経済対策や地方創生事業など緊急に対応すべき事業や、町長の行政手法として施策として必要と考えた事業については、即断で実行される、そのような行政手法にも柔軟に対応できるような財政余力として、少なくとも今後も13億円程度は確保しておく必要があるのではないかと私は思っております。

次に、特定目的基金であります。今回、過日によって運用する基金、いわゆる利子運用基金については利子も少なく、活用も少ない4つの基金を廃止する条例が提案をされました。このような基金については議会でも廃止すべきとの意見も出ておりましたので、議会の初日に可決いたしました。その廃止した基金の額は一旦財政調整基金に繰り入れ、一般財源化するとの説明がありました。

私はこれまでせっかく基金化していた財源ですので、ここで一般財源化するのではなく、今、課題であります少子化対策や子育て支援のための基金を新たに創設することも必要かと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。これにつきましては、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 芹口議員の御質問にお答えをいたします。

今回、4基金については、その廃止について御決定をいただいたところでありますけれども、議員がおっしゃいましたように、活用が少ないというのが一番大きな原因ではありました。今後、少子化対策であったり、その他の基金創設の考えということでお尋ねでございますけれども、基金については目的があって設けるもので

ございますので、今後少子化対策であったり、子育てであったり、その規模が大きく、また長期にわたる財政負担が発生すると予想されるものについて、その必要性を検討の上、必要な基金の創設についてはその都度、御提案をさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ただいま答弁がありましたけれども、やはり今の緊急的な課題であります子育てとか、少子化対策とかそういったための基金の創設をぜひやっていただきたい、そういうものに活用していただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、マイナス金利下における公金管理についてお伺いをいたします。

公金の管理につきましては、自治法の定めによりまして、確実でより有利かつ効率的に運用するよう定められております。河崎課長は私が収入役をしているとき係長でしたので、国債を導入した経緯についてはよく御存知だろうと思いますが、私が収入役をしていた平成15年当時は金利も超が付くほど超低金利時代でした。その上、金融期間が破綻した場合、預金額の1,000万円とその利息までしか払い戻しが無い、ペイオフの導入直後でございました。そのようなことからより安全で、有利な国債の運用を考えたわけでございます。今では国債の運用は一般的ですが、当時は県下の町村では国債の運用を行っている町村はほとんどありませんでした。たまたま益城町が実施しているというふうに聞きましたので、益城町に運用方法や手続きについてお聞きをし、監査委員にもお話をし、たしか5年の短期国債、1億円から始めたような記憶がございます。

そこで、現在国債はどのくらいの額を、どのくらいの期間で運用されているのか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 会計課長 河崎みゆきさん。

○会計課長（河崎みゆき君） 5番 芹口議員さんの御質問にお答えします。

国債の運用額と期間についてお尋ねでございしますが、現在運用しています国債は額面価格で申し上げます。30年ものが2件で8億5,000万円、20年ものが4件で7億9,920万円、総額16億4,920万円となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ただいま課長の答弁で国債につきましては20年、それから3

0年長期国債、しかも16億を超える額の国債が運用されているようでございます。1月29日、日銀がマイナス金利政策の導入を決定いたしました。これまで比較的
安全で運用資産としてきました国債が購入して満期まで保有すると、損失が出る
というような報道もなされました。このようなマイナス金利下において、本町の国債
運用に影響はないのか、またマイナス金利下において今後どのような点に留意をさ
れ、公金管理に当たられるのか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 会計課長 河崎みゆきさん。

○会計課長（河崎みゆき君） 自席から失礼いたします。

今回、日本初となるマイナス金利の導入が決定されたことにより、今後の定期預
金の金利については少なからず影響が出てくるものと思われま。定期預金につい
ては現時点でも非常に低金利で運用収入はあまり見込めない状況です。一方、国債
につきましても、本町が持っていますものは1.1%から1.8%と高利率のものを
所有しています。この国債による27年度の利子収入は約2,500万円になる見
込みです。

そこでマイナス金利下における影響が気になる場所ですが、既に取得している
これらの国債については何ら変更はないとのことですので、残存年数の間は資金の
財源として見込めるものと思っております。

また、マイナス金利下において今後、どのような点に留意していくのかという御
質問ですが、収益性だけを重視すると高利率のものが良いように考えられますが、
高森町会計管理者の管理する資金については、平成25年度に作成されております
高森町資金管理方針がございますので、これによりまして安全性の確保及び支払い
等に支障を来さないよう資金の流動性が確保できる定期預金と、事業の財源となる
運用収益が見込める国債とのバランスをとりながら、より効率的な公金管理に努め
ていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 国債につきましても、このマイナス金利下におきましても何ら
影響はないということをお聞きしまして安心したわけでございます。ペイオ
フの導入またマイナス金利の時代ですけれども、自らの公金管理運用につきましても、
自己責任が伴いますし、今後とも基金をはじめ、公金の管理運用につきましても
は金融市場の動向を注視しながら、金融機関の健全性等も把握した上で金融商品
の選択等慎重に行っていただきまして、管理運用に努めていただきますようお願いい

をいたします。

最後になりましたけれども、財政運営についてお伺いをいたします。

財政運営は長期的な視野に立って、計画的かつ安定的な財政運営が行われていくことが求められております。そのためには財政分析を行って現状把握をすることが大事でありますし、その際、経常収支比率とか公債比率とか、一つ一つの数字にこだわらず、トータル的に数字を見ることが大事でございます。また、現在、経常収支比率や公債費比率が少し高くても、将来箱ものを造ったり、大きな財政出動がなければあまり心配はいりませんけれども、その反対であれば将来の政策を見直すなど、対応を検討することも必要になってくるというふうに思います。

いずれにいたしましても、財政計画の策定はぜひ必要でございます。今回、28年度から32年度までの過疎地域自立促進計画が策定をされました。また、町長のマニフェストに沿った総合戦略化計画も策定をされるようでございます。ぜひそういった計画に基づく財政計画を策定していただきまして、そして将来財政的余力があれば、併せて優良地方債等も活用しながら住民の福祉の向上や地域の活性化のために積極的に財政投資を行うなど、効率的な財政運営も必要というふうに思いますけど、担当者として財政計画の策定も含めて今後、財政運営をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 自席から失礼いたします。

議員おっしゃいますように、行政運営また財政運営における指針となるものとしたしまして、財政計画が必要であるというふうに思っておりますが、本町におきましては現在、財政計画はございません。御案内のとおり、過疎地域自立促進計画の策定と併せまして、町の総合計画ももう間もなく出来上がるというふうに聞いております。概要版について本年度中に配布できるというふうに聞いております。それらの計画を踏まえた上で、まずは5年程度の中期財政計画あるいは長期的な計画も必要ではないかと、策定していきたいというふうに考えております。

また、担当者としての考えということでございますが、ここ数年間、地方債の残高の検証あるいは財政調整基金残高の増加ということで、町の財政状況につきましては以前から申し上げておりますが、比較的安定した状況であるということはいえます。ただ、御説明のとおり、経常的な経費につきましては、右肩上がりですぐに上昇しております。今後も続いていくものと思われま。

今回の当初予算編成におきましても、昨年度以上に予算編成が厳しい状況にある

というふうに財政担当として感じているところでございます。そのようなことから財政担当といたしましては、将来的な負担、将来的な財政負担の増加を考えますと、少しでも借金を少なく、また貯金を多くしておきたいという思いもございますが、逆に議員おっしゃいますように、そのことだけにこだわって住民サービスや生活環境の整備などがおろそかになってはいけないというふうには思っております。

先ほどの経常収支比率あるいは実質公債費比率などの数値を見極めながら、一つは国や県などの補助率の高い補助金を積極的に活用していくことはもちろんですが、本町にとりまして有利である交付税措置の高い過疎債、辺地債等を十分活用し、道路整備等、先ほど言われましたようなハード事業につきましても進めていく必要があるものというふうに財政担当としては考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今後の財政運営につきまして、ただいま担当者から答弁がございました。少し時間もあるようでございますので、町政の執行者として町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 芹口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今後の財政運営の考え方についてということで、まずその前に財政計画の策定ということで、御承知のように総合計画、総合戦略が出来上がります。その後中期財政計画の3年から5年間の版を私自身は考えておいた次第でございます。当然、財政担当としては長期の計画も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、ちょうど議員さんが収入役をなされているときにペイオフだったということで先ほどお聞きいたしまして、大変厳しい時代によく国債の運用を考えつかれたなど。また、益城町も当時一緒に高森とやってたということで、大変私も驚いた次第でございますが、非常に先駆的な財政運用をなされてたんだなというふうに先ほど感銘をしたところでございます。

今後、当然数値も大事でございます。ただ、私、民間企業におりまして当然、貸借対照表等々民間の見るポイントと、やはり行政の見るポイントとはまたちょっと違うところがあるわけでございますが、数字だけにはとらわれず、やはり最終的にこの工事、若しくはハード事業をやった場合10年後どうなるかということもよく考えてやっていくことによって、数値っていうのは自然的に下がってくるもので

ございますので、地元に必要な、地元の負託を得られて議会議員として議員になられております議員さんの要望は地元の要望ということで、しっかり取り組んでいかなければいけない。取り組む際に私1期目のときも2期目のときも手法は同じでございます。単独ですべてばんばんやっていくのも一つのやり方かもしれませんが、高い交付金、国の認可を受けて事業実施の採択を受けた上で高い交付金を得て、残りを過疎債若しくは山東部であれば辺地債をしっかりと使っていきような、そういう方向性にもっていきたいというふうに思っておりますし、1期目の4年間、芹口議員さんに随分御指導いただきましたが、ほかの改選前の議員さんもやはり当時は非常に熱い地元の要望、今までできてなかったこと、それぞれの議員さんがおっしゃって確かにそのとおりでございますし、それはその地域の優先順位が一番上でございますので、できる限り私自身もやってきたわけでございます。当然、先ほど議員さんおっしゃいましたように、地元の草部南部の白水路等々、永野原・河原線等々議員さんがずっと言われてたことを一緒にやってきたわけでございますが、まだまだやらなければいけないことはあるということも私は理解をいたしております。過疎計画で19路線が高森だったということでございましたが、当然辺地債も活用しながら、ほかの起債も活用しながら提案をしまいたい。また、協議をしまいたいというふうに考えております。

一つ私が思うのは、やはり今、この流れが高森町に議員さんが思われる流れがしっかりと行政の流れ、政治の流れもあるとするならば、私の2期目中にぜひとも草部・野尻地域の山東部の方が要望される、その代表される議員さんが本当に優先順位を一番に上げられることに関しましては、積極的に提案、そして国に働きをかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今回、財政関係について質問をいたしました。今の町長の答弁の中で過疎自立計画の中で19路線高森と言われましたけども、19路線高森色見地区が19路線ということでございますので、申し添えたいと思います。

ただいま事務方、また町長からの答弁がございました。今後、少子高齢化や格差の拡大で扶助費等の増大は避けられないというふうに思いますし、本町のように小さい市町村につきましては、その辺の多くを交付税等の国の依存財源に頼っております。国の政策に大きく影響をされるわけでございますけれども、そのためにも国の財政投融资計画等に注視をしながら、財政の構造や経済の変動や、行政の内容等

に十分に対応しえるような財政運営に徹していただきますようお願いをすることはもちろんでございますけれども、財源の効率的活用等によりまして、それぞれの地域の住民の福祉や生活環境の充実のための施策の推進にも一生懸命努めていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

併せて財政計画の策定はぜひともやっていただきますようお願いをいたします。また、厳しい金融状況でありますけれども、引き続き慎重な交付金の運用に努められますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後3時35分

3月18日(金)

(第3日)

平成28年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成28年3月18日
午前10時15分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	2 番	岩 下 健 治 君
3 番	後 藤 三 治 君	4 番	興 梶 壽 一 君
5 番	芹 口 誓 彰 君	6 番	立 山 広 滋 君
7 番	森 田 勝 君	8 番	本 田 生 一 君
9 番	田 上 更 生 君	10 番	佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	住民福祉課長兼生活環境課長	安 藤 吉 孝 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	沼 田 勝 之 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	河 崎 みゆき 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	たからポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 白石 孝二 君

開議 午前10時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） これから本日の会議を開きます。

なお、監査委員事務局長、安方含君、建設課課長補佐、荒牧久君から欠席届が出ておりますので、御報告いたしておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第6号 高森町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（田上更生君） 議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、3月9日に委員会を開会し、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐、津留係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、甲斐政策指導監、定光課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺

審議員及び担当係長、住民福祉課より安藤課長、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、3月9日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐に出席を求め、改正条例の内容等につきまして詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 高森町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、3月9日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、3月9日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、人事院勧告に沿った改正でもあり、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第21号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

- 文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正につきましては、3月14日に委員会を開会し、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 2 2 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 2 2 号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 2 2 号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正につきましては、3 月 1 4 日に委員会を開会し、住民福祉課より安藤課長、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 2 号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 2 3 号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 2 3 号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 2 3 号、高森町子ども医療費助成に

関する条例の一部改正につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第24号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第25号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 27 号 高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一
部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第 27 号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する
基準を定める条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありまし
たので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 27 号、高森町地域包括支援センタ
ーの職員等に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、3 月 14 日に委
員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、
詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定い
たしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、高森町地域
包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正については、委員
長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 28 号 平成 27 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第 28 号、平成 27 年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月9日に委員会を開会し、税務課より沼田課長、野尻課長補佐、佐伯課長補佐及び担当係長、会計課より河崎課長、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐、担当係長、たかもりポイントチャンネル事務局より東局長、担当係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、甲斐政策指導監、定光課長補佐及び担当係長、議会事務局より佐藤事務局長、白石係長に出席を求め、補正の増額理由、減額理由につきまして、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長、住民福祉課より安藤課長、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第31号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求め

ます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第32号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第33号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第34号 平成28年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、3月9日に委員会を開会し、税務課より沼田課長、野尻課長補佐、佐伯課長補佐及び担当係長、会計課より河崎課長、監査委員事務局より安方局長、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐、担当係長、たかもりポイントチャンネル事務局より東局長、担当係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐、後藤課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、甲斐政策指導監、定光課長補佐及び担当係長、議会事務局より佐藤事務局長、白石係長に出席を求めました。特に、総務課より予算の概要について詳しく説明を受けるとともに、新規事業につきましては、各課より各費目にわたり事業の概要等につきまして詳しく説明を求め、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長、住民福祉課より安藤課長、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第35号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第36号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第37号 平成28年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月14日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第38号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第39号 平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月15日に委員会を開会し、建設課よ

り松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第40号 平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

- 総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月9日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、甲斐政策指導監、定光課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

地方創生特別委員会から報告いたします。平成28年1月14日木曜日、午後2時30分から、熊本市中央区にありますホテル熊本テルサホールにおいて開催されました「くまもと創生フォーラム」に、地方創生特別委員会委員ほか議長が出席いたしました。これは、人口減少社会に対応するため、地方創生総合戦略策定に県と市町村が連携強化に向けて合同開催したもので、フォーラムには議員や行政局員等、約350名の参加がありました。

まず、一橋大学の辻琢也副学長の基調講演があり、「人口減少は事実として認めなければいけない。今後、どうやったら元気なまちづくりができるかが地方創生の実践に向けて課せられた課題ではないか」という内容でした。

次に、パネルディスカッションが、「熊本創生に向けて」のテーマで行われ、県知事及び市町村長がパネリストとして登壇され、大西熊本市長は、市町村の連携強化を訴えられ、また高寄玉名市長は、雇用創出の重要性を強調されました。北里小国町長は、町民有志による会議でまちづくりの意見交換を実施との事例発表、最後に内山山江村長は、創生のかぎは特産の栗が握ると意欲を語られておりました。最後に、蒲島県知事は連携に向けて県と市町村の人事交流を倍に増やしたい。若者の流出抑止へ給付型の奨学金創設を考えるとといった表明もありました。本町においても、昨年10月に策定した「高森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における具

体的施策も重要ですが、特に「高森町美しいまちづくり」を通して、「ずっと住みたい我がまちをつくる」という基本的な概念・コンセプトを実施していただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（田上更生君） 降灰対策特別委員長 本田生一君。

○降灰対策特別委員長（本田生一君） 8番 本田です。

降灰対策特別委員会より報告を申し上げます。

本定例会におきまして、審議事項はございませんでしたので開催をいたしておりません。

今後の委員会開催につきましては、阿蘇山の状況を見ながら、その旨を見ながら開催をいたしたいと思います。

終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長、興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は3月16日に開催し、議会広報「絆」62号発行の内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、3月定例会初日の質疑、平成28年度の一般会計予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。

今回は5月上旬の発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

ひと言御挨拶申し上げます。

本日の本会議のですね開催が遅れましたこと、これにつきましては、議会の議論等が決定をいたしませんでしたので、開会が遅れましたことをまずもおわびをしたいというふうに思います。

本年3月の当初予算におきまして、一般会計予算で44億8,000万円強のですね、予算の決定を見たところでございます。各常任委員会付託案件等につきましてもですね、慎重に、なおかつ詳細に説明を受けながら決定をしたところでございます。これからもまた職員、それからまた議会も一丸となって住民の福祉向上、あるいは安心・安全・防災、すべての面においてですね、スピード感を持った、町長がいつも申しておりますように、やはりスピード感を持った対応、それから丁寧な住民に対する説明等も必要になってくるかというふうに思います。住民の皆さんが本当に満足していただける安心・安全感を感じながら暮らしていただける高森町づくりのために、本年度、28年度予算、一般会計予算、それから特別会計予算等々もでございます。これからの執行にですね、万全を期していただきたいというふうに思います。

長時間の御審議、ありがとうございました。簡単でございますけれども、私の御挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成28年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成28年第1回定例会

平成28年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111